

平成22年 9月 決算特別委員会

平成二十二年決算特別委員会

決算特別委員会会議録第四号

日 時 平成二十二年十月六日（水曜日）

場 所 大会議室

出席委員（四十八名）

委員長	小畑敏雄
副委員長	西村じゅんや
副委員長	田中優子
	石川征男
	大場やすのぶ
	上島よしもり
	宍戸のりお
	下山芳男
	菅沼つとむ
	鈴木昌二
	畠山晋一
	山口ひろひさ
	山内 彰
	飯塚和道
	市川康憲
	岡本のぶ子
	佐藤弘人
	杉田光信

高久則男

高橋昭彦

平塚敬二

諸星養一

上杉裕之

風間ゆたか

重政はるゆき

すがややすこ

中塚さちよ

中村公太郎

藤井まな

岸 武志

桜井 稔

里吉ゆみ

中里光夫

村田義則

桜井純子

竹村津絵

山木きょう子

吉田恵子

大庭正明

小泉たま子

唐沢としみ

羽田圭二

木下泰之

あべカ也

稲垣まさよし

上川あや

ひうち優子

青空こうじ

出席事務局職員

議事担当係長 井上徳広

出席説明員

副区長 森下尚治

世田谷総合支所 総合支所長 千葉信哉

地域振興課長 宮崎健二

すぐやる課長 吉田宗史

北沢総合支所 総合支所長 安水實好

地域振興課長 薄根義信

玉川総合支所 総合支所長 西澤和夫

地域振興課長 本橋安行

砧総合支所 総合支所長 須田成子

地域振興課長 坂本雄治

烏山総合支所 総合支所長 河合岳夫

地域振興課長 安齋俊彰

生活文化部 部長 城倉 茂

市民活動推進課長

澤谷 昇

地域窓口調整課長

高山義貴

文化・国際課長

花房千里

男女共同参画担当課長

大石智康

区民健康村・ふるさと交流課長

関 勝行

消費生活課長 黒田明敏

スポーツ振興担当部

部長 山崎廣孝

スポーツ振興課長

鈴木孝之

環境総合対策室 室長 田中 茂

環境計画課長 市澤廣幸

環境保全課長 畑中 健

産業政策部 部長 杉本 亨

商業課長 菅井芳彦

工業・雇用促進課長

金澤眞二

都市農業課長 齋藤幸夫

清掃・リサイクル部

部長 板谷雅光

参事 溝口 猛

管理課長 原田茂実

事業課長 阿部晃一

世田谷清掃事務所長

山本茂孝

砧清掃事務所長

岩淵博英

本日の会議に付した事件

認定第一号 平成二十一年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定

認定第二号 平成二十一年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定

認定第三号 平成二十一年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定

認定第四号 平成二十一年度世田谷区老人保健医療会計歳入歳出決算認定

認定第五号 平成二十一年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定

認定第六号 平成二十一年度世田谷区中学校給食費会計歳入歳出決算認定

(区民生活委員会所管分に対する質疑)

午前十時開議

○小畑 委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○小畑 委員長 本日は、区民生活委員会所管分の決算審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

民主党、どうぞ。

◆中塚 委員 皆様、おはようございます。本日は、区議会民主党の区民生活領域最初の質問としまして、今、我が党が国を挙げて一番に取り組んでおります雇用のことについて質問いたします。

この主要施策の成果八四、八五ページに中小企業の人材活用への支援とありますが、この八五ページの②就労支援拠点事業の実績がイ)のところで、求職登録が七百三十一人に対し求人登録が九十社、二百二十三人となっています。この就労支援拠点事業は、実は前年度の平成二十年度の主要施策の成果と比較してみますと、二十年度のときには、求職の登録が三百四十六人、求人の登録が三百三十四社となっていて、つまり、この一年間で求職者のほうは三百四十六人から七百三十一人と倍以上ふえている一方で、求人登録をした会社のほうは三百三十四社から九十社で、七割減よりさらに減っているというわけです。

今回の平成二十一年度決算の実績のほうは、平成二十一年、二〇〇九年四月から平成二十二年、二〇一〇年三月までの一年間ということですので、これはリーマンショック以降の雇用情勢が最も冷え込んでいたときの実績ですから、この求人の落ち込みようは、そういった社会情勢が背景にあるのかと思います。

ことし三月の予算特別委員会では、我が会派の中村委員がこの事業について質問したときに、二月までの集計で千五百を超える事業所を雇用開拓員が訪問して、求人登録が二百三件、二百三人の実績ということでした。最終的に、これは結局、何人の求人開拓員でどれくらいの数の企業を訪問したのでしょうか。

◎金澤 工業・雇用促進課長 区の産業振興公社の「おしごと相談コーナー」につきましては、ご案内のとおり、平成二十年の七月に、区民に対する身近できめ細かい就労支援等、区内事業者の求人のマッチングを図るため、総合的な窓口として開設をいたしました。

「おしごと相談コーナー」は、産業振興公社が厚生労働省から無料の職業紹介業の

許可を取得いたしまして、自主事業として実施をしております。区は、事業に対する補助を行っておりますが、有効な雇用施策を推進するように指導を行っているところでございます。

ご質問の求人開拓についてでございますが、二十一年度は千七百八十一件訪問しまして、九十社からの登録を得ました。参考にございますが、二十年度については、同様三百七十四件の訪問で、三百三十四件の求人登録。今年度、八月末でございますが、二百六十五件のうち五十八社の登録を得てございます。減少の要因につきましては、委員ご指摘のとおり、二十年秋以降の経済不況の影響というふうに考えてございます。

求人開拓につきましては、人材派遣会社からの専門員で対応しておりますが、二十年度はお一人でございましたが、二十一年度に二名に増員をいたしまして、今年度も二名の体制で実施をしております。

◆中塚 委員 二十一年度は開拓員二名で、千七百八十一件訪問ということですから、かなりの数の訪問をしていると思っておりますが、しかし、これは三月のときには、中村委員への答弁で、次年度、五百件目標と言っていたのに、到達できるかどうかというところ、かなり厳しいかと思っております。

そもそも目標が高過ぎたのではないかととも思います。景気がまだまだ回復せず、求人獲得の成果が上がりにくい中で高過ぎる目標を設定されても、足で歩いて訪問をする開拓員のモチベーションはかえって下がる一方ではないかと考えます。

このたび、私は、民間の人材紹介会社にもどのように求人開拓をしているのか、お話を伺ってきましたが、やはり開拓員、この営業社員のモチベーションが非常に重要とお聞きしてきました。民間ですと、営業の社員には当然報酬上のインセンティブがありますけれども、役所の場合は、求人を何人にとってきたから報酬が幾らということはないわけです。

平成二十一年度世田谷区産業経済白書によりますと、区内の事業者が全部で二万六千百九事業、ここの二万六千以上もの事業者から一件でも多く求人をとってきてもらいたいというところで、この開拓員のモチベーションの維持とか向上というのは非常に重要かと思いますが、そのために、区と公社としては何かしているのでしょうか。

◎金澤 工業・雇用促進課長 委員ご指摘のとおり、厳しい経済状況にございますので、求人開拓員については、電話、それから訪問によって開拓を進めておりますが、なかなか実績件数に結びつきにくい状況にありまして、特に開拓員についてはモチベーションの持ち方が重要であるというふうに考えております。

現在、「おしごと相談コーナー」では、企業から求人を開拓する求人開拓員と求職者への対応をするためのキャリアカウンセラー、産業振興公社の職員、チーフで構成されておりますが、開拓員のモチベーション維持のために、公社のチーフを中心に、キャリアカウンセラーと開拓員、三者で企業訪問後の状況を報告し合ったり、求人開拓の訪問について調整するような場を設けてモチベーションアップにつなげております。

ご指摘のとおり、さらに魅力向上ですとかスキルアップを図るため、公社においては目標件数を設定したり、また、区のほうでは公社から報告を受けるなど、評価ですとか共感してモチベーションを上げるような取り組みにつなげてまいりたいというふうに考えております。

◆中塚 委員 目標目標といっても、インセンティブがないというと、やはりやりがいがない感じになってしまうかと思えます。

一方で、会社がこの二万六千以上あるうちで、全部回るというのは現実的に不可能かと思うんですけれども、どこから優先的に回るとか何か基準を設けて、この求人が少しでもとれそうなところから訪問したりしているのでしょうか。

◎金澤 工業・雇用促進課長 委員のご指摘の開拓の基準といったようなことについてですが、求人開拓につきましては、公社の「おしごと相談コーナー」の開拓員が電話で企業へ問い合わせたり、直接訪問するような方法で行っておりますが、その前に、事業者への求人開拓は企業の一覧の情報等入手いたしまして、求職側のニーズがあるというふうに想定される業種、例えば、現在、介護関連事業者さんであったり、それから、高齢者のためのということで、マンションの管理会社であったりといったようなところをピックアップする方法をとっております。その上で、事業所の規模ですとか地域性ですとかを勘案しながら、開拓企業のリストをつくり対応しているところ です。

◆中塚 委員 今、いろいろと職種の話もありましたけれども、今、全体的な国の雇用の情勢を見ますと、この七月ぐらいから少しずつ状況が回復してきているといったことを民間の会社のほうからも聞いておりますので、いろいろ限定せずに回っていただきたいというところ です。事業所の規模についても、必ずしも社員が多い会社じゃなくても十分に求人というのは出てくると聞いておりますので、その辺の情報収集をうまくしていただきたいと思 います。

民間だから、何かこうした開拓に特別な秘訣があるということではなくて、実際には、例えば会社のホームページの求人募集というのを目立つようにしてアクセスが上がる工夫をしたり、取引先に求人している会社を知っていたら紹介してほしいとか、割とだれでもできるようなことをやっているということでした。

やはり民間のこうした会社に比べますと、行政がやる人材紹介というのは、まず一つにはただだということ で非常に大きなメリットもありますし、行政というのはすごく信用力があるものですので、そうした信用力を生かして情報収集ですとか紹介をお願いするとか、あと、商工会議所との連携ですとか、また、こうした強みを生かした開拓の余地というのがあるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎金澤 工業・雇用促進課長 委員ご指摘のように、求人開拓に当たっては、各産業団体との連携が大変重要かと思っております。その中で、現実的、具体的には、例えば世田谷工業振興協会、工業団体ですとか、商店街連合会、商業の関係、それから法人会等に、事務局を通じてパンフレット等をお渡しするというようなことを実施しております。

それからもう一方、例えば東京商工会議所におかれましては、区の「おしごと相談コーナー」についても大変理解をいただいておりますし、会員企業さんに周知ということも取り組まれておりますので、「エコノミックス」というような情報誌で雇用の情報等を掲載していただいて、会員企業に周知するというような方法をとっております。

いずれにいたしましても、委員ご指摘のとおり、公共的な役割を持つ公社での取り組みでございますので、さらにほかの産業団体とも関連をしながら、協力関係で求人開拓に努めていくようにしてまいりたいと思います。

◆中塚 委員 民間のほうですと、逆に企業から高いお金をいただいて紹介しているということなので、企業がどういう人を求めているとか企業目線に立って、しっかりとそれなりの人材を紹介して結びつけていくようなことは、やはり行政よりも強い部分があるかなと思いましたので、区のほうもそうした企業目線ということもちょっと念頭に入れていただいて、ぜひ今後もPRは頑張っていただきたいと思います。

求人登録があった会社が二十一年度は九十社ということですがけれども、この九十社の中にはハローワークに既に求人を出していたところとも重複しているというふう聞いています。区で税金を投じて事業をやって、この開拓員を訪問させて、そして結局、求人の中身はハローワークに出ているのと同じということだと、雇用そのものがふえているわけではないですし、ハローワークの求人というのは、区の「おしごと相談コーナー」の端末でも見られるので、求職者にとっては余りメリットも感じら

れないのかなと思うんですけれども、そうしたハローワークとの重複ですとか、あるいは逆に、区がこの事業をやっていることで独自に開拓できた求人というのは一体どれぐらいあったのでしょうか。

◎金澤 工業・雇用促進課長 求人票が「おしごと相談コーナー」とハローワークと重複して出されているという可能性はあるかと思いますが、大変申しわけないというか、残念ながら、集計を行っていないため、重複件数は正確に把握はできていない状況でございます。ただ、事業者が求人を確保するために、求人のチャンネルを多く持つことは有効であろうというふうに考えていらっしゃると思いますし、逆に求職者の側からも、委員もご指摘がありましたが、チャンネルが多くなるわけですので、ハローワークのほうに求人を出していても、重複の状況はあるということになりますが、公社にも求人を出していただくというのは有効な策の一つではないかなと考えておりました、そのようなことになってございます。

ただ、おっしゃられるとおり、区民の身近な窓口で求人と求職者のニーズに合ったマッチングをするということが大きな目的でございますので、開拓員がきめ細かく聞き取りをして対応に取り組んでまいります。さらに、区独自の開拓についても研究し取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◆中塚 委員 ハローワークとの重複状況ですとか、区独自の開拓した数というのがわからないということですので、実績とか評価といっても、ちょっといろいろ考えなきゃいけないのかなと思うんですけれども、最終的なゴールというのは、この求人企業と求職者が結びついて採用に至った、就職が決まったというのがゴールかと思いません。八五ページの評価のほうを見ますと、紹介件数二百二十件で、人材マッチング率約三五%という高い効果を得たとありますけれども、七百三十一人求職者がいて、実際に紹介から採用に至った人の割合といいますとどれぐらいになるのでしょうか。

◎金澤 工業・雇用促進課長 求職者の紹介につきましては、二十一年度につきましては七百三十一人が登録をされ、二百二十件の紹介を行いまして、七十六人が就職いたしました。参考といたしまして、その前年、二十年度は、三百四十六人の登録に対して百九件紹介し、就職した方は五十一名、二十二年度は八月末までの状況ですが、二百三十四人、五十三名で、二十人就職というような状況でございます。

委員ご指摘の主要施策の成果の中の評価として、人材マッチング率約三五%というふうに記載させていただいたのは、申し上げた紹介件数二百二十件のうち七十六人が就職した率をあらわさせていただきました。

◆中塚 委員 ですから、これはマッチング率三五%と書いていますけれども、実際には登録して就職できた人は七百三十一人に対して、今年度七十六人で、約一割だったということになりますね。この一割というのが高いか低いかというのは、私が話を聞きに行った民間の会社でもそのくらいの数字と聞いていますので、それが高い低いということではないんですけれども、一方で、求人は九十社、二百二十三人あったわけですから、このご時世でもせつかく仕事があるのに、決まらなかった案件が百四十七人分あったということは非常にもったいないと感じております。

企業の経営の方々にもお話を伺ってきましたけれども、こうした決まらない案件というのは、実はハローワークとかそうした担当の職員の方々がどれだけ企業の立場に立って、求人票にこう書いたらいいよとか、ちょっとしたそうした工夫で、来なかった求人にはぱっと来たり、お給料とかの水準も、これだけ足せばいっぱい来るということをちょっと教えてもらっただけで、応募がいっぱい来たですとか、そうしたことをいっぱいお聞きしてきましたので、こういうもったいないことのないように、もっと工夫の余地があると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

あと、求職者の側からしますと、こういった年代の人だとやはり厳しいですとか、あと、企業からこういった職歴とか経験が求められているですとか、そうしたデータ

の分析に基づきまして、求職者に対して職業訓練のプログラムですとか、スキルアップとか、そういうのを図っていくような取り組みというのはしているのでしょうか。

◎金澤 工業・雇用促進課長 会社のほうでは求人、求職をやっておりますので、それぞれデータというのは持っております。例えば就職に関する状況としては、委員もご案内かと思いますが、一般的に事務職につきたいという方が多い傾向にありますが、採用に至った年代としては、二十年度に比べて二十一年度は中高年齢層、五十歳以上の方の採用が減少しているといったようなことも読んで取れまして、求人側の選抜が社会状況で厳しくなっているというようなことは把握できてございます。

現在、就労セミナーにつきましては、若者ですとか中高年齢層など年代別に実施しております、二十一年度は年間十一回実施しておりますが、内容としては、応募書類の書き方ですとか、面接のときにどのようにアピールするかといったような具体的なガイダンスが中心となっております。

委員ご指摘のとおり、企業が求めている職歴ですとか経験、スキルといったようなものは、求人開拓においてやはり情報がとれるわけです。ただ、その情報を分析するのが少し弱いかなというふうにも思っておりますので、今後、求職者がスキルアップにつなげられるようなセミナーであったりといった取り組みに生かしていくように取り組んでまいりたいと思います。

◆中塚 委員 いろいろとあるかと思うんですけれども、過去の職歴とか経歴というのはなかなか変えられるものではないので、やはり就職が正直決まりにくい方々とか、今は年齢で募集するのは禁止されていますけれども、年齢によっては、現実問題としては厳しいというところがあるかと思います。

ただ、今、区でも介護のお仕事とかもあっせんしてございますけれども、こうした職場は結構五十代でも十分活躍していただける職場もあると思いますし、いろいろと分析を進めていただいて。これは公社の事業で、公社公社ということですが、この

主要事業にはちゃんと区の主要事業ということで、所管課も工業・雇用促進課と書いてありますから、今後、区のほうでもしっかり責任を持ってやっていただかないと、今回、うちの会派で、特に外郭団体とか公社について、これまでの総括、企総の質疑の中でかなりその存在意義についても厳しく質疑があったかと思うんですが、ぜひそういうところを踏まえて、今後改善をしていっていただきたいと思います。

次、もう一つ違う質問になりますけれども、国際交流についてさせていただきます。

区では、これまで姉妹都市交流など国際交流をさまざま進めてきまして、二〇〇九年度より国際平和交流基金を活用した補助事業が実施されました。これは議会としても高く評価をしてきたところですよ。私たちの会派では、議員の海外視察については、議会費の削減、無駄をなくすといった観点で、ことしから辞退させていただいておりますけれども、一方で、子どもたちを姉妹都市に派遣したり、また、民間レベルでの国際交流を拡充していくことはよいというふうに考えています。

そうした中で、区内にはアフリカの国々の大使館や中央アフリカ共和国の領事館がありまして、こうした社会資源をもっと活用したらよいのではないかとといったことが、議会のさまざまな会派からも意見が出されておりました。

ことしの国際平和交流基金の補助事業、世田谷・世界交流プロジェクトというのを見ますと、大使館でのフットサルを通じたアフリカとの交流というのも選定されておまして、これはワールドカップとの相乗効果もねらったということで、なかなか盛り上がったようです。

一方で、皆さんご承知のとおり、アフリカというのは深刻な貧困の問題などに直面しています。日本のODAというのは、従来、アジア中心でありましたけれども、二〇〇八年、福田首相のときに、アフリカへの援助を倍増すると表明しまして、そして現在もODAの見直しがなされる中で、現政権においてもアフリカへの支援の継続と強化ということが、G8、G20などを通して繰り返し表明されているところですよ。

補助事業も、せっかくたくさんのお応募がありまして、税金で補助をするのであれば、外国人と知り合いになれたり、楽しみながら交流できるものもよいのですけれども、もっと世田谷区民がグローバルレベルの課題について真剣に考えたり、あるいは直接支援にかかわるきっかけとなるような、こうした国際貢献、国際的に活躍できるような人材を、ぜひこの地域社会の中から排出できる取り組みに発展していただくことが必要ではないかと考えております。

今、地球環境の問題ですとか、食糧危機の問題とか、アフリカのみならず、この日本でも非常に重要なテーマとなっているところですが、こういった問題を考えるに当たって、やはりこのアフリカへの視座はとても重要だと思っております。今後、区ではこういった方向でこの補助事業を選定、実施していく予定なのでしょうか。

◎花房 文化・国際課長 国際平和交流基金の助成事業は、世田谷区内での国際交流を通しまして、在住外国人が抱える課題や問題を把握し、地域社会で問題を図る中から、外国人も住みやすい多文化共生の地域社会の実現を目指すことを目的としております。

この秋からは、この助成事業の中で、世田谷世界相談所という相談活動が始まります。生活工房の市民活動コーナー、商店街等で、区民の方が中心となって、地域に住む外国人からの困り事や社会参加などの相談に応じます。必要に応じまして行政の窓口につなぐなど、外国人に地域社会の担い手として活躍していただく取り組みを進めてまいります。

また、祖師谷国際交流会館では、アフリカ、中東、アジアを中心とした留学生が自国の文化、生活、社会問題などを紹介して国際理解を深める、世界を知ろうという取り組みを昨年からは毎月一回行っております。

今後、区といたしましては、この助成事業を活用した取り組みを広く区民の方に周知していくことで、アフリカやアジアに関する国際的な問題について、多くの区民の

皆様に理解を深めていただきまして、さらに国際貢献、国際協力の輪を広げてまいりたいと考えております。

◆中塚 委員 時間がなくなってしまいましたので、もう答弁は結構ですけれども、世田谷区議会においては、昨年六月に、上川議員よりも交流から貢献へということで、テーブル・フォー・ツールの導入といった提言がありました。これは上川議員によりますと、先進国の十億人が肥満や生活習慣病に悩んでいる一方で、非常に食の不均衡の問題があるということで、食堂で低カロリーの健康食メニューを用意して、その売り上げの分を途上国に寄附するという取り組みだそうですけれども、世田谷区内にはほかにも、例えば東京農大の国際食料情報学部とか、さまざまな食の問題を農業とか国際協力と結びつけて研究している大学もございますので、ぜひそういったところとの連携なども考えて、今後、国際交流、国際貢献ということでこうした取り組みも進めていただきたいと思います。

西村委員と交代します。

◆西村 委員 公衆浴場の振興策について何点か伺います。

年々、日本人のライフスタイルの変化に伴って、公衆浴場が街角から姿を消しております。健康増進の観点からも、地域交流の場としても、銭湯の役割はまだ大きく、特に高齢化社会の到来によって、福祉の観点からも存在意義がますます高まっていくものだと考えます。

東京消防庁によると、お年寄りの水の事故の七割が家庭内のふろ場が原因だそうです。転倒事故に加えて、これからの時期は入浴時の血圧の変動による事故も増加することが予想されます。特にひとり暮らしのご年配や高齢者のみ世帯にとって入浴という行為は、時には命にかかわる事態に発展するという潜在的な不安を常に抱えております。

これは昨年の一般質問でも指摘させていただきましたが、だれかと一緒におふろに

入れば、もしもというときに安心という気持ちが増え加齢とともに強くなっているのです。しかし、区内には銭湯空白区域が多数存在し、特に環八以西においてその傾向が顕著となります。

そこでまず、現在の区内の公衆浴場の数の推移と現状を伺います。また、五支所エリア別の状況も具体的にお聞かせください。

◎菅井 商業課長 公衆浴場の減少傾向、この辺は自家ぶろの普及とともに、都下の市区町村共通の悩みであるわけですがけれども、現在、区内には四十軒の公衆浴場がございます。この内訳を地域別に見ますと、世田谷地域が十六軒、北沢地域が八軒、玉川地域が七軒、砧地域が四軒、烏山地域が五軒となっております。現在記録が残っている中では最も件数の多かった昭和五十年には百三十八軒ございましたので、この三十五年間に約七割減少したというようなことになっております。

◆西村 委員 今ご答弁いただきましたけれども、その中で三十五年間で七割銭湯がなくなってしまったというこの現実には深刻な状況として受けとめなければならないと思います。

先日の企画総務所管においても公衆浴場空白区域の問題を取り上げましたが、このご時世に新たに公衆浴場をつくるという発想ではもちろんなくて、区内に点在する既存の公衆浴場をこれからいかに減らさないようにするか、そういった施策を講じることが非常に肝要です。

現在苦境に立たされている銭湯の経営なんですけれども、世田谷区もさまざまな助成制度がございます。具体的には、燃料の切りかえの助成とか、さまざまな機械の導入の際とか、あと銀行の融資などの一部区の援助、そういったさまざまな制度を区も行っているわけでございますけれども、もう一步踏み込んだ施策が必要だと思われま。例えばふじみ荘のバス送迎の事例に倣って、コミュニティーバスなどを活用して、銭湯空白区域に住む区民の皆さんを最寄りの銭湯まで誘導する仕組みづくりも考え

方としてあります。

公共施設との比較は一概にできませんが、豪徳寺の厚生会館は週に二回、無料で浴室を開放しております。老人福祉センターなどで区民六十歳以上の方、また、事前登録制で、医師の診断が必要だという条件つきではありますけれども、週二回の開放日、つまり、およそ月八日間で四百人を超す利用実績があり、公衆浴場の潜在的なニーズは非常に高いものと思われれます。

このような社会的な役割を果たす銭湯、今後、区としてさらに踏み込んだ現状維持の対策を講じるべきだと考えますが、区の見解を教えてください。

◎菅井 商業課長 国や地方公共団体では、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づきまして、区民の公衆浴場の利用の機会を確保するとの観点から支援を行っているわけですが、世田谷区では、これまで公衆浴場の経営の安定、利用者拡大に向けた取り組みに努めてきたところでございます。

区民の利用機会の確保の観点から、お話にもありましたけれども、広報活動、借入資金への利子補給、燃料費助成、設備改善の助成、こういったことによって利用の促進を行いまして、公衆浴場の経営支援を継続的に行ってきたところでございます。

また、事業者とともに年四回、朝湯、ショウブ湯、ふろ祭り、ユズ湯といった、季節湯のイベントを通して公衆浴場のよさを実感してもらえるような、そういった取り組みも行ってきました。

さらには、子どもたちに向けて浴場施設を紹介するパンフレットを作成しまして、こういったことのPRを行って、ふろ屋さんに興味を持っていただいたり、あとは家族そろっての利用を期待しているところでございます。今年度は、公衆浴場への交通手段も入れ込んだマップをつくらうというようなことの検討も行っているところでございます。

いずれにしても、決定的な打開策というのはなかなか難しいところでもありますけれ

ども、区では今年度、区内の公衆浴場を巡回しまして、経営状況、今後の展望などを伺ってまいっております。これまでの支援策を引き続いて実施していくということと、こういったいただいたご意見、要望を踏まえて、経営改善に向けた支援策を充実していくことが必要だというふうに思っております。

◆西村 委員 今ご答弁いただきましたけれども、公衆浴場の役割は本当に、我々が思っている以上に非常に大きいものだという認識をしていただきたいということで、その辺は、行政がこれからこの公衆浴場の経営に関して積極的に助成なり、いろいろコンサルタント的な役割を担うことが非常に重要になってきます。

今、交通手段をマップに入れて、新たに公衆浴場地図をつくり直すというお言葉もございましたけれども、さまざまな所管を超えて複合的、包括的といいますか、そういった施策で公衆浴場の現状維持を図っていただきたいと思います。

次に、清掃工場の運営協議会について伺います。

七月十五日に第五回の世田谷清掃工場運営協議会が開かれています。区内には世田谷清掃工場だけでなく、千歳清掃工場もあることは言うまでもございません。

まずは素朴な疑問ではありますが、千歳清掃工場の運営協議会が存在しないのはなぜなのでしょう。

◎原田 清掃・リサイクル部管理課長 二十三区清掃一部事務組合によりますと、全部の清掃工場に運営協議会があるわけではありませんで、清掃工場の建てかえや建設工事などの際に、騒音や振動など工事が及ぼす影響などについて、周辺住民の方にご説明させていただき趣旨で建設協議会が設立されまして、工場建設後も、これに引き続いて運営協議会が設置されていることが多いとのこと。

ご質問の千歳清掃工場につきましては、平成三年に建てかえ工事に入りましたが、当時、きめ細かな説明を行った結果、周辺住民の方からは、改めて建設協議会や運営協議会を設置してほしいというお話にはならなかったために設置されなかったとい

うことです。

なお、現時点でも地元の町会や自治会からは運営協議会の設置のご要望は出されていないと聞いております。

◆西村 委員 今、建設協議会の流れで、その後の機能として運営協議会が開かれているケースが多いということでした。歴史的経緯からも、千歳工場が建設された昭和三十年当時はまだ周辺も民家は存在せず、野原であったわけでございますけれども、現在は密集市街地の様相を呈します。

今、町会・自治会からは設立のご要望を伺ってはいないということでしたが、これは後ほどもちょっと取り上げさせていただくんですけれども、今、区民の活動形態、生活様式がさま変わりしている中で、果たして町会・自治会だけが民意の集約なのでしょう。特定の団体間のみでの情報共有は、実際の住んでいらっしゃる区民の間に情報の乖離を実感するわけでございます。ごみは、我々の生活を送る上で必ず発生するもので、区民は最も身近な問題として認識しているのではないのでしょうか。また、煙突から出ている排ガス測定に関しても、単に限定された周辺地域だけでなく、全区的に意識共有されなければならないと考えます。

先日の不適正な水銀混入ごみによって、千歳工場を含む四つの清掃工場の稼働停止も記憶に新しい事件でございますけれども、実に二億八千万円もの物的損害をこうむった足立工場に比べれば、千歳は約五十万円と被害は小規模で済みましたが、焼却炉停止に伴うほかの工場への運搬費が二千五百万円に上ったという報告もありました。

以上の観点から、千歳清掃工場の運営協議会の設立を要望すると同時に、世田谷清掃工場の運営協議会のあり方についても改善を求めたいと思います。まず、現在の世田谷清掃工場の運営協議会における構成メンバーの詳細を教えてくださいませんか。

◎原田 清掃・リサイクル部管理課長 世田谷清掃工場の運営協議会の構成でございますが、地域の住民代表が二十名、区の職員が六名、東京二十三区清掃一部事務組合

職員が五名となっておりますが、地域住民代表の内訳でございますが、町会・自治会代表が十五名、マンション管理組合代表が二名、小中学校PTA代表が三名です。

◆西村 委員 地域住民の代表と世田谷区の職員、あと二十三区清掃一部事務組合の職員という構成メンバーであるにご答弁いただきましたけれども、また、この中の地域住民の代表というものが、いわゆる町会・自治会、PTAを含めて、これまでの伝統的な地縁団体や活動団体であると思うんです。

繰り返しますけれども、今、さまざまな区民のライフスタイルがあり、また、活動団体も、NPOを含め市民活動団体、さまざまな形態があります。

そこで、ある特定の団体だけによってさまざまな民意が果たして反映できているのか。もう一回繰り返しますけれども、ごみは最も身近なテーマでございます。もっと広く区民から募って情報の共有と公開を促進するべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎原田 清掃・リサイクル部管理課長 運営協議会の構成につきましては、ほかの清掃工場におきましても、当該清掃工場の操業について協議をする場であることから、町会・自治会など周辺住民の代表の方にご参加していただいているということでございます。各運営協議会の設立や構成につきましては、清掃一部事務組合が判断するものと考えております。

ただ、各清掃工場におきましては、運営協議会の有無にかかわらず、清掃工場の定期的な情報開示や関心のある区民の方からの個別の問い合わせへの対応などについて丁寧にご説明するよう、区からも申し入れているところでございまして、実際に個別に説明を開催するなど、必要な情報開示への対応はされているものと認識しております。

◆西村 委員 区民の代表と今おっしゃいましたけれども、やはりもうちょっと広いところから、さまざまな民意を集約するべきだと考えます。

また、この判断は一組がするものだという話でした。しかし、この構成メンバーの中には世田谷区職員もおりますし、そもそも一部事務組合、これは法律で定められているものではありませんが、その中で、これまでも議場で、我々の会派を初めとして、このような関連のリサイクルの質問をさせていただいた折にも、清掃一部事務組合の所管なので明確な答弁は控えるような、そういった傾向が続いていると思います。

結局、その構成メンバーの中に職員もいるということですので、今後、意思決定、さまざまな流れの中に、特にこの運営協議会におきましては、世田谷区の主体性を発揮していただきたいと思います。

また、インターネットに書類、議事録等、当日配られたレジュメなどはPDF形式で公表はしておりますけれども、あくまでそれは事後の情報公開でありまして、やはり参加したい当事者の方々を広く募集して、自由に参加できる仕組みづくりが非常に重要だと思います。これは要望なので、次の質問に移らせていただきます。

次、町会・自治会の今後について伺います。

現在、世田谷区には百九十七の町会・自治会があって、防災、防犯を初めとするさまざまな地域課題の解決のために日々ご苦労されていることは十分に承知しております。

一方で、マンションや集合住宅の増加に伴って単身者世帯の増加によって、町会・自治会の加入率の低下、会員や役員の高齢化など、災害等を見据えた地域のまちづくり活動を進める上での課題も多々浮き彫りになっております。

私も常日ごろから思っていますが、八十四万人の人口を擁する世田谷区にはサラリーマンも多くて、仕事が忙しくてなかなか町会活動の日程が合わない、もしくは町会自体に全く興味がないという実情も散見されます。そういった方々は、中でも特に単

身者の場合、往々にして地域の情報に疎い傾向があります。

そこで、町会・自治会の活動の枠組みを広くとらえて、広くサラリーマン世代など新興勢力の人たちにも参加してもらうことが必要であると考えます。

サラリーマン世代や若い人たちに地域活動への参加を促すためには、従前からの町会・自治会による回覧文書や広報板による紙媒体のお知らせだけでは時代のニーズに適応することは非常に難しいと考えます。

以前も質問させていただきましたが、特に勤め人は夜にならないとなかなか自由な時間が持てないんですね。そういった時間のずれ違いがあって、なかなか活動したくてもできない、そういう方々がいらっしゃる中で、やはりホームページの充実や電子町内会など、時空を制約されないICTを活用した取り組みが非常に必要になってくると考えます。区はどのように考えておりますでしょうか、お伺いいたします。

◎澤谷 市民活動推進課長 ことしの区民意識調査におきまして、区についての情報源に関する設問では、ホームページ等の回答が約二二%で、町会・自治会回覧板の約二八%に近い結果が出ておりまして、今後も地域の方に広く情報提供できるICTの重要性は増しているものと考えております。

こうした中、町会総連合会におきましては、町会・自治会の活動内容や魅力を広くPRするため、本年四月よりホームページを公開しておりまして、町会・自治会の活動紹介とともに、町会・自治会の加入申し込みの受け付けを行う機能を設けるなど工夫もしているところでございます。

さらに本年度、町会総連合会におきましては、ホームページを充実させるために、地域ごとに説明会を開催しまして、ホームページ内に個々の町会・自治会からの情報を掲載していくなど、さらなる効果的な情報発信に取り組んでおります。また、ホームページによります情報発信とともに、今後は電子掲示板や電子メールを利用した、会員同士のコミュニケーションの促進も視野に入れた取り組みも可能ではないかと

考えているところでございます。

このように、町会総連合会におきましては、町会・自治会の活性化に向けてICTを効果的に活用し、より多くの皆様に地域への関心と愛着を持っていただけるような環境づくりを進めております。

区としましても、こういった面におきましても積極的に支援をしていきたいと考えております。

◆西村 委員 時間がないので、上杉委員にかわります。

◆上杉 委員 では、西村委員に引き続きまして、質問させていただきます。

まず、CO₂の排出の少ない住宅都市を目指してということで質問させていただきたいんですけども、このCO₂の排出削減、それから生物多様性の維持というのが地球環境を考える上で二つの柱と考えておりますが、ことし六月、世田谷区環境基本計画の調整計画ということで、この印刷製本ができ上がってきた。これを拝見させていただいていろいろ思うところがございますので、幾つかご質問をさせていただきます。

まず、区の民生家庭部門のCO₂排出削減についての取り組みは、これまでどのようなことを重点的に行ってこられたのか、基本的な区の考え方をお伺いいたします。

◎市澤 環境計画課長 世田谷区の温室効果ガスの主要な排出源につきましては民生家庭部門となっております。これをいかに削減するかが低炭素社会への移行という視点からは特に重要であると考えております。

このような認識のもとで、区は、これまで家庭での取り組みとしては、CO₂削減を区民一人一人が自身の問題としてとらえ、率先して取り組むことが不可欠であるといった考えのもとで啓発事業を進めてまいりました。

これらの一環として継続的に取り組んでまいりましたCO₂ダイエット宣言にお

きましては、現在の形になって、昨年度は五年目に当たりますが、四万七千人の宣言をいただいているところがございます。さらに省エネ機器の活用などについて、区報やイベントなど、さまざまな場を使って情報提供や啓発を進めるとともに、太陽光発電設備導入への補助なども行ってまいりました。

◆上杉 委員 CO2ダイエット宣言、四万七千人の方が宣言していただいている、素晴らしい、とうといことだなと思うんですけれども、区もアクティブな措置をとっておられるということで、それは大変結構だと思うんです。

その区民一人一人が頑張るといって言いますと、私が尊敬する東京大学名誉教授の宇沢弘文先生、世田谷区民ではありませんけれども、この方は、かつて車を使わないで、東京大学までジョギングで通勤をしておられたと。割と最近お会いしましたら、今は腰痛で無理はしないということで電車に乗っておられますが、さすがにあれだけご年配になられれば、それも許されるかなと思いますので、こういった姿勢を貫いてこられた、どこの赴任地でもそうされていたということで、素晴らしいなと思います。

個人のそういうライフスタイルを、こういった頑張ったり、あるいはことしの夏はとても暑かったわけですが、クーラーの温度の設定とか、なるべくクーラーを使わないとか、そういう我慢系で仕立て直してCO2の排出削減をしようという、そのこと自体は大変とうといことだと思います。しかし、それでは、なかなかそのCO2の排出削減規模を大きくすることはできない、追いつかないのではないかなと思います。

それで、今の生活スタイルは産業の発展に伴ってできてきたわけですから、それゆえに、私は以前から産業的に取り組まなければ環境問題というのは根本的に解決されるには到底至らない、解決されるはずがないというふうに思ってきました。モダンな社会のその排出部門だけを問題にして、そのモダンな生活のあり方を一部分我慢する、

精神としてはとうといことながら、到底追いつかない。

そこで、そもそも化石燃料を使わないで現代的な生活、モダンな生活を享受することは全く不可能なのかというと、工夫次第でできる分野があるというふうに思われます。その一つが住宅部門です。

私は企業経営者の方々の勉強会に定期的に参加をしまして、その中で太陽熱で温められた空気をうまく循環させることで、冬、一切暖房を使わないで済むような住宅を建てておられるという方を存じ上げています。割とまた最近、とある本が送られてきまして、それに基づいて自民党の上島委員が質問されて、私は本当に我が意を得たりと、いい政策を提言してくださったなと思って、本当にうれしく聞いていたんです。

そこでちょっと語られていたのはこういうことなんですね。そもそも今の日本の住宅は低断熱、低気密、換気の度合いが低い低換気だと。それから、日光、風、地熱、人の体温など、そういった自然のエネルギーの活用に乏しいということを主張されておられて、全くそのとおりだなと思っています。

また、世界を見てみると、ドイツにパッシブハウスというものがあって、それはほとんどエネルギーを使わないで暖房ができる家だ、ああいう寒い国でそれができるといことなんですね。それは自然に窓から取り入れた冬の太陽の熱とか、人体とか、家電から発生する熱で、ほとんど家じゅうの暖房が賄えちゃう。私たちは冬、家に帰れば暖房をつけていなければ寒いし、暖房をつけても、その部屋だけ温かいというのが一般的だろうと思いますけれども、ドイツのパッシブハウスは家じゅう温かいというわけなんです。つまり、アクティブな温かくするようなことをしなくても、それはできるといことなんですね。

これは暖房だけではない、この考え方は冷房にも活用できるということでありまして、細かい話を詳述はいたしませんけれども、今後は屋根に太陽電池を乗せているか

ら省エネだというのはもう古くて、その先に行かなくちゃいけないというふうに思います。

住宅地の世田谷としては、こういった住宅の高断熱化、高气密化、高換気、それから自然エネルギーの利用などによって、化石燃料を使わないで豊かな現代的な生活を享受できる社会づくりを導いていく必要があると思います。

その意味で、住宅都市世田谷としては、今後こうした部分に着目をして啓発とか誘導、そういったものが必要だと考えますけれども、区のお考えをお伺いいたします。

◎市澤 環境計画課長 家庭の省エネ化を進める上におきまして、エコなライフスタイルに変えていくことは大変大切なことであると考えますが、今委員おっしゃったとおり、昔の生活に戻ることや我慢を強いるということでは、決して長続きしないものであって、当然効果としては長期的には疑問が出てまいります。

その点、住宅自体を省エネ仕様にすることは、CO₂の排出などを容易に見える化できるようになるとともに、快適さを損なわずに温室効果ガス削減が図れることから、豊かな低炭素社会を目指す上で欠かせない視点でございます。

そのためにも、最新の技術や製品の情報、それぞれに適した用途などにつきまして、よりわかりやすく詳しい情報を提供していくことも大切であると考えております。

今後とも区民の環境に配慮した生活意識やライフスタイルの確立を進める中で、住宅整備面での取り組みも一層促進されるよう、啓発、情報提供等に努めるとともに、エコ住宅化促進のための誘導策について検討してまいりたいと考えております。

◆上杉 委員 今、エコ住宅化という言葉がありましたけれども、私もこれを称して何という住宅というふうに言えばいいのかなと思っていましたが、ぜひそのエコ住宅、啓発とかもしていただきたいですし、特に区としてできる誘導策、おっしゃっていただいたように検討していただきたいと思います。

そこで、いただいた著作の中でおもしろい記事がありました。私は行ったことはあ

りませんけれども、スイスは涼しい国だろうなど。ところが、特に南部の平野では非常に暑いと。それは、夏は三十度を超して三十五度になる日もあるし、湿度も七十二%が平均で、昼間は東京のような高温多湿だということですね。

ところが、ミネルギー住宅という考え方がありまして、いろいろなエネルギーをなるべく使わないという基準、民間でその基準を持っていらっしゃるそうです。その考えに合わせて、先ほどから申し上げている高断熱、高气密、そして自然エネルギーの活用というようなことをしていくと本当に涼しい、冷房を使わないで済むということが紹介されていきました。こういった何か基準みたいなものもぜひ参考にさせていただきたいと思います。

さて、環境基本計画ですけれども、非常にいいなと思っていますのは、具体的な部分で空を見通せる町とか、風の抜け道を意識した町とか、そういったことを今回記載しておられまして、ヒートアイランド現象を抑制するまちづくりを推進するいろいろな計画がこの環境基本計画関連計画としてあるかと思うんです。

この冊子の三ページを見ますと、本当にたくさんの個別計画が出ていて、地域省エネルギービジョンとか、一般廃棄物処理基本計画とか、みどりとみずの基本計画、風景づくり計画、都市整備方針、交通まちづくり、そして農地とか農業振興とか、豪雨対策とか、また自転車とかいろんなことが出ていますけれども、環境というのは、本当にこういったものの上位に来る計画だなと思うんですよね。

そういうふうを考えるんですけれども、ことしは生物多様性の維持というのが国際的な話題となっていますし、また、条約締結国会議、COP10も今月開かれますということの中で、国では生物多様性基本法の中で自治体が地域戦略を策定することを求めています。世田谷区としても長期的な視野に立ってこれに取り組むべきと考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

◎市澤 環境計画課長 今お話し生物多样性につきましては、基本法の中で、地方公共団体の責務として、地域の自然的社会条件に応じたきめ細かな施策の策定と実施を求めています。

また、国は、平成十九年度に策定した第三次生物多样性国家戦略におきまして、生物多样性を社会に浸透させることが大切であるといったしまして、先ほど申し上げました自治体の地域戦略策定のための指針を定めておりまして、現在はこの策定の手引を策定途中であると聞いております。

区における生物多样性のあり方につきましては、東京という大都市に位置する緑の比較的豊かな世田谷という都市的な側面に加え、関東というこの地の気候風土を踏まえ考えていかなければならないものであると考えております。

今後、国や都の動向に加えまして、科学的見地など幅広く情報を収集しながら、長期的視野に立ち、関係所管が連携して研究を行ってまいりたいと考えております。

◆上杉 委員 今、関東とか東京とか出てまいりましたけれども、建築の有名な先生方とかとお話をしていると、北海道から沖縄まで本当にいろんな気候風土が違うということで、北海道には北海道の気候風土に合った住宅、沖縄は沖縄に合った住宅ということで、十把一からげで同じような形でやってきてしまった戦後の一般的な家庭用の住宅というのは、本当に気候風土に合わない形で、一生懸命暖房したり冷房したりしてしまっていたというふうに思うわけです。

そういった中で、今おっしゃっている関東とか東京とか、そういった気候風土に合わせた住宅というものを住宅都市世田谷であればこそ考えていく、住宅都市世田谷、それもエコ住宅世田谷を、ぜひ世田谷区から発信していただくよう検討していただきたいと思えます。

続きまして、次の質問を移りまして、死亡時の諸手続についてお伺いしたいと思います。

実は私のところに区民の方からお訴えがございました。ことし、おば様がお亡くなりになって、その手続をしたんだけど、その前に、別のおば様が亡くなられていて、足立区で手続をしたときに、非常にきめ細かなパンフレットをもらってわかりやすかった。それで、自分たちで自力でいろんな諸手続をスムーズに行うことができた。ですけれども、世田谷では残念ながら、ちょっとうまく案内をいただけなくて、時間がかかったり、ご不満に思われたことがあったということで、それに関連してお伺いをしたいと思うんです。

それで、この諸手続ですけれども、具体的なお話をしたほうがわかりやすいかと思えますので、ちょっと披瀝させていただきますが、ご夫妻からのお訴えでありまして、この夫の方のおば様は、ことし七月十三日に駒沢病院に入院されて、八月十一日より自宅療養をされたところ、ところが、八月十三日の午前に急変されましてお亡くなりになったということなんですね。その日のうちに葬儀社に連絡をして、八月十四日にお通夜をされ、十五日に告別式を近くの町会会館で行われたと。葬儀社を通じて死亡届を世田谷区に提出されたと。

ここまではよかったんですけれども、落ちつかれまして、八月二十六日、この夫の方は、おば様の介護保険、老人医療、年金などの解除の手続などいろいろ用意しなければならない書類は何か、また、その手続が出張所でもできるのか、具体的にそれを聞きたいということで太子堂出張所に行かれたと。

そこで、遺族が手続を行うための参考になる小冊子とかしおりのようなものがありますかと問い合わせされたところ、ところが、残念ながら、出張所ではこちらでは用意していないと告げられたと。そこで、その出張所にいながらにして世田谷区の代表窓口で携帯電話で電話をかけたわけですね。〇三―五四三二―に掛けて、そういった諸手続の案内等ありますかと問い合わせたところ、そういったものは世田谷区にはないと告げられたそうです。最終的には出張所では何もできないんだなということ

で、その日はお帰りになったと。

先ほど足立区の話もしましたが、実はその前、おば様が亡くなられたときの
手続をしたということで、そのときにもらったものがありまして、それが「ご遺族の
方へ」と「諸手続き案内」（平成二十二年度版）足立区というもので、結構ページ数
のあるものなんですね。これを順番に見ていくと、これだけで、これはこういったも
のかというのが非常にわかりやすく書いてあるわけです。

それで、出張所のほうでそういったものがあればよかったのになと思うんですけれ
ども、区民の手続がスムーズになされるために、そういった案内書について区もちよ
っと考えていただけないかなと思うんですが、区のお考えをお伺いいたします。

◎高山 地域窓口調整課長 現在、死亡届などの手続の際に、各総合支所の窓口で「ご
遺族の方へ」というご案内をお渡ししております。そのご案内には、死亡に伴う各種
行政手続、例えば国民健康保険や年金などの手続について一覧表にまとめて記載して
おります。これらの手続は、亡くなられた方の年齢や、健康保険、年金などの加入状
況、所得などによりまして異なりますので、手続を行う窓口、どの庁舎の何階の何番
窓口などや、またお問い合わせ先などを記載し、具体的な相談につながるようご案内
しているところでございます。

足立区のご案内を拝見させていただきましたが、内容が大変細かく、二五ページに
及ぶものでした。項目内容としては当区のものとは変わりませんが、各種手続の詳細
な内容まで記載されているものでした。

区では、これまでも議会からのご意見を参考に、記載内容の見やすさ、わかりやす
さの工夫や、遺族支援のための心の相談窓口のご案内先を加えるなど、さまざまな改
善策を施してまいりました。

今後とも他区の資料なども参考に、よりよいご案内ができるよう工夫に努めてまい
ります。

◆上杉 委員 今ご答弁いただいたように、足立区の「ご遺族の方へ」というのは項目が二十二項目にもわたっていきまして、それで、この手続というのはどういう内容なんだという意義、内容、それから対象者、必要な書類、期限、窓口、問い合わせ先というのが列挙されていて、それがどの項目にも出てくるわけですね。ですから、パターン化されていると。そうすると、順番に読んでいって読みやすいんですね。

もう一人の別のおば様の死亡に当たって、足立区で手続したときにこれをもってやったという経験があったものですから、つい、こういう冊子はありませんかというふうに言っちゃったと思うんですね。世田谷区の配布している「ご遺族の方へ」というのはA4の表裏でありまして、表は諸手続の項目が書いてあって、裏は世田谷区の窓口がざっと羅列してあるんです。詳細に突き合わせれば、基本必要だと思われるところはカバーしているんだろうというふうに思うんですけれども、このA4の用紙の中身の創意工夫は、これは不断の努力でお願いしたいと思うわけです。

戸籍事務は出張所では行っていませんけれども、住民基本台帳法の事務は戸籍の隣接業務として関連することが非常に多いと思うんですね。出張所にそうやって来られる方もいると思うんですね。ですから、その「ご遺族の方へ」というのを出張所に置いて、せめてペーパーを渡すとか、窓口はあちらになっていますとかというご案内はしていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

◎高山 地域窓口調整課長 死亡届などの申請は、遺族から依頼されました葬儀会社が戸籍の窓口で行うことが多く、そのような場合でも諸手続のご案内をお渡しし、遺族の方に届けていただけるようお願いしております。遺族の方にこのご案内が届かない場合もございますので、各出張所区民相談の窓口などでもお渡しできるよう手配していくとともに、周知を図ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

◆上杉 委員 ぜひお願いいたします。

また、こういったものというのは、組織制度とかそういったもの以上に、窓口で立

つ職員さんのハートの問題だと思うんですね。ですから、冊子がありますかと言われて、冊子はありませんというふうについて答えてしまったのかもしれませんが。ですけども、そういったお問い合わせの背景にどんなお困り事があるのかなということをごひ察してあげてほしい。また、それを親切に教えてくれて助かった、ありがとうと言ってもらえるような組織づくり、風潮づくりをごひお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で民主党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、日本共産党、どうぞ。

◆桜井（稔） 委員 私のほうからは、商店街振興について伺います。

世田谷区の産業ビジョン、そしてまた産業振興計画が出されまして二年半がたちました。そして、この振興計画の計画期間がおおむね十年、来年度までを前期振興計画期間として、二十四年度に見直すとしておりまして、来年度、その見直し検討の時期に入ることではありますが、この見直しに向かうに当たって、振興計画について幾つか感じているところを述べたいと思います。

我が党は、この産業ビジョンにつきましては、以前、区民のだれもが住みなれた地域で継続して生活できるよう、歩いていける身近な商店街で日常生活用品が買える生活支援拠点づくりを進めることについては評価いたしました。一方、このビジョンに述べられている、新宿、渋谷、六本木などと対抗して三軒茶屋や二子玉川の大型商業施設をつくることにつきましては、区内百四十の商店街をますます窮地に追い込むことであり、見直すよう求めてまいりました。

今回は、この住みなれた地域で継続して生活できるよう、歩いていける身近な商店街について伺います。

このビジョンの将来像 1 のところに書かれておりますけれども、「急速な高齢化が進展する中、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、徒歩圏内の商店街を中心に生活支援拠点づくりを進めることが必要です。区民生活を支える機能（日常生活用品・生鮮食品販売、憩い・くつろぎ・にぎわいの場など）の充足を図る商店街が、区民が住みなれた地域で継続して生活ができる拠点となるように、地域の区民と連携した生活支援拠点づくりの実現に向けて、的確な計画の策定と支援が効果的である」と書かれております。

特に高齢者などが歩いていける商店街、その中でも、八百屋、魚屋、肉屋などの生鮮食品の店がある商店街を求めたいと思います。逆に、商店街にお客が来なくなって寂れていく一つに、八百屋、魚屋、肉屋などの生鮮食品を売る店がなくなっていくということも寂れていく原因の一つだと思っております。

具体的に、野沢と下馬の境に三栄商店会があるんですが、そこには以前、八百屋も魚屋も肉屋もあり、生鮮食料品の店がありました。今では八百屋のみが残っておりまして、住宅地の中ですけれども、野沢一丁目に住む高齢者の方は身近で話のできるその商店街に買い物に行きますけれども、肉や魚などを買おうとすると、その住宅地から離れた少し遠いスーパーに行くと言っておりました。しかし、スーパーは坂の下でありまして、歩いていくのも大変だと言っておりました。

さらにまた、上馬五丁目に住む高齢者の方、この方は弦巻通りにある商店街に買い物に行きますけれども、この商店街には生鮮食品では八百屋しかなくて、肉や魚を買いに行く場合には、バスに乗って三軒茶屋まで出るか、また同じバスに乗って弦巻通りのサミット、スーパーに行くかとしているそうであります。

まず、こういう生鮮食料品の店、肉屋や魚屋や八百屋などのそういうものを購入する場所ですが、この資料を見ましても、区政モニターということで、六二%が大型店、

スーパーに行くと。そして一九％、約二割が商店街に行くということを書かれておりますけれども、区はこの状況をどのように理解しているか、まずお伺いいたします。

◎菅井 商業課長 お話しの十八年度の区政モニターアンケートでございます。近隣の商店街で購入する理由として、住まいから近い、便利であるというのが七一・四％、商品が新鮮であるというのが四七・六％、価格が手ごろであるというようなことが四七・六％というような回答をいただいている。一方で、近隣の大型店で購入する理由として、品ぞろえがよいということが七六・五％、価格が手ごろであるというようなところが七〇・六％、近隣の商店街と同じように住まいに近い、便利だというようなことが六〇・三％というような回答となっております。

こういったモニターさんの商店街あるいは大型店に対する評価の違いが利用の違いとしてあらわれているんだろうと思っております。

◆桜井（稔） 委員 高齢者の方も、もし近くにそういう大型店、スーパーがあれば、生鮮三品を品ぞろえがよくて購入できるということで、そこで買うと思うんですね。しかし、身近なところの商店街がそれによって、一方で生鮮食料品の店が競合されてなくなっていくという事態があります。

今、区内の生鮮食料品の店の現状、これはもちろん減っていく傾向なんですけど、この現状は今どうなっているか、お答えください。

◎菅井 商業課長 平成十九年度の商業統計調査によりますと、生鮮食料品のうち精肉店が九十二店、鮮魚店が七十二店、青果物店が百三十二店というふうになっております。これを十六年度と比較しますと、精肉店がマイナス十一店で、一〇・六％の減、鮮魚店がマイナス五店で、六・四％の減、青果物店がマイナス四十店舗で、二三・二％の減というふうになっております。

◆桜井（稔） 委員　　そういうふうには生鮮食品の業者が減少傾向で減ってきているということでもあります。この原因として、最初のモニターのアンケートで言われましたように、一方で大型店がふえて、もし大型店があれば、その生鮮食料品を購入するというのが七割近くいるわけですから、そっちに流れているのは当然な流れかなというふうに思います。

しかし、同時に、最初に私言いましたように、高齢者などが、近くに大型店があればいいんですが、それがなかなかないと。一方で、近くにあった商店街の八百屋、肉屋、魚屋、そこに買いに行こうとすると、それが今なくなりつつあって、近くの店で生鮮食品が買えなくなってきていますというような状況があります。

この状況をどう打開するか、対策をとるか。最初に読みました産業ビジョンでは、高齢化が進む中でも、同時に歩いていける商店街を中心に生活支援拠点づくりを進めようと。その中には日常生活を支える機能として、生鮮食品販売の機能もそこにつくっていかうというのがビジョンの考え方なわけです。

しかし、同時に、市場経済ではありませんが、一方でスーパーなどが出ていく中で、近くの商店街の中での生鮮食品の店が消えていくというような現状が起こっている中で、ますます高齢者が本当に住みなれたところで歩いて買い物できる、特に大事な日常生活の生鮮食品なんかを買える店をどうつくるかというのが今の対策の一つだと思います。

区の産業振興計画でそのことで対策として出されているのではこう書いてあるんですね。「大型スーパーやコンビニエンスストアの進出などにより、近隣商店街をはじめとした、生活に密着した商店街は衰退しつつあります。しかし少子高齢化が進む中、特に高齢者が自分の生活圏域の中で、豊かで快適な生活を送るための生活支援拠点として、商店街の再生が再認識されつつあります。地域住民の生活を支えるための商品・サービス提供、安全・安心への対応、居場所づくりなどを進め、生活支援拠点

としての商店街づくりを推進します」というのがこの振興計画の中身ですね。

具体的に、平成二十年度からその生活支援拠点型商店街の支援とか、地域まちづくりと協働した商店街の振興の支援というのがもう二年半実施されてまいりましたが、そのねらいはどうだったのか、その辺を教えてください。

◎菅井 商業課長 商店街は、区民の日常生活を支えるさまざまな役割を担うべく、身近な買い物の場、憩い、くつろぎ、にぎわいの場など、生活を支える機能の充実を図って、地域コミュニティーの担い手として、町会・自治会、PTA、NPOなどの協力を得ながら、安全安心な生活支援拠点づくりを進めていくことが重要である、こういった認識から、区の産業ビジョンでは、商店街は地域の区民の日常生活を支える公共的な役割を担うというふうに位置づけております。

その具体策として、お話しの平成二十年度から生活支援型商店街づくりと地域まちづくりと協働した商店街づくりを今進めているところでございます。

生活支援型商店街づくりですが、会員数が二十から百程度で、商店街で取り組みがなかなか活性化につながっていない、こういった商店街を対象に、商店街と地域が一緒になって、地域住民が住みなれた地域で継続して生活できるための拠点として商店街を再生していく、こういったねらいがございます。

現在、東深沢、豪徳寺、赤堤、祖師谷昇進会、山下、この五商店街を指定して、身近な買い物の場、くつろぎ、憩い、にぎわいの場など、地域の生活を支える拠点として必要な機能が充実するよう具体的に取り組んでいるところであります。

また、まちづくりと協働した商店街づくりは、商店街数には条件がございませんけれども、将来的には地区計画などのまちづくりの手法を取り入れるなどして、商店街の現況を継続しつつ、さらなる活性化に向けて、中長期的な視点から推進していくことを目的としております。こちらの商店街づくりは、現在、用賀、経堂農大通り、尾山台、三軒茶屋銀座商店街の四商店街を指定しまして、地域資源を活用して個性的な

魅力的な特色ある商店街を目指して、地域住民だけではなくて、他地域からの集客につながられる、そういった視点から、ハード、ソフトの両面から検討しているところでございます。

◆桜井（稔） 委員 今言われましたように、生活支援拠点型と地域まちづくり協働型のやつで支援をするということで、二十年度から始まりまして、各商店街での商店街振興プランを策定して、それで、またそれに基づく事業を展開ということで、委員会でも報告が出されておりますけれども、具体的に、もう二十年度から行われていまして、二十一年度の実績なども出ておりますが、この実績の中身とその評価をどう見ているのか、その辺をちょっと述べてください。

◎菅井 商業課長 現在、生活支援型商店街づくりと地域まちづくりと協働した商店街づくり、それぞれ商店街を指定して取り組んでいるという状況をお話し申し上げましたが、例えば生活支援型商店街づくりにおいては、東深沢商店街では地域が一体となって取り組む体制を構築しまして、地域イベントの改善ですとか防犯カメラの設置、商店街会館を活用したお休みどころの検討など、地域との信頼や拠点を求める事業を進めているところでございます。また、今年度より全国商店街支援センターの支援をいただきましてアドバイザーが派遣されて、さらなる活発な意見交換活動をされているというふうに聞いております。

また、地域まちづくりと協働した商店街づくりに指定された用賀商店街においては、商店街に株式会社を設立しまして、商店街ステーションの開設といった取り組みを進めているというふうに聞いております。

◆桜井（稔） 委員 今の東深沢商店街でいえば、これは具体的に事業の展開ということで、イベントリニューアルということで、まちかどコンサート及びオープンカフェを行ったということと、エーダンブランドとしてさくらロールを発表したというこ

とが書かれております。それで、今の用賀商店街のほうでは、今言われたように町なか観光物産館を誘致したと。それでまたマップを作成したということが書かれています。

これで具体的に商店街での活性化及び私が求めているのは、そういうお年寄りなどが歩いていける商店街、さらに、そこでの生鮮三品などの購入ができて、生活に必要なものがそこで賄えるということではどうなのかということでは、そのビジョンとの関係でどうなんですか、その辺はどう見ていらっしゃいますか。

◎菅井 商業課長 これら商店街づくりモデル事業においては、当然ながら、今委員お話しのあった部分についても検討していくというようなことでございます。現在、用賀商店街においては、岩手県と連携した物産、鮮魚店ができておったり、その辺は、用賀商店街において鮮魚店がないという実態があって、それを何とか改善しようという事の商店会員の総意に基づいてつくったと聞いておりますので、我々が指定している商店街にもそういった期待ができるのではないかと考えております。

◆桜井（稔） 委員 では、もう一つ聞きたいんですが、今何カ所かの商店街で取り組みがされているんですけども、具体的にこういう生活支援拠点型の商店街づくりを選ぶその理由というか、選定のやり方、中身について、これはどうなっているんでしょうか。

◎菅井 商業課長 選定に当たりましては、産業振興公社で年四回ほど商店街訪問を実施しております。訪問の際に本事業の概要について説明し、これまで指定されている商店街の成果ですとか活動を報告しながら、二つの商店街づくりへの応募を働きかけているという状況でございます。また、毎年、商店街事業説明ということで実施しておりますけれども、そこでも募集を呼びかけているところでございます。

指定に当たりましては審査会を行って、申請のあった商店街には、高齢者や障害者、

子育て中の住民にとって商店街はどのような存在でありたいと考えているか、買い物客にとって利用しやすく親しまれる商店街となるために、まちづくりという観点から、ハード面ではこういった取り組みが必要だというふうに考えているか、こういった本事業を成功させていくために大切なこと、取り組みたいと考えていることなどを、商店街の再生や発展への意欲を確認して、モデル商店街の指定につなげているところでございます。

◆桜井（稔） 委員 今、年何回か訪問しながら説明して、そういう支援に手を挙げる商店街を求めているということでもありますけれども、私、最初に言いましたように、例えば野沢、下馬の住宅地の中にある商店街とか、駅から大分離れている弦巻通りの商店街とか、そういうところで生鮮食料品の魚屋、肉屋がなくなって、高齢者がちょっと離れたところにバスで行ったり、それで買い物をするということが起こっている中で、そういう日常生活に必要な生鮮食料品の店が本当に身近なところにあるということが今は求められているんじゃないかと思うんです。

その観点に立って、逆にいえば、消費者の立場に立ちながら、こういう生活支援拠点型商店街の支援を行うと。もちろん商店街が手を挙げるということも大事なんですけど、同時に、その商店街にはスーパーやそういうのも遠くてなくて、同時に生鮮食料品の店もやっぱり足りない。先ほど用賀で新しくお魚屋さんできたということをお知らせしましたがけれども、用賀は用賀で駅の近くで、もちろんそういうのが足りないのを入れたというのはあるんですけども、同時に、お年寄りが歩いていくのになかなか遠過ぎるという中で、スーパーも近くにないようなところで、そういう生活支援拠点型商店街を、逆にいえば、商店街待ちではなくて、区の産業政策部のほうからそういうところでどういう対策を持つのかということ、この振興計画をさらに一歩進めていくということでは、そういう考え方はいかがでしょうか。

◎菅井 商業課長 私どもモデル事業を実施させていただいておりますけれども、この成功する、しないの部分については、やはり商店街がこういった取り組みをするかという理念を持って意欲的に実施していかなければならないだろうと思っております。今お話しがあった生鮮三品、こういったお話についても、その商店街が、その地域にこういったものが不足しているか、そういったところを十分に判断した上で検討すべき内容かなというふうにも思います。

生活支援拠点型商店街づくり等のモデル商店街の選定に当たっては、公社職員による商店街訪問の機会をとらえて、生鮮食品店のない商店街も含めて募集の案内等十分な働きかけを行っているという状況がございます。引き続き商店街振興の意欲を引き出す努力をしていきたいというふうに思います。

◆桜井（稔） 委員 わかりました。産業ビジョンの内容につきましては、一方では商店街振興という観点も書かれていますし、同時に、住みなれた地域で、お年寄りなどが身近なところで歩いていける商店街づくりという、消費者の立場に立ったことももちろん述べられている、これは両方述べられているんですね。

ですから、私が言ったのは、もちろん商店街自身の意欲というのはすごく大事だと思うんですが、同時に、消費者の立場に立って、そこに歩いていける身近なところでのそういう生鮮三品が買える店をどうつくるかというのは、区はもっと研究するし検討もすることがすごく大事なのがこのビジョンの精神じゃないかと思っているので、来年度、産業振興計画の見直し時期に入る、二十四年度に見直すということでありますから、ぜひその辺は大いに検討していただいて、生活支援型商店街の支援のさらなる拡充ということを求めまして、私の質問は終わりました、中里委員にかわります。

◆中里 委員 それでは、私のほうからは、引き続き地域経済の問題について質問したいと思います。

今回の議会の中で、我が党は、地域経済の活性化とか地域産業の振興、それから仕

事おこし、雇用創出、こういうことをテーマに取り上げてきました。先日の企画総務分野の我が党の質問の最後でちょっと気になる答弁があったので、冒頭、ちょっとお話しさせていただきたいと思うんです。

政策企画課の答弁だったと思うんですが、区内の経済対策といっても、区内の事業者はその事業を区内で完結しているわけじゃない、広く考えていかななくてはならない、こういうようなことで、区内の経済対策そのものを区が行うことが何か難しいことであるかのような、そういう答弁だったんです。

私、これはすごく気になりまして、確かに区内の業者は区内だけで事業を行っているわけじゃないかもしれないんですけども、だからといって、自治体である世田谷区が区内産業の対策ということを困難だなどと考えたら、これは例えて言えば、政府が経済はグローバル化している、国際化しているからといって、国内産業の育成だとか対策を投げ出してしまうような、ちょっと言い過ぎかもしれないですが、そういう話になっちゃうんじゃないかと私は思いました。

世田谷区は地方自治体なわけですから、この世田谷区内に住んでいる人たち、そして区内に働いている人たちのために、その産業や経済はどうあるべきか、それをどう活性化していくかということに取り組んでいくというのは、私は当然のことだというふうに思うんです。まさにこういう問題で、自治体としての姿勢が今問われているんじゃないかというふうに思います。

地域経済の対策そのものが困難だ、難しいなどと言っていては、経済政策の名前を冠した部署もあるわけですから、そういうものの存在自体が拒否されてしまうような話になりかねないと私は思います。ぜひ担当部、頑張ってくださいと思います。

しつこいようになりますが、住宅リフォームに関してまた質問をさせていただきます。

企画総務分野の我が党の質問の中でも、村田委員から言っておりましたけれども、

世田谷区の特徴は住宅都市なんだということは、だれもが認めるところだと思います。世田谷区内の建物のほとんどは住宅ですし、圧倒的に住宅なわけです。世田谷の産業を考えた場合に、この住宅の関連産業というのは今後とも重要であるし、将来性のある分野だというふうに私は思うんですけども、世田谷区の経済政策として住宅関連分野、ここをどうとらえ、どう考えているのか、答弁を求めます。

◎金澤 工業・雇用促進課長 委員おっしゃられた住宅産業分野といたしますか、区における位置づけということであろうかと思いますが、いわゆる建設産業につきましては、製造業、電気やガス、情報通信業といった業種とともに、物づくり系事業所というものに含めてございます。

直近の統計でございますが、平成十八年の事業所統計によりますと、区内の全事業所数は、ご案内のとおり、二万六千事業所程度でございます。従業員については二十四万二千人ということでございますが、建設業全体では千八百十二事業所、全体の約六・九％、従業員数については一万四千二百七十一人ということで、五・九％を占めているという状況です。

区の工業団体であります世田谷工業振興協会におきましても、会員企業として建設産業が二十七社参加をされているということでございます。

位置づけのもう一つとして、産業ビジョンにおきましても、例えば福祉、介護サービス、環境といった業界については、区民生活を支える産業として育成を図るべき分野ということで例示をしております、委員おっしゃられた良好な住宅都市である世田谷においても、住宅産業の中で、例えばリフォーム業界といったものも、当然ながら同様の位置づけにあるというように考えてございます。

◆中里 委員 住宅産業も区民生活のためにはなくてはならない、大切なものだということで位置づけているということでありまして、一概に住宅建設業といっても、どういう仕事があるのかということで、私、きのう電話帳、タウンページを見てみま

して、どんな業種があるかなというのをちょっと眺めてみたんですが、実に多種多様
というか、すそ野が広い業界なんだなというのを、これは改めて思いました。

幾つか例示してみますと、例えば設計事務所、外壁工事、管工事、板金、シャッター、
塗装、ブリキ、トタン、防音工事、屋根工事、大工、ガラス、石材、タイル、土
木、防水、床材、かわら、左官、解体工事、ブロック工事、物置、れんが、畳、家具、
敷物、建具、壁紙、表具、それから引き家工事というのがあって、私、よくわからな
かったので調べてみたんですけれども、建物の土台がおかしくなったようなときに、
建物そのものを移動させるような、そういう業種のように、そんなものまであるのか
というふうに改めて思いました。

本当に実にたくさんの業種、すそ野の広い業界であるし、世田谷を見渡せば、この
窓の外を見渡せば、ほとんどみんな住宅なわけですから、本当にこの住宅産業を今後
成長させていくということが大事だと思います。

その中で、政府の新成長戦略というのも出ていまして、それも私は見てみました。
この中で、今成長させるということで、国内需要の拡大というのが大きな課題になっ
ていると。その国内需要の拡大として四つの分野を大きな柱として挙げていました。
一番目が社会保障・福祉分野、二番目が環境分野、三番目が食品、四番目が住宅とな
っていて、まさに住宅は国内需要を拡大していくための非常に重要な柱の一つという
ふうに国も位置づけているんだなということを感じました。

その中で、こんなふうには書いてありました。住宅をつくって壊す社会から、よいも
のをつくって、きちんと手入れして、長く大切に使うという観点に立ち、一千兆円の
住宅・土地等実物資産の有効利用を図る必要がある、こんなことが言われておりまし
て、既存の建物を大切に長く使うということで、中古住宅流通市場とリフォーム市場
を二十兆円まで倍増させる、今の二倍にするというのが、政府の大きな方針である
というふうに書かれてありました。

リフォームの分野は、まさにこれからの成長分野であるし、特に行政としても力を入れて市場を広げ育てていって、国内需要の拡大を図っていく、そういう分野なんだなということを、この成長戦略を見ても感じました。

リフォーム助成というふうに私たちは言っていますが、これはあくまで私たちの提案であって、住宅産業の中で、住宅産業を活性化させるいろんな施策の中のほんの一例だと思うんです。

区として広い立場から、住宅産業の分野はどうあるべきかというのを検討してほしいと思うんです。区内の住宅産業の活性化、そしてリフォーム市場の拡大、区の産業政策としてこの住宅産業分野にもっと力を入れていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎金澤 工業・雇用促進課長 委員がおっしゃられた成長分野につきましては、国の経済産業省のほうでも戦略分野という形で位置づけをしておるようなところもありまして、今後、日本経済の成長を支えるようなところで、仕事おこしであったり、雇用創出が図られたりというような重点分野であると考えております。

また、世田谷の地域経済にスポットを当ててみますと、区の地域・産業特性などから、おっしゃられたような文化産業であるとか、医療、福祉などのサービスであったり、住宅、環境といったような分野に、そのような大きな可能性が秘められているというふうにとらえております。

その中で、仕事おこしといったようなことだろうと思うんですが、住宅分野の建設産業に限らず、どの業界においてもその取り組みは必要であるというふうに考えております。

一方、産業政策として仕事おこしについては、まず業界や事業者の方々が新たな商品とかサービスの開発をしたり、技術開発であったり、それから需要の掘り起こしなどを行うということは、やはり民間事業者さんでありますので、その知恵と主体性を

持つということがまず基本にあるだろうと思います。

そういう中で、事業者の主体的な取り組みについて、産業部門としてもしっかりと側面支援を行うというようなことが支援であろうと考えております。

◆中里 委員 今後伸ばしていく分野、そして世田谷の地域特性を考えても、非常に重要な分野が住宅産業だということで、さらにぜひ力を入れて、その分野での仕事おこし、産業振興、もっと力を入れていただきたいというふうに要望して、次の質問に行きたいと思います。

次の質問も住宅ということで、関連ではあるんですけども、今度は環境の問題について質問したいと思います。

この間、低炭素社会に向けて、住宅の省エネ化ということも大きな課題になってきています。私も以前の議会で住宅の太陽光発電の普及をもっと図るべきだというような質問も行ってきました。この間、区が行ってきた太陽光発電の助成制度、普及のために行ってきたと思いますけれども、その成果をどう評価していますか。

◎市澤 環境計画課長 お話しのあった区の太陽光発電パネルの助成でございますが、国が平成二十一年度から助成を再開したことと、それから、東京都が同年度から新たに助成を開始することなどを受けまして、区内での再生エネルギーの生産の増大と盛り上がりつつある区民の環境に対する関心をさらに引き出すことをねらいとして取り組んでおります。制度開始から応募数が補助予定件数を短期間に超えておりまして、区民の関心も高く、本年度末までにはこの制度を利用した設置は四百五十を超えることが見込まれております。

区は、本制度を電力会社と売電契約を結ぶことを条件といたしまして、三キロワット程度のパネル設置に対し実施しておりまして、さらに区に対し、翌年の発電量や売電量等の報告を求めています。

本制度によりまず環境側面での成果といたしましては、CO₂削減効果といたしまして年間五百八十トンと推定しております。

◆中里 委員 CO₂の削減効果としても、具体的な数値も挙げて進んでいるということですが、まだまだ自然エネルギーの活用、太陽光発電の活用という点ではさらなる普及が必要だと思います。

今回、事業計画では太陽光発電助成制度は一たん終了したというようなお話ですが、今後、さらにこの太陽光設置普及を図るための助成制度など続けていくべきだというふうに私は思います。

さらに同時に、地域産業振興の視点もその中に加えたらどうかというのが私の提案です。太陽光パネルをつくるのはメーカーですが、それを屋根の上に設置するのは施工業者であります。その施工業者は、先ほどいろいろ並べた中での、具体的には工務店であるとかそういった業者だと思うんですが、区内業者の施工工事を条件に加えて太陽光パネル設置、新たな助成制度を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎市澤 環境計画課長 世田谷区は民生家庭部門のCO₂の排出が四割を超えておりまして、低炭素社会に向けた取り組みを進めるためにはこの部分の対策がかぎとなります。再生可能エネルギーの活用を一層促進することを含め、家庭からのCO₂の排出削減を行うことは、引き続き喫緊の課題であると考えております。

区としては、既に本委員会での他会派のご質問にもお答えしておりますが、どのような支援が効果的であるかの検討を踏まえ、お話しの視点も含め、関係所管や関係団体等にも協力を仰いでまいりたいと思います。

◆中里 委員 ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

ちょっと話が変わりますけれども、今度はひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、それから障害者世帯などを対象にして、ごみ収集のときに収集所までごみを出すことが大変だ、困難だという世帯に対して、高齢者訪問収集事業というのを区は行っています。この収集事業の実施要綱によりますと、対象の条件に、世帯全員が要介護二に認定されているか、同等の状態と認められることとなっています。家の物理的な構造や条件、例えば階段をたくさんおりていかなきゃいけないだとか、集積所まで出しづらいうような場合に、要介護になっていなくても非常に困難だという例がたくさんあると思うんです。

この条件をぜひ緩和して使えるようにならないか、そういうご相談も私たち受けています。この条件を見直して対象を広げるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎山本 世田谷清掃事務所長 在宅生活の支援という観点では、この制度の目的でございませけれども、一方で地域の支えあいとかホームヘルプなどの関係もあるかと思ひます。ケースごとに十分確認した上で判断をしてまいりたいと考えております。

◆中里 委員 要綱で要介護二とあるので、それ以下の人はなかなか申し込めないような状況があると思うんですが、具体的……。

○小畑 委員長 以上で日本共産党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、生活者ネットワーク、どうぞ。

◆山木 委員 生活者ネットワークの区民生活領域の質問を始めます。

まず最初に、環境施策について伺ひます。

この夏の猛暑は、全国でも五百人近い高齢者の方が亡くなるという異常事態で、地球が破裂してしまうのではないかと思わせるような暑さでした。やっと涼しくなりま

したが、温暖化の問題は年々深刻さを増しています。来年はもっと暑くなるという話も伺っていますけれども、改めて地域からの温暖化対策にしっかり取り組んでいく必要があると痛感いたしました。この五年間で予想以上に深刻化した地球温暖化問題などへの対応として、どの自治体でもCO₂削減に向けて取り組みを強化し、削減に努めています。

そうした状況の中、先日、総括でも取り上げましたけれども、CO₂については、世田谷区では平成二十年度から本格実施したプラの焼却について、清掃工場からCO₂の排出量が大幅にふえたということが判明いたしました。もちろんこれだけではないんですけれども、我が国のCO₂排出量に占めるごみ焼却量からの割合は決して小さいものではなく、排出寄与率は多くの自治体で五〇%以上となっています。

先ほどのプラスチックの焼却の問題ですけれども、報告によると、世田谷区は二十三区の中でも特に可燃ごみに占めるプラスチックの割合がかなり高く、プラスチックを大量に焼却しています。二十三区の平均が一三%のところ、プラスチックの混入率が世田谷区は一七・五%と多かったことが報告されております。

世界レベルでCO₂総排出量を減らすことが最優先課題である状況において、先ほどのお話ですけれども、CO₂がふえることは重大な事態だというふうに考えております。これでは地球温暖化対策という大きな課題について、二十三区中最大の自治体としての責任が果たせないのではないかと考えております。

区でも、区内におけるCO₂発生抑制にしっかりと取り組む必要があると考えますが、伺います。

◎市澤 環境計画課長 委員お話しのように、地球温暖化問題は先送りの許されない人類的な課題として、各国でもさまざまな取り組みが始まっており、今お話しがありましたように、区は本年五月に環境基本計画を改定しましたが、このような環境をめぐる社会動向の大きな変化を受け、低炭素社会を目指すことを重点施策として位置づ

けております。

これを受け、現在、仮称でございますが、地球温暖化対策実行計画の策定に着手したところでございますが、今後の将来推計等を踏まえ、民生部門、産業部門など部門別に中長期削減目標等を設定したいと考えており、また、削減につながる具体の施策についてもあわせて検討し、計画の中で定めてまいります。

◆山木 委員 世田谷区は環境基本条例を持ち、そして、平成十七年には調整計画をつくっております。しっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、世田谷区は指定事業者として、来年度からCO₂削減義務が発生いたしますので、その責任をしっかりと果たしていただくことを求めておきます。

それから、温暖化の問題とともに、大気中にはダイオキシンや水銀など多くの物質が排出されており、健康への影響調査も必要です。最近では子どものアレルギーやぜんそくが多く、環境省が行った調査によると、児童のぜんそく罹患率が平成十年以降急増していて、環境要因解明のための本格調査が始まったところと伺っております。

先日は千歳清掃工場で稼働停止になるくらいの大量の水銀が排出され、大きな問題になりましたが、プラスチックの焼却が始まって以来、その影響についても調査の必要があると考えます。

一般質問でも紹介させていただきましたけれども、市民が自主的に行ってきた松葉を使ったダイオキシンの調査、これは人体への影響を調べる有効な調査として行っております。例えば脂肪分の多い松葉の葉というのはダイオキシン類を蓄積し、長時間にわたる平均的な大気の状態を調べることができます。これは環境指標として確立した方法なので、過去のデータやほかの地域との比較もできます。

区が現在実施している調査は年間を通して数回、そして気象条件や焼却炉の稼働状態、焼却物の組成などにより大きく変化するため、長期にわたる平均的な汚染状態を把握することはできません。

一つの事例ですけれども、宮城県仙台市では、産業廃棄物焼却施設周辺のダイオキシン問題を市民が訴え、そしてこの松葉の調査を実施したところ、基準よりか多く出たということが証明された結果、この問題の焼却炉が停止になったということがあります。改めて市民の視点で行うこの調査の有効性を証明した事件だと思いました。

これまでも市民運動から実態が判明した例は多く、このような環境調査を区が市民と協働で行うことは有効だと考えますけれども、お考えを伺います。

◎畑中 環境保全課長 ダイオキシン類などの環境調査におきます区の測定方法につきましては、環境保全に関する各種法令にのっとって実施しているところでございます。こうしたことから、お話しの松の葉を活用した調査など、活動に取り組まれている皆様が効果的であるのご認識いただいている方法とは、調査の対象、あるいは評価方法などに大きな違いがございます。

こうした状況ではございますけれども、区といたしましては、区民の皆様の自主的な活動に対しても必要な情報提供を行うなどの形で支援に努めております。世田谷区の中で、区の調査に加えて、区民の視点からの調査が行われることで、より広範な区民の方々が環境に関心を持ち、地域の良好な環境が保全されることになりまますので、結果として区と区民の協働の成果となっていくものと認識しております。

◆山木 委員 市民とともにこういった調査と一緒に協働して取り組むということは、市民からも共感を得ることになると思いますので、ぜひこの点を重視して取り組むことを要望いたします。

また、ダイオキシン類については土壌調査も必要です。平成十年と十五年に区立公園で土壌調査を実施して以来、区の調査はしていません。平成十九年度に東京都が深沢で調査を実施していますが、区内には二つの清掃工場があることからしても、さきの水銀の排出問題など、また、廃プラスチックの焼却の影響など、周辺の土壌中に蓄積されている可能性も高くあり、改めて地域を限定して実施する必要があると考えま

す。

例えば清掃工場の煙突の高さが百メートルの場合、そこから排出するガスは半径一・五キロメートルあたりに落ちてくるそうです。清掃工場の半径一・五キロメートル以内での土壌調査を求める市民の声は多くあります。区の見解を伺います。

◎畑中 環境保全課長 ダイオキシン類の土壌の調査のこれまでの実績でございますが、委員のお話にありましたとおり、平成十年度に区として初めて区立公園十四カ所、平成十一年には小中学校十二カ所と農地二カ所について実施いたしましたけれども、いずれもダイオキシン類対策特別措置法の環境基準を大幅に下回る結果となっております。

その後の状況把握といたしまして、委員のお話にありましたとおり、十五年にも実施いたしましたが、同様の結果でございました。

また、これとは別に、東京都は、平成十二年度以降でございますが、毎年度、都内でモニタリング調査、これは土壌調査を行っております。調査地点はその都度変わることですが、世田谷区内でも、平成二十年度までに五回ほど測定が行われております。今のところ、平成十九年度に深沢で実施した結果が直近のものとなっておりますけれども、これらにつきましても、いずれも環境基準を大幅に下回るものとなっております。

区といたしましては、区が行うこの大気の調査、それから、都が行う土壌の調査結果等を十分に把握した上で、今後とも的確に対応してまいりたいと考えております。

◆山木 委員 今お話にありました平成十九年度の深沢、東京都がやっている調査なんですけれども、その調査地点がどこなのかということが区に知らされないということをお願いしております。ぜひすべき地点ということを区のほうから要望することを求めておきます。

次に、清掃・リサイクル事業について伺います。

ペットボトルの自動破砕機について伺います。ペットボトルの回収は、現在、集積所とスーパー、コンビニで回収していますが、ペットボトルは空気を運んでいるようなもので、その運搬に非常にコストがかかり、低効率です。

この自動破砕機というのは、機械に入れて細かく砕くことで、直接資源化工場に運びます。中間処理の施設も必要がなく、運搬も効率がよく、現在、民間同士の契約なんですけれども、区内では十数カ所に設置していると伺っております。これを区内全域で展開すれば、この自動破砕機を使いますと、ペットボトルの処理のコストが六十円というふうに大幅に削減できると伺っています。

現在、府中市と足立区がこの方式を導入していますが、区としても、例えばこれをモデル実施するなど取り組んでみてはいかがでしょうか、伺います。

◎阿部 清掃・リサイクル部事業課長 ペットボトルの自動破砕機についてのご質問でございますが、ペットボトルの回収について、区では四百六カ所の店舗で店頭回収を行うとともに、サーマルリサイクルの実施に合わせまして、材料リサイクルにも適したペットボトルの回収拡充のため、平成二十年十月からペットボトルの集積所回収を始めております。いずれの場合も指定法人ルートで対応しております。

お話しのご自動破砕機でございますが、世田谷区でも事業者みずからが試行として設置したものなど十三台が設置されており、メリットといたしましては、その場で破砕することによる運搬効率の向上などがある一方で、既存の回収店舗の廃止に伴い回収場所が減ることや、破砕したペットボトルは指定法人ルートで処理できないなど幾つかの課題も明らかになっております。

ペットボトルの回収については、既存事業の評価検証を行う中で、より効率的で、区民が参加しやすい回収方法を構築してまいります。

◆山木 委員 例えば、今お話ししましたこの自動破砕機を導入するとしますと、これは今の図式なんですけれども、これで容リプラの回収拡充を図っていくことができ

ます。今、これは二十七カ所のここで透明なプラスチックを回収していますが、例えばこの自動破砕機を導入すると、ペットボトルは、今は集積所でやっていますが、これをやめて、こちらのスーパーのほうの自動破砕機にかけます。それで、今二十七カ所でやっている透明プラをここの集積所にして、そしてここをやめます。そうすると、集積所に透明のプラと容リプラとともにたくさん集まってきますし、市民も出しやすいということになります。

それで、今二十七カ所では透明なプラを回収していますが、これが九百七十五円とコストが大分高くなっております。それで、先ほどの自動破砕機ではコストを大分抑えることができますので、こういった仕組みをぜひ考えていただければと思います。低コストで効率がよく、そして多くの市民が出しやすくなるというような仕組みです。

ぜひとも長い目で見てこうした仕組みを考えていただきたいと思いますけれども、今後のプラスチックリサイクルの拡充に向けて、将来を見据えたこういった取り組みを検討していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

◎阿部 清掃・リサイクル部事業課長 現在、ペットボトルは区内約五万八千カ所の集積所で回収しており、身近なところで回収できるメリットから、その回収量も増加しており、自動破砕機ですべて置きかえることは困難と考えております。

また、平成二十一年十月からは対象品目を広げまして、二十七カ所の拠点で透明容器、包装プラスチックと有色トレイの回収を開始しております。この回収員立ち会いによる拠点回収は、質のよい材料リサイクルを進めるために普及啓発に力を入れまして、分別の徹底を図りながらリサイクルを進めているところでございます。

容器包装プラスチックのリサイクルを行う場合、中間処理施設への運搬に要するエネルギーや経費、再商品化の際に出る残渣など、環境への負荷や経済的負担のバランスをとることが重要であるというふうに考えております。まずはごみの排出抑制を最

優先に位置づけまして、拡大生産者責任の考えに基づきました事業者独自の取り組みを促進し、プラスチックのみならず、ごみ全体の減量に向けた取り組みを全力で進めてまいりたいと考えております。

◆山木 委員 今二十七カ所で啓発も含めやっていると同っていますけれども、資料をいただきましたら、年間で二十七カ所の拠点回収、十トン弱というところがございます。もっとふえればコストも抑えることができるのかもしれないんですけれども、多くの区民の参加というところでは、やはりこういった仕組みを長期的な視点で考えていくべきだと思っておりますので、ぜひご検討ください。

それでは次に、水銀の問題に行きます。先ほどお話ししました先日の水銀問題から、有害のものについてはしっかりとした分別が必要だと、改めて皆さん感じたところだと思います。

水銀は、水俣病の原因などで知られていますが、生物に対しての毒性が強く、近年は使用が控えられています。かつては農薬として使用されました。皮膚からも吸収されるなど、一たん吸収されると肺で沈着します。精神障害、言語障害、また生殖不能など、人体に与える影響は多大です。現在、有害物質としての回収を小田原市など幾つかの市で行っています。さきの水銀の事件を見ても、有害物の回収は一日も早く取り組むべきと考えます。

今後、二十三区の課長会でも検討を始めると同っています。健康被害を生み出す水銀を含む蛍光管、また体温計などにも含まれておりますけれども、有害物の回収に取り組むことが必要だと思いますが、お考えを伺います。

◎阿部 清掃・リサイクル部事業課長 蛍光管などの有害物の回収についてとのお尋ねでございます。

世田谷区は現在、蛍光管などは不燃ごみで回収しております。回収されました蛍光管などは、清掃一部事務組合の不燃ごみ処理センターにおきまして破碎し、金属部分

の回収を行い、そのほかは埋め立てて処分されております。

蛍光管内の水銀は、技術の進歩によりまして微量になりまして、沸点も三百度以上と高温のために、破碎時における大気への放出はほとんどないというふうに聞いております。

その際に発生します水銀につきましては汚水に含まれ、適正に処理された後、排出されております。そのため、不燃ごみ処理センターにおきましては定期的に污水検査を実施いたしまして、污水処理において自主規制値、これは清掃工場と同じでございますが、自主規制値の遵守を徹底していると報告を受けております。

一方、区内の家電量販店におきましては、買いかえ時に蛍光管などを引き取るなど独自の取り組みが行われており、今後、そうした販売店や、それから他区の取り組み、そして他区の回収状況など情報収集を行いまして、蛍光管の処理やリサイクルについて調査研究してまいりたいというふうに考えております。

◆山木 委員 水銀については、先ほど、今いろいろ改善されてというお話でしたが、区民にとっては非常に不安になっておりますので、やっぱり区民の健康を守るという視点で、ぜひとも取り組んでいていただきたいと思っております。

それでは次に、男女共同参画の推進について伺います。

国は第三次男女共同参画基本計画を十二月に閣議決定する予定です。日本の男女共同参画の取り組みは世界百九カ国中でも第五十七位と低い水準です。働いている女性の六割が妊娠・出産で仕事をやめており、二人に一人は非正規雇用です。

この計画策定に向けて七月に出された答申では、国の経済社会が変化している中で女性の活躍による社会の活性化、また、男性や子どもの男女共同参画、さまざまな困難に置かれている人々への対応など、今後の充実した取り組みが必要とされております。男性にとっても、女性にとっても、だれもが人権を尊重され生きられる男女平等社会の実現が求められています。

平成十九年に策定された世田谷区の男女共同参画プランが五年目を迎え、来年度見直しされます。これまでも生活者ネットワークでは、来年度の調整計画策定に当たっての重要な一年であることから、その取り組みについての考え方などを伺ってまいりました。昨年の意識調査でも男女共同の意識はまだまだ道半ばだというふうに考えております。

国の第三次計画の策定作業も進んでいるところですのでけれども、今年度の取り組みについて伺います。

◎大石 男女共同参画担当課長 男女共同参画に関します理解を一層進めていくため、六月には男女共同参画週間にあわせた講演会を、また、九月には国の第三次男女共同参画基本計画に関する講座を実施しております。

また、ワークライフバランスにつきましては、区民、地域、産業団体等へのきつかけづくりといたしまして、十一月三十日まで『地域で遊ぼう！「ファミリー・デー」』キャンペーンを展開中であり、プランの重点取り組みでありますDV防止の取り組みでは、NPO提案型協働事業として、地域でDV被害者支援にも携わるNPOと一緒に実施するなど取り組みを進めております。

さらに、昨年度は、男女共同参画に関する区民意識実態調査を、今年度は区内企業の意識実態調査を実施し、基礎的な資料を収集し、状況の把握を行うなど、調整プラン策定に向けてさまざまな形で準備しているところです。

◆山木 委員 区では、平成二十年度を初年度とする区の実施計画に新たにDVの根絶を重点に掲げています。しかし、平成十九年三月に改定された男女共同参画プランには、DV防止についての考え方は示されていますが、具体的な計画が明確ではありません。今後予定されている二十三年の男女共同参画プランの調整計画策定の際にはDV基本計画を検討すべきです。

国の答申にもあるように、発達段階に応じた性教育、子どもころからの人権教育、

デートDV防止など、人権の視点からのDV基本計画をプランにしっかりと位置づけるべきと考えます。見解を伺います。

◎大石 男女共同参画担当課長 平成十九年度のDV防止法の改正によりまして、市区町村のDV防止に関する基本計画が法律上位置づけられておりますが、委員お話しのように、DV防止法の改正施行される前にプランを策定しておりまして、いわゆるDV防止に関する世田谷区基本計画は作成しておりませんが、区は、プランでは重点取り組みといたしましてDV防止の取り組みを掲げ、また、実施計画においてはDVの根絶に取り組んでおります。具体的には、DV防止講座などの啓発事業や電話相談などの被害者支援などに取り組み、デートDV防止講座や学校への出前講座の実施など新たな取り組みも始めております。

DV防止の取り組みを一層進めていくため、DV防止法に定める区の基本計画として明確に位置づけていくということも必要な検討事項の一つであると考えております。ご提案の趣旨も踏まえまして、調整計画策定の検討に反映させていきたいと考えております。

◆山木 委員 本当に基本的人権の尊重というところで、このDVの防止、しっかりと取り組むべき課題だと思っておりますので、ぜひともより一層取り組みを強めていただきたいと思います。

次に、世田谷区の男女共同参画センターらぶらすについて伺います。

現在、らぶらすには登録団体が約四百団体あります。さまざまな活動を行っていますが、せっかく登録団体が多くあっても、その交流会などがなくて、横の連携はほとんどないそうです。かつては連絡会があり、情報交換ができていたそうですけれども、ここはもうちょっと連携をとっていく必要があると思っております。現在、らぶらすの認知度、調査でも出ておりましたけれども、相変わらず認知度は低く、地域にもっと広げていく必要があります。

こうした登録団体の連絡会を位置づけるなど、区内で男女共同参画の意識を広げるためにも、今登録している方々のネットワーク化が必要だと考えております。先ほど国の答申にも男女共同参画センターの充実強化を図り、地域ネットワークの構築を必要としているというふうに位置づけられておりました。らぷらすの登録団体に自主的なネットワークが形成されるように、場の設定が必要です。

来年の調整計画策定に当たっても、いろいろな区民の意見を聞くということでも、ここは場があれば反映できると思います。今年度中にぜひ実施できるようにすべきと考えますが、伺います。

◎大石 男女共同参画担当課長 現在、男女共同参画センターらぷらすでは、さまざまな登録団体が男女共同参画に関して活動しております。しかしながら、活動内容や活動時間など多様であるため、相互のつながりやネットワークの構築が難しい面もございまして、相互の交流という面では限定的なものとなっております。

一方で、らぷらすとらぷらすの登録団体とでは区民企画協働事業と一緒に実施するなどの連携を進めており、今年度もデートDV防止ワークショップや「お父さんとチャレンジ！手づくりおはなし会」など、五つの講座を予定しております。

男女共同参画の拠点施設としてのらぷらすの機能向上に当たりましては、地域で男女共同参画の推進に取り組むさまざまな活動団体の広がり、横のつながりも有効であると認識しておりますので、本年度中にはらぷらすの登録団体が相互に情報交換や交流ができるような場を設けるよう検討してまいりたいと思っております。

◆山木 委員 ことし、らぷらすは二十周年を迎えたというふうに伺っています。実際に登録している方から、ぜひそういったネットワーク、情報交換をするような場が欲しいということ要望されておりますので、ぜひともこれを機に、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、NPO提案型協働事業について伺います。

八月に示された政策点検方針の中でも、施策事業の効率化と質の向上において、区民、民間との協働の促進が挙げられています。これまでNPOなど市民活動団体は、福祉、教育、まちづくり、環境問題などさまざまな分野で活動しており、専門性やノウハウを持っている市民が行政の対等なパートナーとして、区の施策を協働で行うことで効果を上げてきています。画期的な取り組みとして、市民も意欲とやりがいを持って、このNPO提案型協働事業に取り組んでまいりました。

そして、この政策点検方針に示されているように、今や行政だけでは限界があり、地域を知っている市民の力がどうしても必要になり、それぞれの場面である程度の専門性を備えているNPOは、行政の下請ではなく、対等なパートナーとして協働で事業を行い、そして多様なニーズにこたえてきております。

これまでの事業展開と目的について伺います。

◎澤谷 市民活動推進課長 区では、NPO等の支援事業としまして、平成十四年度から市民活動立ち上げ助成事業を実施し、その後、自立促進事業や区が提案する事業案に、NPO等からの事業企画を募集する協働促進事業など、さまざまな市民活動支援事業を実施してまいりました。一方で、平成十六年にNPOとの協働マニュアルを策定し、職員の協働意識の醸成にも努めてきたところです。

こうした実績を踏まえまして、平成二十年度からは、NPO等からの協働事業の企画提案を区が受けるNPO提案型協働事業として事業を充実発展させてまいりました。

本事業の目的ということでございますが、NPO等からの柔軟でアイデアに富んだ事業提案を行政が協働して行うことにより相乗効果が得られ、多様化する区民ニーズや地域課題を的確にとらえた質の高い公共サービスを提供していくことと考えております。

◆山木 委員 先ほどもDVの被害者支援など、この事業で実施されたというふうに伺っておりますけれども、これまでも多くの実績を持ってきております。区の職員は区民でない方が多かったり、また異動すると人がかわって、高齢者なども不安になることがあります。行政側としても身近な市民が対応することで信頼にもつながっていきます。地域住民にとっては、地域の市民が区と一緒に活動することで安心感もできて、市民の行政に対する信頼にもつながります。ますます地域は少子・高齢社会、市民活動の活性化が求められております。

これまでも認知症家族の会や家庭菜園のつくり方など、区だけではやれないことを行ってきました。しかし、この事業が一事業で年間五十万円では、なかなか持ち出しが多く、その継続性には限界もあります。今後の充実、拡充が求められますけれども、区の見解を伺います。

◎澤谷 市民活動推進課長 NPO提案型協働事業につきましては、平成二十一年度には七事業、九団体の協働事業を実施してまいりました。本年度は四事業、四団体が五つの所管と協働事業を実施しております。事業を実施したNPOからは、区と協働することで自分たちNPOの信頼度も上がった、また、団体PRにつながった、団体活動としての実績ができた等の意見もいただいております。事業の充実拡充ということでございますが、厳しい財政状況の中ですが、中間支援NPOとの協働した事業の選定支援に三百万円、個別の協働事業に三百五十万円、計六百五十万円の事業費を確保し、事業の実施をしております。

また、より多くの事業を実施するため、今回の募集では一事業当たり上限額五十万円としたところです。さらに、昨年度まではNPOの企画提案を受けて事業を実施しておりましたが、本年度は、まずNPOからのアイデアを募集し、所管課と協働して、より実現性の高い企画提案を作成できる仕組みに改善したところです。

新たな公共サービスの担い手として期待されるNPOなどの市民活動団体と行政

との協働は、地域活性化の観点からもますます重要になってきております。今後も選定方法を工夫するなど、より効果的な事業展開を検討してまいります。

◆山木 委員 このNPO提案型協働事業は非常に貴重なことだと思いますので、今まで事業費などが交通費だとか資料だったのが、これは人件費にも使えるということで、多くのNPO団体の方がそれぞれの分野で意欲を持って取り組もうとしております。ぜひともそうしたときにもっと活動が広げられるような支援、やっぱり拡充を図っていくべきだというふうに思っておりますけれども、ぜひ市民と協働する世田谷の町をつくるためにも、この活性化に向けて考えていただくよう求めて、生活者ネットワークの質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で生活者ネットワークの質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

せたがや政策会議、どうぞ。

◆田中 委員 せたがや政策会議の質問を始めさせていただきます。

冒頭、私のほうで一点だけ質問をさせていただきたいと思います。

ことし三月の予算委員会、そして六月の一般質問と続けて取り上げておりますけれども、世田谷美術館の大規模改修の折に、地下の自動販売機しかない無機質な休憩所をオープンテラスつきのおしゃれなカフェに変えてはどうか、そういう提案をさせていただいております。今年度は美術館改修の実施設計の検討を進めているということ

ですので、その進捗状況、そして検討の中で地下のスペースにカフェの設置が可能かどうか、改めて伺いたいと思います。

◎花房 文化・国際課長 世田谷美術館の大規模改修につきましては、来年八月以降の工事に向けまして実施設計を策定するため、現在、関係所管と検討を進めているところでございます。地下の喫茶スペースにつきましては、世田谷美術館の入館者に限らず、砧公園からも直接ご利用いただけるよう検討を進めております。また、財政状況の厳しい中での改修工事となりますので、喫茶スペースの設備につきましても、事業者に一部経費をご負担いただくことも含めて検討しております。

実施設計は来年一月をめどに策定する予定でございますが、世田谷美術館を訪れた方が緑と芸術の空間を享受し、より豊かな時間を楽しんでいただけますよう、喫茶スペースの検討を進めてまいります。

◆田中 委員 今のご答弁だと、その実施設計の中で具体的にそのカフェの設置の件が進められていると理解してよろしいのでしょうか。

◎花房 文化・国際課長 実施設計に組み込むことを予定いたしまして検討を進めているところでございます。

◆田中 委員 それは大変よかったといえますか、うれしく思います。ぜひ美術鑑賞の後、もしくは、今答弁にもありましたけれども、砧公園を訪れた人もそのカフェに寄って、おいしいお茶とともに、例えば世田谷美術館オリジナルスイーツなどが食べられるような、そんな魅力的なカフェがオープンするように、私としてはぜひ期待したいと思います。実施設計、具体的に決まることを願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わりにして、会派の大庭委員と交代いたします。

◆大庭 委員 今回の質問は、今の田中優子委員が九月三日に行われた企画総務委員会でのサービス公社の参考人聴取に際して、キャロットサービスの株買い取りの質問がそもそもの発端で、そこから一株二十四万円という問題が判明して、そこからずっと今、きょうに至っているということです。

そこで、本日は区民生活領域ということでもありまして、キャロットタワー二十六階のレストラン、これはこの領域では世田谷区民会館第二別館として取り上げられておりますので、その角度から何点か、これから質問をしてまいりたいと思います。

前回、私は実態の見えないお金が三千七百万円も森永側に流れているということを申し上げました。今回はその問題についてただしていきます。

これは、この三千七百万円の名目というのが経営指導料という形のお金になっているわけですね。これは前回と同じ表を掲げますけれども、この経営指導料というのは、サービス公社と森永側で一番最初の共同出資する際に、つまり、キャロットサービスをつくるときの協定書というのがありまして、そこの十一条に、キャロットサービスという会社をつくったら、森永側は店長研修とか調理研修、巡回衛生の指導とか、メニュー変更等の指導を行い、その報酬としてキャロットサービスから支払いを受け取るということで、年間三百万円の経営指導料というものを払っているわけです。

その経営指導料が累計で三千七百万円にも上っているんですけども、このような利用実態が、要するに半減している実態ですね。第二別館としては十二万人の利用者数が六万人を割るような状態になっている。売り上げも約三億円から二億円に減っている中で、ずうっとこの経営指導料というのは払い続けているんですよ。この経営指導料というのは何の効果もなっていないんですよ。

最初は経営指導料を払っていても、この途中で下がる状態を見れば、この経営指導料って何なんだという話になるわけですよ。驚いたことに、平成十三年、この段になって、とんとんとんとここまで下がっている段階で経営指導料の値上げが行われてい

るんですよ。その値上げに了承して、またさらに高い値上げで経営指導料を払い続けているわけですよ。こんなことがあるのかと。経営実態から見ても経営指導料は何にも役に立っていないじゃないかということがこのグラフから明らかだと思うんです。

これは何度も言っていますけれども、世田谷区に家賃を払う金はないけれども、こんないいかげんな経営指導料なら払っていいんですか。合計三千七百三十七万五千円ですよ。これはどんな経営指導の効果があったか、現場の立場として言ってくださいよ。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 まず、この経営指導料につきましては、委員から今ご紹介があったとおりでして、協定書に基づいて支払われているものです。その内容につきましては、今ご紹介ありましたとおり、店長研修、調理研修、さらに巡回衛生指導やメニューの変更を決めるとき、こういうときのアドバイスをいただく、こういうノウハウについて指導いただく、それに対しての報酬だというふうに聞いております。

今お話しはこのグラフを見た際に右肩下がりになっている部分に対して出す意味があったかどうか、効果というお話ですが、全体のその傾向値の部分については、私どもの理解といたしましては、この経営指導がストレートに効果としてあらわれたかどうかといえば、このグラフからは非常に言いづらい部分があります。ただ、全体の飲食店の、いわゆるバブル崩壊後の傾向という意味では、ここに限らず、やはり全体としてもそういうような傾向にあるんじゃないか、そのように思っております。

◆大庭 委員 経営指導料は、その関係があったので、平成二十年度まで払っているわけですね。二十年度に森永と縁が切れて、資本が切れて、経営指導料を払わなくなった。払わなくなったら二百八十七万円の黒字になったんですよ。こんなばかな経営指導料ってあるんですかね。

じゃ、次にお伺いしますけれども、これは実際、今根拠があると言われたんですが、

世田谷サービス公社もこれに便乗して、経営指導料という名目で千四百六十万円を受け取っているんですよ。これはどこに根拠があるんですか。そんなことは全然書いてないわけですよ。この関係からいくと、森永が取るんだったら、親会社のサービス公社も取っちゃうというようなことしか考えられないわけですよ。片方が経営指導料をここから取るんだったら、世田谷サービス公社も取ろうと、累計で千四百六十万円取っているわけですよ。これはどういう根拠なんですか。協定書には、確かにフードサービスからのというのがあるといいます。ですけども、世田谷サービス公社が経営指導料を取るという根拠はどこにも書いてないんですよ。便乗してやったとしか思えないんですけども、どうなんですか。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 確かに協定書上の表現からはうかがうことはできません。ただし、その実態の部分については年間で百二十万円相当の経営指導料を払ってきているということがございますけれども、経理、総務、そういうものについて、親会社であるところのサービス公社のほうが、言ってみれば、キャロットサービスにかわりまして対応しているというふうに私どもは理解しております。

◆大庭 委員 じゃ、必要だったというわけですね。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 そのとおりです。

◆大庭 委員 だったら、戻りますけれども、平成二十年にこちらのほうのフードサービスとは資本関係が切れたので、当然経営指導料というのは払わなくなったんですよ。しかし、これは完全なサービス公社の子会社になったわけですから、関係は変わらないわけです。にもかかわらず、平成二十年度にキャロットサービスと同じように経営指導料を取らなくなったんですよ。おかしいじゃないですか。今、あなたは必要だと言ったでしょう。必要だと言いながら、平成二十年度に森永フードサービスと資本関係が切れて、それで、森永フードサービスからの経営指導料を取らなくなったら、

同じく世田谷サービス公社も取らないでいるんですよ。これはどうしてですか、矛盾していませんか。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 お金の行って来いの関係の部分については、今委員からおっしゃるとおりです。その必要性の部分については、この二十年度の赤字、二カ年継続していたところについて、改めて全体の経費について見直しを図っております。その中で経費節減の一環として、そのような拠出についてはなされなくなったということだと思います。

◆大庭 委員 経費節減なら、もうこの段階でしているはずじゃないですか。何でもここまで放置をしていたんですか。それはおかしいと僕は思いますよ。

それで、この世田谷区民会館第二別館の本来の目的というのは、当初の二十六階にあるところは、人々が集い、眺望を楽しみながら食事ができるというようなことだったわけです。それで、純粋にレストラン経営を考えた場合、今のよう中途からわからない、わからない、その効果のないお金をぼんぼん出しているというような会社の経営でいけば、こっち側とこっち側でどんどん取っちゃっているわけですから、親会社にこの利益が吸い取られちゃっているわけですね。

それで、そうなるとうどうなるかという、要するにお店の経営をしていく場合は、こういうところでお金が出てきた場合に、あと削るものとすれば、レストランですから、人件費と材料費を削らなければならないわけなんです。

そこで、人件費についてまず調べてみました。人件費とはどんなものかという、これは飲食サービス業の平均データといって、会計関連の大手のTKCというところが出している資料を孫引きしたんですけれども、大体飲食業というのは、ここのあるように、例えばおすし屋さんというのは原材料、材料費の質を高くしないと、おすしはネタですから、なかなかうまくいかないということで、人件費は非常に低い形になっていますよね。おおむね飲食業の人件費というのは三〇%台を推移している

んですね。この一番上にあるのは、これはTKCの資料としてキャバクラと書いてあるんですが、キャバクラの五六・四%というのはちょっとカテゴリーミスじゃないかと僕は思うんですけども、一般的に三〇%台になっているわけですよ。

それで、改めてこのキャロットサービスの経営の実態における人件費比率ですね。人件費比率というのは売り上げに対する人件費の比率のことなんですけれども、調べてみたら、スカイキャロットの人件費比率は、当初のオープンが売り上げが低いのは、五カ月しかオープンしていないんですけども、五カ月のオープンのときに四〇%で、この十年間で五二%までいっているわけですよ。それで、直近が四九%、五一%、五一%、四八%、五二%、これが飲食業のレストランにおける人件費、つまり、スカイキャロットの実態なんですよ。これじゃ、営業できないでしょう。

そこで、私は調べてみました。何で人件費がこれだけ高いのか、いろいろ調べてみたんですけども、もちろん売り上げが落ちているわけだから、人件費比率というのは相対的に上がるわけですよ。だけれども、売り上げが落ちるということは仕事量が減るわけですから、その分、人件費を削っていくとか、削減していかなくちゃいけないわけですよ。つまり、働いていない人がいる可能性があるというのがこの数字から推定できるんです。ひょっとすると働いていない人が多いんじゃないかということ、それは推定できるんですよ。

そこで調べてみると、どうもこのキャロットサービスの実際の売り上げは、この二十六階のレストランと下のくりっくなんですけども、だれとは言いませんが、実際、お盆を持つまでもなく、フライパンを握るわけではなく、レジを打つでもなく、皿洗いをするでもなく、何となくそこにいるらしい人の給料がこの人件費に入っているんですよ、違いますか。（「支配人じゃない」と呼ぶ者あり）支配人はちゃんと働いていますからね。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 働いていない方がそこにいるんじゃないかということについては承知しておりません。

◆大庭 委員 じゃ、具体的に言いましょうか。サービス公社の相談役で、ここにいらっしゃる方というのは何をやっているんですか。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 それは社長職についている方のことをおっしゃっているんだろうと思います。

◆大庭 委員 これは会社だとかいったって、一つのお店ですよ。お店で全員が働かなくちゃいけないのに、社長という肩書だからといって、そこにずうっと座っていて、何をしてもなくいる人の人件費が数百万円も払われていることというのはおかしくないですか。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 私もそのレストランに常時いるわけじゃございませんが、何回か足を運んでいる中では、社長の方につきましても店内の見回り等を含めてやっていらっしゃると思いますので、そういう意味では、何もしていないということは当たらないんじゃないかと思います。

◆大庭 委員 人件費の中で、要するに何がしかの役員についているのは当然かもしれませんが、それがその数百万円の金額に値するかということをお問うているわけですよ。それはアルバイトでもできるようなことをなさっているわけですよ。つまり、僕が言っているのは、世田谷区がお金がない、お金がないからいろんなところから絞り出さなくちゃいけないということで、こういうような経営が傾いている中で、やはり人件費を絞っていくという努力が全然見えていないわけですよ。社長みたいなもの、何にも働いていないように見える人にも数百万円の報酬を払っているということをやっていたら、このお店はどんどんだめになっちゃうわけじゃないですかという

ことを言っているわけです。

つまり、私が申し上げたいのは、この売り上げというのは、世田谷区が家賃をただにしている分の利益をここに集めて、それを森永フードサービスと世田谷サービス公社がどんどん吸収して、かつキャロットサービスの人件費がどんどん吸収しているという構造なんですよ。世田谷区の財産価値がここに吸収されて逃げちゃっているわけですよ。そのことを申し上げているわけです。

それで、先ほど言ったのは、最後に結局削られているものは何かというと、相対的にいくと材料費になるんですよ。人件費は高値で安定している。それから、わけのわからないような経営指導料というものはどんどん親会社に吸収されている。じゃ、あとどうやって経営を維持していくかということ、材料費を削るしかないんですよ。

つまり、僕がここで申し上げたいのは、このレストランは材料費をかなり削られている疑いが相当濃厚だということなんです。どういう削り方をしているのかわかりませんよ。しかし、このレストランの評判を聞くと、おいしいからここに行くというような話は余り聞かないんですよ。我が会派のほうでは常においしいお店をつくれ、つくれと言い続けているけれども、このような収益構造の中ではずうっといってもおいしいお店にはならない。リーズナブルなのはいいんですよ。赤字覚悟で高いものを安く出せば、それはいいかもしれませんが、そんなことでは会社がもちませんから。

そこで僕が申し上げたいのは、区民会館の第二別館のあり方として、アンリーズナブルな価格を出しているお店というのがふさわしいかどうかということをお伺いしたい。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 今お話のありますレストランという部分ですけれども、私どもは公共施設という位置づけの中で運営をさせていただいております。具体的には、先ほど冒頭にもちょっとお話がございました。第二別館の位置づけ

としての展望ロビー、それから会議室、レストラン、こういう構成の中で運営をさせていただいております。したがって、その公共の持つべき役割という部分については、それも先ほどお話があったように、もともと区民からのそういうようなお声も含めて施設を設置したわけですから、それらについては、今後とも継続していくべきじゃないかというのが私どものスタンスです。

その中でも、来年度におきましては、指定管理者制度の継続を含めて考えておきまして、それらに向けまして、今後どのようにしていけばいいのか、それらについて今検討をしているところでございます。

◆大庭 委員 このグラフの先が今後想定されるわけですよ。これは恐らくこの傾向でずっと下がっていくだろうというふうに思われるんです。というのは、実質的に森永が手を引いたというのは、これは実態的にはもうこのお店について見限ったということなんですよ。

もしもうかっていたら、企業の論理としてこんな解消をするはずがないんですよ。要するに、こういう実態を知っていて、この先、このお店をやっても面倒なことしか起きないということだから、手を引いたというのが実態なんですよ。

森永と資本提携が切れたといっても、現在でも仕入れは森永からやっているわけですよ。それから、人材も森永に頼っているわけですよ。これまでもそうだったわけですよ。けれども、これまでは資本関係がある中で人材の提供とか仕入れの提供というのを受けていたわけで、子会社ですから、ある意味、いろんなことが考慮されていたかもしれないわけです。しかし、資本系列がなくなった以上、正規価格で仕入れをしるとか、それから、人材供給をするにしても、それなりのコストが要求される可能性があるわけですよ。つまり、ますますコスト要因が上がってくるということを考えると、上向くはずがないわけですよ。

そこで、今後のこととして伺いたいのですが、サービス公社は現在、世田谷区の指

定管理者となっているわけです。これから先、仕入れ価格で森永ともめたり、人材のことで協力が得られないようになってしまったら、森永系以外から仕入れができるのか、別の人材を呼んだりすることができるのか。少なくとも森永と共同出資している間は、仕入れや人材供給の面でサービス公社との間できっちり契約が交わされていたんですけれども、今は何もないんですよ。ない状況の中で、指定管理者として、サービス公社の能力が従前と同じだと言えるんですかということを知りたい。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 今後選定に当たりましての部分でも、サービス公社のほうとそういう協議というのは当然進められることになると思いますが、私どもといたしましては、この間の森永のほうからの資本提携の部分が断ち切れたとしても、現状におきましては、お話にございましたように、仕入れ、人的な問題についても継続している実態がございますもので、その変動が出てくるということになれば、私どもはサービス公社に委託しているわけですから、再委託先としての部分についての変動要素になりますので、そこについて、当然しかるべきサービス公社からの協議があるというふうに理解しております。

◆大庭 委員 しかるべき協議って何ですか。委託元としては、要するにもう経営ができなくなってくるという申し入れしかないでしょう。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 それはサービス公社のほうもこの間実績を積んできているということがございますので、その辺のノウハウという部分については、区側にどのように相談してくるか、これはあくまで仮定の話ですけれども、そのように理解しております。

◆大庭 委員 森永との提携でいくと、現在のホールを担当している人は森永から来ている人なんですよ。森永から来ている人というのはローテーションで大体五年サイクルなんですよ。五年サイクルでかわって、今三人目が来ているんですね。それで、

三人目が今三年たっているんですよ。そうすると、森永の論理からいくと、あと二年で引き揚げになるわけです。あと二年後に森永は全面撤退するかもしれないということも言いかねないし、仕入れ価格だってかなり高くて、要するに普通にやってくれということだって言いかねないわけです。そういうリスクを、今までは資本関係があるからということで回避できたわけです。でも、これは資本関係が切れちゃったから、そういう契約というのは全部ほごになっているわけです。もう一度聞きますけれども、それでこの経営というのは大丈夫なんですか。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 その大丈夫かどうかということですがけれども、現状においては、それがあある意味、一定線担保されている状況に今なっていますので、その先の部分については、先ほど言った指定管理者制度そのものについての運用を図るための選定作業ということも実際行われてくるわけです。その中で、我々としては適格性審査をしていきたい、そのように考えております。

◆大庭 委員 前回と今回に続いてこのキャロットサービスの問題について質問してまいりましたけれども、前回と今回の質疑の中で新たに大きな問題というのが浮き上がってきたんですね。ちょっと犯罪的事実じゃないかというような大きな件がわかったので、多分補充のときに、私はその質問をもう一度させていただきたいと思いません。

以上で私の質問を終わります。

○小畑 委員長 以上でせたがや政策会議の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、社会民主党、どうぞ。

◆唐沢 委員 社会民主党の質問に入ります。

私は、これまで財政危機こそ区民との関係を再構築し、行政と区民とのきずなを深めるチャンスであると申し上げてきました。企画総務領域におきましては、こうした考え方から地域行政の推進について質問してまいりましたが、本日は、出張所、まちづくりセンターを直接所管する区民生活領域ですので、具体的に何点か伺っていきます。

まず、区民の力を生かして、高齢者福祉のネットワークを拡充すべきとの観点から、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの連携強化について伺います。この点については、さきの本会議でもまちづくりセンターでの介護予防講座の実施や、防災訓練へのあんしんすこやかセンターの参加など、徐々に連携が進んでいるとの答弁がありました。私はこれまでの取り組みを評価しつつも、さらなる充実が必要と考えております。

そこでまず、これまでの進捗状況を踏まえ、これからの出張所、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの連携強化に向けた課題は何か、総合支所の認識を伺っておきたいと思っております。

◎本橋 玉川総合支所地域振興課長 地域活動と福祉の連携をより充実するため、出張所、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの一体化を進めてまいりましたが、玉川総合支所におきましては、このたびの一体化を受けまして、高齢者に関する相談機能の向上、災害時要援護者支援の充実、地区まちづくり支援の充実の三つの取り組みの考え方を基本といたしまして、連携強化を図ってまいりたいと考えております。

こうした中で、出張所等とあんしんすこやかセンターがそれぞれ把握しております個人情報取り扱いに注意しなければいけないこと、また、双方の活動内容の領域が異なることへの相互理解をいかに深めていくかといったこと、さらには、地区の社会

福祉協議会、民生・児童委員協議会などの各種地域団体にどのようにご協力をいただくか、こういったことが課題であると認識しております。

◆唐沢 委員 個人情報の取り扱いやスペースの問題、専門性の確保など、さまざまな問題があると思います。いずれも簡単には解決し得ない問題であるし、また、お金がないときこそ知恵を出し合い、区民の力を最大限に活用しながら、高齢者にとっても一層安全安心の町をつくっていかなければならないと考えます。

そのためには、私は企画総務領域でも指摘をしたとおり、区は地域行政制度の骨格である三層制のメリットを最大限に発揮すべきだと考えております。すなわち、本庁が全庁的かつ専門的な視点から全体の計画を示す、これを総合支所が区民の目線で横断的に調整しつつ具体的な計画を立てる、そして、出張所、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンターが区民とともに課題を解決していくということであると思います。それぞれの組織がしっかりとそれぞれの立場を認識し、連携を図りつつ役割を果たさなければならないことであると思います。

そこで改めて伺いますが、本庁の各部、総合支所の各部、各課、そして地区の出張所、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、それぞれの役割の分担はどうなっているのか、また、今後どのように連携を深めていくのか伺っておきたいと思えます。

◎本橋 玉川総合支所地域振興課長 委員のお話にありましたように、区では、平成三年度から地域行政制度を創設し、地域の特性を生かしたまちづくりを展開するため、地区、地域、全区の三層構造による地域行政を推進してまいりました。このたびの出張所、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターとの一体化を進める中で、本庁組織であります生活文化部では地区まちづくりの活性化への取り組みの方向性を、また、地域福祉部ではあんしんすこやかセンターの事業内容をそれぞれ定めるなど、事業全体の枠組みを定める役割を果たしております。

また、出張所等とあんしんすこやかセンターは、事業方針に基づき、地域の実情に合わせて事業展開を図っていき、総合支所は地域振興課と保健福祉課を中心といたしまして、本庁組織と出張所等との横断的な総合調整を図っていく、こうした役割を担っていると考えております。

今後につきましては、特に総合支所と出張所等とあんしんすこやかセンターの間におきまして、区民の顔が見える事業展開を目指し、進捗状況の把握、事業実施の検証等の定期的な情報交換の場を持つなどしまして連携を深めてまいりたいと存じます。

◆唐沢 委員 こうした区民生活に直結した重要な問題に対しては、改めて課題を整理し、それぞれの責任をしっかりと果たしつつ、区民にわかりやすく働きかけていくことを強く求めておきたいし、また、顔が見えるような区政をぜひとも実現してほしいと思っております。

ところで、総合支所、出張所、まちづくりセンターは、地区担当の支援職員を配置されております。こうした職員の中には、長年福祉や市民活動の現場で経験を重ねてきた職員も多いと思いますが、こうした職員の知恵や経験を生かし、大いに利用すべきだと考えます。また、それが支援職員制度のねらいであったと私は思っております。

そこで、区民との関係の再構築に向けて、支援職員の活用についてどのようにお考えでしょうか、伺います。

◎澤谷 市民活動推進課長 地区まちづくり支援職員・担当職員制度は、区民と区政の協働のまちづくりを推進するため、職員が地区のまちづくり活動を支援し、区民による自主的なまちづくりの発展に寄与することを目的として、平成十四年度より実施しております。本年度は、地区まちづくり支援職員百四十一名、地区まちづくり担当職員百七十九名が出張所、まちづくりセンターに配置され、さまざまな地区まちづくり事業に携わっているところでございます。また、地区まちづくり支援職員は、地区まちづくり業務に従事するだけでなく、地域担当者会議の構成員として、出張所、

まちづくりセンターの職員とともに、地域内、地区の活動を企画、計画、調整する役割も担っております。

委員ご指摘のとおり、地区まちづくり支援職員・担当職員の中には福祉や市民活動の現場で経験を重ねてきた職員も多くございます。今後も職員それぞれの本来業務の知識や経験を活用しながら、出張所、まちづくりセンターの職員と連携して知恵を出し合って、地区まちづくりの支援に取り組んでまいります。

◆唐沢 委員 次に、出張所、まちづくりセンターの広報について伺います。

私は以前から出張所のホームページの充実などを求めてきましたが、出張所、まちづくりセンターの広報活動に関しては、区民との身近な情報共有の手段として一層充実を求めたいと思います。身近なまちづくり協議会が発行しております広報紙などは承知しておりますが、区民と行政のきずなを深める手段としては、これだけでは十分とは言えないと思います。

九月二十五日付の「区のおしらせ」をちょっと見ると、地域版には一面トップで松原地区の安全安心の取り組みが特集として載っておりました。例えばこうした広報を行ったときにタイミングを合わせて、地元の地域で積極的に参加者を募集したり、ホームページを使って新たな活動のアイデアや企画などいろんな知恵を募集するなど、区民との働きかけを大きく連動させると、その効果も一層盛り上がるわけなんです、総合支所はしっかりとした広報戦略を持ってほしいと思います。

そこで、身近な地区での区民とのきずな強化に向けた広報活動の充実についてどうお考えでしょうか、伺っておきます。

◎本橋 玉川総合支所地域振興課長 区民が地域、地区のまちづくりの情報を受信することは、まちづくりへの参加の第一歩であると認識しております。委員からお話しのありました「区のおしらせ」二十五日号は、地域版の扱いといたしまして、各総合支所が毎月編集を担当してございます。近年、玉川地域では大山道を生かした地域の

きずなづくり、用賀地区ふれあいラリーまつりなどのテーマを取り上げました。また、一方で、事業参加団体なども事業実施に合わせ、区と同じタイミングで独自にホームページなどのご案内することによりまして相乗効果が生まれ、年々参加者が増加するとともに、次回以降に事業の企画運営に参画する団体が出てくるなど、地域のきずなが一層深まっております。

今後も自分たちの町に愛着を持ち、まちづくりに参加していただけるよう、出張所、まちづくりセンターの情報コーナーやホームページ、区の広報板の地域コーナーの活用はもとより、参加団体からの情報発信も含め、受け手の立場に立って、わかりやすくきめ細かな地区の広報活動の充実に努めてまいります。

◆唐沢 委員 次に、商工業の振興について伺っておきます。

区民の力を生かした地域活性化の観点からであります。

このたび、中小商工業振興対策委員会から、「地域と共存し、地域の活性化に貢献する区内産業（商業・工業）の今後の取り組み」についてという答申が出されました。私は単なる産業振興にとどまらず、地域の活性化を主眼に置いた検討がなされたことについては評価したいと思います。

そこで伺いますが、区長は平成二十一年十一月において、審議会に対して地域の活性化をテーマとした諮問を行っているわけですが、なぜこの活性化ということなのか、この考え方、その基本理念について伺っておきます。

◎菅井 商業課長 区内の事業所数は年々減少傾向にありまして、昨今の経済不況など、区内産業にとっては、今後とも厳しい環境が続くということが予測されます。

こうした中で、区内産業が地域経済活性化に向けた施策に率先して取り組み、難局をみずからの力で乗り切っていただくだけの活力を現時点から作り出していくよう努めていくことが重要であるというふうに考えております。

今回の諮問に当たりましては、商工業の成長が地域活性化の源であるとの認識のも

と、事業者のそれぞれが持ち合わせる個性を発揮して、みずからの事業意欲を高めて、活力ある商工業の事業遂行を担うことが、地域に貢献し、地域の活性化に寄与する、こういった視点から、地域の活性化をテーマに、中小商工業振興対策委員会へ諮問したところでございます。

◆唐沢 委員 区内の商工業は、町の元気の源であるばかりか、区民生活を支える最も重要な活動であり、その健全な発展なくしては、区のまちづくりは成り立たないものと思います。また、多くの商店街や商工業団体は、防災活動のきずなを深めるイベントなど、多様な地域貢献活動を続けております。こうした面からも、まさに産業ビジョンに掲げられているところの区民、地域、世田谷を産業が支えると言えらると思います。

こうしたところからも、このたびの答申では、町の動きや地域のコミュニティーとの関係を強く意識しての提言が述べられていると思います。特に提言6の中には、地域コミュニティーと商工業との関係、地域貢献に関して商店街活性化法を活用して、新たなコミュニティーや協働の場をつくるという提案を行っております。その辺のことについては期待できるわけですが、今後どのような取り組みを考え、現状においてはどうなのか、そのあたりの考え方を伺いたします。

◎菅井 商業課長 このたびの答申は、商工業が地域と共存し、地域の活性化に貢献する、こういった視点から、区の産業ビジョンの具体的な推進策を提言いただいたというふうに考えております。答申に示された提言は、今後の産業振興を図っていく上で、それぞれに重要な取り組むべき課題と認識しております。特にお話しの提言6に示された、商工業が地域のコミュニティーの担い手となることにつきましては、商工業と地域との信頼関係に基づいた、地域、商工業、行政が連携し、地域と共存し、地域の活性化に貢献する、小中商工業が担うべき新たな取り組みが色濃く打ち出されているというふうに考えております。

区は現在、区民が住みなれた地域で継続して生活できるように、商業振興においては生活支援拠点型商店街事業やまちづくりと連携した商店街づくり事業を展開し、これからの商店街の役割と将来を見据えた取り組みを行っているところでございます。

また、工業におきましても、準工業地域における物づくりのあり方とルールづくりを地域と一体となって実施しております。

産業は区民生活を支える自治体の大きな礎でございます。このたびの答申を踏まえまして、事業を営む方々の主体性を強化するとともに、産業ビジョンに示された施策を着実に実行し、活力ある産業の振興を推進していきたいというふうに考えております。

◆唐沢 委員 行政と区民とのきずなに加え、事業者と区民とのきずなも、ぜひとも強力に進めてほしいということを強く要望いたしまして、質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で社会民主党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、無党派市民、どうぞ。

◆木下 委員 まず、生活文化部長にお聞きしたいんですけれども、世田谷区内に鉄道騒音問題はあるとお考えですか、ないとお考えですか。

◎城倉 生活文化部長 争いはあると思います。

◆木下 委員 争いはあるけれども、要するに問題にはならないと。つまり、行政が問題にするようなものではない、そういうふうにお考えなんですか。

◎城倉 生活文化部長 うるさい、うるさくないという意味での争いはあると。行政の側からいえば、それに対していろいろなやはり基準もありますので、その中で判断していくものというふうには考えております。

◆木下 委員 そうすると、もう少し突っ込んで聞きますけれども、一九九五年の在来線に対する指導指針についてはどういうふうに評価されるのでしょうか。その内容も含めて言ってください。

◎畑中 環境保全課長 今委員のほうでご指摘のあったものは、これは在来線の改良、それから大規模な改良、あるいは新線を敷設する場合の騒音対策の指針のことだと思います。これは新しく線をつくる場合、その場合は指針値という形で一つの数値が出ております。それから、大規模改良の場合は、騒音レベルを従前よりも改善することという形で示されておりました、これはこれで一定の物差しになっているというふうに考えております。

◆木下 委員 問題は、「せたがやの環境」という毎年出しているこの冊子にも鉄道騒音については一切触れられていないんですね。それから、小田急線や京王電鉄等の連続立交のときに、アセスがいつもなされるわけですがけれども、それについては意見書にも一切書いてないんです。というのは、在来線を改良する場合には、今の騒音よりも多少なりとも低くなればそれでオーケーと、それが今の政府の方針であることは確かですね。

ただ、今回、八月三十一日に出た判決は、先ほど説明していただきました指導指針に基づいて、そういう技術があるのであるから、昼間は六十五デシベル、夜間は六十デシベル以下に抑えるべきであると。それ以上の騒音が出ているところについては――これは外ではかった場合ですね――補償すべきであるというふうに判決が出たわけですね。これを小田急電鉄のほうが不服として、今争われているという形になって

おります。

そこで、北沢総合支所長にお聞きしますけれども、北沢地域は小田急線の騒音問題はあると思いますか、ないと思いますか。

◎安水 北沢総合支所長 今連立の工事中でございましてけれども、今地上を走っておりますので、騒音、振動は事実としてあると思います。

◆木下 委員 これは烏山の支所長にも聞きますけれども、これはもちろん同じように京王電鉄にもありますよね。

◎河合 烏山総合支所長 烏山にもあると思います。

◆木下 委員 ですから、問題はあるわけですよ。しかし、区政の問題になっていないんですね。公害問題について環境基本条例を読みますと、基本理念に「環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない」としてあって、区民の責務や区の責務が書かれているわけですよ。区民はその責務に従って裁判を起こしたりしているわけだけれども、世田谷区は行政として取り組んでいない。ただ、判決が出て、ここ三年ぐらいのうちに、また控訴審で一つの結論が出るでしょうけれども、世田谷区としては、この問題について何がしかの調査をきちっとやっていく、そういうお考えはありませんか。

◎畑中 環境保全課長 先ほどの小田急騒音訴訟の判決からのお話だと思っておりますけれども、現在、これは係争中というような形で聞いておりますので、今後ともその動向を区としては見守ってまいりたいと考えております。

◆木下 委員 動向がどうなろうとも、現に騒音問題は北沢にもあるし、京王電鉄にもあるし、改良された後にもある可能性が非常にあるわけですよ。そういったことを

考えますと、「せたがやの環境」にさえ触れられていない。かつて四十年代には世田谷区が積極的に沿線の調査をしたこともあるんですよね。ところが、最近はこういった判決が出ているにもかかわらず、あるいは責任裁定で国の一つの結論が出たにもかかわらず、世田谷区は一切やっていないんですね。考えてみますと、世田谷区は側道をつくるということで、連立事業の当事者の一つですよ。そういったことから敬遠されているんですか、どうですか。副区長、いかがですか。

◎畑中 環境保全課長 ただいま側道の話とか鉄道の立体交差化のお話など出ておりますけれども、こういった都市計画事業につきましては、あるいは側道など関連する事業につきましても、それぞれさまざまな状況を踏まえた上で、各事業者が判断しながら決めていくことをございますので、環境所管として一概にどうこうするというような形では考えておりません。

◆木下 委員 例えば、側道をつくるという事業を世田谷区は都市計画決定しますよね、その事業もする。そういったことで、環境セクターにそれでいいのかどうかという相談があったことはあるんですか。つまり、区民の健康を守るためにどうか、そういう相談はありましたか。

◎畑中 環境保全課長 個々の事業につきましては、そういった形で相談がある場合、ない場合がございます。ただし、私どもでも環境配慮制度というのがございますので、それにかかるような案件であればご相談が来る、そういう形になっております。

◆木下 委員 四十年前からあった極めて古典的な被害なわけですね。それに対して、当然区民の健康を守るために世田谷区は働かなければいけないのに、それをずっとネグってきた。世田谷区が事業の当事者の一つになっているということもあるでしょうけれども、しかし、これは環境条例からいっても責務を果たさなきゃいけない。分権ということになって、問題を抱える京王、小田急、それから東急電鉄も抱えているわ

けですから、世田谷区は積極的に騒音問題について、きちっと実態調査を踏まえた上で、国にも問題提起をしていくべきである、そういうことを全くする気がないというのが今回わかってしまいましたけれども、これではいけないと強く申し上げまして、質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で無党派市民の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、減税世田谷、どうぞ。

◆あべ 委員 まず、国勢調査が今行われておりまして、私のところにも国勢調査の回答の用紙が来ておりましたが、見ましたら、あしたまでが回答の期限ということですので、皆さんお忘れのないように、今回、インターネットでの回答なんかもできるようになっているようでございますので、勝手はよくなっておりますが、期日をぜひお忘れのないようにしていただきたい。

それでは、質問に入ってまいりますが、先日の尖閣諸島沖での中国の漁船と海上保安庁の巡視船の衝突事件、これはいろいろ一般論でも外交上の汚点になったんじゃないかというような話もありますし、また政権の内部からもさまざまな意見が出ているということで、国と国との間の外交上の問題の大変難しさというのも、改めて認識したわけであります。

国と国とのつき合い方の中には、もちろん外交上の正式な関係もありますし、また、民間レベルの草の根での交流ということも今は大変大事になってきていると。

世田谷では、国際交流という形で、姉妹都市交流なんかも含めて、子どもたちの交流からやっているということであります。以前に一般質問等でも、特にアジアの国々との国際交流というのが、今後、中国の経済圏も大きくなってくる、韓国との友好親善もこれから強化していかなくちゃならないということで、今まで遠い国であったけ

れども、距離的には大変身近な国と、これからの国際交流をしていかなければならないという視点で質問をさせていただいて、今ある姉妹都市交流を拡大して、近隣のアジア諸国との姉妹都市交流をしてはどうかというようなお話をさせていただきました。

他会派からも、世田谷区内には多くの大使館が存在していて、そうした世田谷にゆかりの諸国と姉妹都市交流や文化的な交流を進めてはどうかというような話も出ておりましたが、現在、こうした議会の中からの提言に対してどのような取り組みが進められているのか、その後の状況をお教えいただきたいと思います。

◎城倉 生活文化部長 確かに国際交流について、今尖閣諸島の話もありましたけれども、非常に重要なことであると思っております。その中で、市民レベル、区民レベルの交流というのは非常に大事なというふうに思います。

あべ委員、それから他会派からも、特にアジアの姉妹都市交流についての話がございました。日本はアジアの一国でもありますし、それから、今の国際動向を見ると、本当にアジアの大きな動きというのがありますので、ますます重要であろうかなというふうには考えております。

そういう中で、国際交流を考えた場合に、行政だけではなくて、今お話がございましたが、当然区民レベル、市民レベルの交流、それから、いろんな団体の交流があって、それで、区全体としての盛り上がりの中でやっていかなければならないものだろうというふうに思います。

そういうことを踏まえて考えるならば、姉妹都市交流をうまくする上でも、地域の国際化しているところがあります。外国人も登録数で一万六千人ある、それからいろんな活動団体もある、世田谷区に特徴的なところは、特に国際交流会館があるというようなことから、地域内の国際化ということが非常に重要で、それが充実してくる中で、またいろんな考えも出てこようかなというふうに思っております。

区は、平成二十一年度から平和交流基金を使つての取り組みを始めてきて、非常にいい動きができてきたなというふうに思っております、これを一層進めていきたいというふうに考えております。

◆あべ 委員 今部長がおっしゃられたように、世田谷では大変長い期間、今、姉妹都市交流を続けている都市といろいろな交流を続けながら、子どもたちの教育の面からもいろいろな貢献をしてきているということでもあります。

そのアジア諸国に関しては、特に今後の将来を見越した上で、子どもたちのさまざまな交流、区民の交流も含めてしっかりやっていかなければならない分野だと思えますので、ぜひ今後とも引き続き検討していただきたいということと、やっぱり姉妹都市交流という形にしたほうが、市民のほうも世田谷区と姉妹都市交流をしているんだということで、より強固な市民活動にもつながっていくのかなと思えますので、ぜひ姉妹都市交流ということも念頭に、今後検討していただきたいと思うわけです。

そこで今回、議会でも議員派遣ということがあって、私も議員派遣に関してはいろいろな考えがございまして、どちらかというと縮小すべきだというお話をしてまいりました。他会派からも、やはり子どもたちの活動を支援していく上で、議会の議員派遣を縮小しても、子どもたちの派遣ということに振り向けていくべきだという意見があって、区民生活常任委員会の中でも、部長にこれは質問させていただきました。

今後、議会費を削って、子どもたちの派遣に予算を振り向けていくというようなことに関して、生活文化部のほうから予算要望等をしていくというようなお考えはございますか。

◎城倉 生活文化部長 確かに前回の常任委員会だったと思うんですが、そのような話がありました。先ほども他会派から議会費の削減ということで継続して議論が出ていた。そういう動きについて、私どもも区民を代表する議会の考え方ですので、十分踏まえた形でやらなければいけないんですが、削減したものが即国際交流の費用に移

るというわけではなくて、これは予算の仕組み上の話なんですけど、ただ、国際交流については重要ですので、これは人数だけの問題じゃなくて、いろんな意味で幅広く取り組んでいきたい。

○小畑 委員長 以上で減税世田谷の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、みんなの党、どうぞ。

◆稲垣 委員 スポーツの秋ということもありまして、スポーツ環境の整備について何点か質問をさせていただきたいと思います。

区のほうではさまざまな形でスポーツ環境の整備をしているとっております。昨年は野球、WBC、ワールド・ベースボール・クラシック、そしてことしはサッカーで言えばワールドカップのサッカーがあって、子どもたちが将来夢を持つという中で、スポーツ選手になりたいという夢を持っている子どもたちが多くふえてきていると思っているわけですが、その中でスポーツ環境の整備ということを考えると、これから今、区は国体に向けた取り組みなどを行っていますし、さまざまな形でスポーツ環境を整えていっている状況だと思えます。

しかしながら、野球に関しましては硬式野球場、特に子どもたちが硬式野球をやっていく環境は区の中ではなかなか整っていない状況だと思えます。こういった中で、世田谷区を拠点としている硬式野球をやっているチームの、そんなに多くはないんですけども、今では甲子園を目指す子どもたちもいるわけですから、こういった硬式野球ができるグラウンド整備も必要ではないのかなと思うんですが、子どもたちが硬式野球をできるよう区立の硬式野球場を考えられないものかということでご答弁いただきたいと思えます。

◎鈴木 スポーツ振興課長 硬式野球場は区内に少ないため、今後整備する必要がある運動施設の一つであるというふうに考えております。硬式野球はボールがかたく飛距離も出ることから、ファウルボールなどが野球場の外に飛び出さないような安全対策が必要でございますので、軟式野球場と比べて設置が難しいと考えております。こうした中、総合運動場におきましては、これまでリトルリーグなど小学生に限って硬式ボールの使用を認めてまいりましたが、中学生におきましてもことしの五月より、区内のチームでボーイズリーグやリトル・シニアリーグなどの加盟団体に限りまして、フリーバッティングの禁止など一定の条件を付した上で利用機会の拡大を図ったところでございます。区といたしましても、子どもたちが夢や希望を持って硬式野球に打ち込める環境を整備することは大切なことであると考えております。今後とも、施設の新設のほか、既存施設の改修による可能性を探るとともに、民間施設や大学施設などの連携、活用も含めまして検討してまいりたいと考えております。

◆稲垣 委員 今、なかなか財政的にも厳しいのは私も十分わかっているんですけども、同じように硬式野球のチームでも、今までは父兄だとかOBから寄附が集まっていたのも、なかなか今は集まる状況ではないということで、やはりそういったことで、せっかく区としても、大蔵第二運動場だとか、いろんな形で整備をしてきているわけですから、例えばネットを高くするとか、本当にバッティングなども含めてできるような、未来のイチローを生めるような取り組みを期待して、硬式野球場を何とかつくっていただきたいということを要望させていただきます。

続きまして、ことしの夏は大変暑い夏だったと思います。総合運動場の体育館や大蔵第二運動場に関しては、空調設備があるために快適に体育館の中でスポーツをする環境が整っていると思います。しかしながら、中学校のほうでは空調設備といいますが、扇風機みたいな冷風機とか、そういうのがそろっているんですけども、小学校の体育館は空調が整っていませんし、場所によっては風通りが全く悪いような体育館

があると私は思います。この中で、ぜひ体育館で——例えば健康体操をやっているご年配の方々がいたり、小学生などがバスケットをやったりバレーボールをやったりと、さまざまな形でスポーツをする場所としてことしの夏も利用されていたんですけども、体調が悪くなる子どもたちもふえてきている。体調が悪くなってしまったご年配の方もいらっしゃるということで、快適にスポーツができるような形で体育館に空調的な、要するにクーラーをつけろということを行っているわけじゃなくて、環境をよくするような冷風機だとかそういったものを整える必要があると思いますけれども、その辺について何かご見解があればお聞かせください。

◎鈴木 スポーツ振興課長 小学校の体育館につきましては、子どもたちの健やかな成長と体力増進のために活用される施設でありますとともに、区民が最も身近な地域でスポーツに親しめる場所でございますので、先ほど委員のほうからお話しございましたが、総合運動場などと同様に快適さが求められているものと考えております。今、委員のほうからも風通しというお話が出ましたけれども、風通しをよくする工夫、あるいは扇風機、冷風機、こういった設置などにつきましても、今後関係所管と相談してまいりたいと考えております。

◆稲垣 委員 スポーツの環境整備だけではなくて、災害が起きたときの小学校の体育館などもやはり避難所として扱われるわけですよ。災害がいつ起きるかわからないし、ことしの夏みたいな形でもし暑い夏に災害が起きた場合、避難所としても利用しなければならないので、早急にこれは関係所管、教育委員会だと思いますけれども、連携を図った上で、こういった空調というか、換気がいいような設備を整えるべきだと思います。学校の体育館によっては、風通しがいいところもあるんですよ。その辺を見きわめていく。スポーツ環境の整備ということと防災の面、そういった両方からのサイドで各所管が連携をしながら進めていただきたいということも要望させていただきます。

続きまして、学校の夜間照明の設置について質問させていただきます。

これは決算書を見ますと、区立学校校庭への夜間照明が二校、桜丘中学校と笹原小学校に設置をしたとなっております。十校設置する予定になっているわけですがけれども、今現在では七校となっております。かなり厳しい財政状況の中で、やはりスポーツ環境を整備するためにも学校の夜間照明が必要だと思いますが、その辺はどうお考えなのかお聞かせください。

◎鈴木 スポーツ振興課長 今、委員のご指摘のとおり、現在七校に設置してございます。地域別では、世田谷地域が三校、ほかの地域ではそれぞれ一校でございます。学校への夜間照明につきましては、区民にとって最も身近な場所でスポーツに親しむ機会を拡充するばかりでなく、地域の防災拠点としても有効だと考えております。引き続き、財政状況を見据え、地域のバランスも考えながら、設置に向けて努めてまいります。

◆稲垣 委員 きょうの質問は、かなりいろんな整備を整えるためにお金がかかることかもしれませんが、これから未来を担う子どもたちのためにスポーツ環境の整備をしていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

○小畑 委員長 以上でみんなの党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、レインボー世田谷、どうぞ。

◆上川 委員 区の相談業務について、ユニバーサルデザインの観点からお伺いいたします。

多岐にわたります区の相談業務の一覧を見ておりまして、一つ重要な視点が抜け落ちているなということを感じました。さきの企画総務領域の質疑でも、私からは区長

へのはがきを取り上げまして、広報広聴課が連絡先、問い合わせ先を記すのであれば、電話番号だけではなくファクスナンバーも必ず書いてくださいとお願いしたばかりです。聞こえる方、話せる方だけを対象にサービスを構築したり、連絡手段を案内することは、そもそもおかしいと思っているんですね。聴覚平衡機能障害のある方は千七百人以上区内にいらっしゃいますし、私たち自身、七十歳以降になれば約半数は難聴者になります。また、以前議会で取り上げたがんの手術等で声を失う方、世田谷区内にも少なくありませんので、こういった方々への配慮を当初から欠いている設計自体おかしいと思いました。

具体的には、まず区の弁護士相談、夜間弁護士相談が、電話予約制となっています。これは非常に人気のある事業だそうでした、実施日の一週間前の同じ曜日、朝九時から電話受け付けを開始すると、あっという間に相談枠が埋まる人気だと伺いました。しかし、電話の申し込み、先着順のどの順番につけるのか以前に、聞こえない人、話せない人にとってはエントリーの手段すら用意をされていない。これは明らかにおかしいと考えます。同様に、電話予約制は区の税務相談でも、登記相談でも、不動産相談でもとられています。こうした状況をしっかり変えていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 今お話しのございました、現在、総合支所で行っている相談はさまざまございしますが、予約が必要な相談といたしまして、今の弁護士相談、税務、登記、不動産の各相談がございします。ご指摘ありましたように、障害者の方がどのように予約をできるのかということですが、現状におきましては、基本的に電話以外で申し込めていないというのが実態です。税務、登記、不動産の各相談につきましては、世田谷総合支所のみで行ってきておりますけれども、弁護士相談は各総合支所でも行っております。その意味からも、この弁護士相談の予約方法を含めまして、各総合支所間で調整をいたしまして、どのような方法が可能なのか、今お

話もちょっと触れられておりますファクス、そういうものができるのかどうか、これらについて検討してまいります。

また、区民に対するこれらの相談案内といたしまして、今、「区のおしらせ」や便利帳、インターネット、あと所管で作成しています相談案内の冊子などございます。聴覚障害者の方がごらんになって予約できる方法について、今後どのような形でこれらについて記載していくか、周知も含めて検討してまいりたいと考えています。

なお、聴覚障害者の方の具体的な相談の方法論になるわけですがけれども、これも各総合支所とも実態面を含めてございますので協議いたしますが、筆談による方法なのか、手話通訳者を帯同していただくような支援策を含めるのか、これらも含めて検討しないといけないかと思っております。

◆上川 委員 しっかり改善努力をお願いいたします。

続きまして、話は変わりますが、本庁舎の夜間休日受付について伺います。

本庁の夜間休日受付には、住民票の写し等を本庁に来たのならとれるだろうと早合点をして来庁する区民の方々が非常に多いと伺ったことがございます。その数は土日で四、五十人、平日の夜間でも五、六名は来ると伺いました。しかし、本庁の証明書自動交付機の置き場所は第三庁舎の一階ということで、つまり、五時十五分の閉庁以降、交付機は利用できません。このため、連日連夜、多くの区民が無駄足を踏むばかりで本庁舎を去っていくということで、これを改善していただきたいと考えたんです。中には、日曜、祝日も開いている三軒茶屋の文化生活情報センターを通り越して、本庁舎でとれるだろうとお越しになる三軒茶屋周辺の区民の方もいるそうです。五つの総合支所それぞれが戸籍や住民票を扱っているといいましても、その発行件数は世田谷総合支所が断トツで、全体の半数近いと伺ったこともございます。本庁に行けば大丈夫という区民の思い込みはそれだけ強いと考えるんです。

そこで、区民の徒労感を積極的に減らしてはどうかと考えます。具体的には、本庁

の夜間休日受付等に自動交付機を置くことを提案いたします。先ほどの無駄足の数を年間に直しますと七千件弱に上ります。この数は上祖師谷や代沢のまちづくりセンターに置かれた自動交付機の年間の利用件数二千五百件の優に倍以上ですし、若林まちづくりセンターの数で言うとも五倍以上の数に上ると考えられます。そう考えますと、むしろ本庁舎のほうにこそ、この交付機を置くべきではないのかなというふうに思います。また、現在、区に二十四時間対応の交付機はございませんが、最も遅いところで夜九時で終了で、都心で残業した方にとってはもう間に合わない時間ということで、こういったご不便も解消できたらというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

◎高山 地域窓口調整課長 平日以外の住民票の受付窓口としましては、第二土曜日を除く土曜日に五カ所の出張所で朝九時から十七時まで、また、日曜、祝日には世田谷文化生活情報センターの案内窓口など二カ所で九時から十七時、また、二十時まで受け付けを行っております。また、来庁する時間がない方々に対しては、郵送による住民票請求のサービスも行っております。また、証明書自動交付機は既に一自治体としましては最大の三十八台が三十二カ所に設置され、一部では土曜、日曜や夜間九時までの稼働をしております。各種証明書等の受付窓口や受付時間の案内につきましては、「区のおしらせ」や便利帳、ホームページや「せたがやコール」などさまざまな広報手段により区民への周知を図っておりますが、それでも夜間、休日に本庁舎の夜間休日受付窓口に来庁される区民もいらっしゃるというふうに聞いております。今後とも、わかりやすい表現を工夫するなど、区民が迷わない広報に努めてまいります。

なお、証明書自動交付機の増設とのご提案ですが、証明書発行枚数は毎年ほぼ横ばいで推移している状況や、既に三十八台を有している現状においては、システムの安定性確保や費用対効果など多角的な視点からの十分な研究が必要であると考えております。

◆上川 委員 おっしゃるような小手先の手法で改善できるとはとても思えないんですけれども、区民の落胆を何とか解消する方法を部長は考えられないんですか。お願いします。

◎城倉 生活文化部長 いろんな手法があるとは思いますが。交付機についても、出張所改革のときにどうしていくかということについての評価を加えた経緯もありますので、それをもう一度立ち返っていきたいと思います。

◆上川 委員 しっかり改善努力をお願いいたします。終わります。

○小畑 委員長 以上でレインボー世田谷の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、世田谷無所属の会、どうぞ。

◆ひうち 委員 本日は、まず、農業をやってみたいという区民の意欲を区内農業の労働力不足に生かす仕組みについて伺います。

日本人の男性平均寿命は七十九・五六歳であり、それをもとに試算すると、六十歳で退職した男性には約八万六千時間もの膨大な時間があります。九月四日の朝日新聞によると、男性が退職後に楽しみたい習い事で一番人気があるのが菜園づくりでありました。人気の理由は、野菜を収穫できるほか、畑に入るだけでいやしになり、田舎暮らしを考える準備にもなる、安全な野菜を食べたいなど、実益が大きいところのようでもあります。現にこれは、世田谷区が実施している区民農園の倍率が十倍という数値からも人気の高さをうかがえ、また、農業をやってみたいという区民のニーズが相当高くなってきていると思います。

一方で、農水省の二〇一〇年の農林業センサス結果によると、農業就業人口が二〇〇五年に比べて二二%減少し、また、平均年齢も六十五・八歳に上がり、農業の担い

手の高齢化、担い手不足、後継者不足などによる人手不足の状況があります。世田谷区内農家へのアンケートでも、過去一年間、農作業を行っていて労働力不足を感じたことがある農家は七七%となっております。ここで、先ほど挙げた退職後の方々の意欲を、単に趣味としてだけでなく、区内農家の人手不足の支援にうまくつなげることができないものかと思うのです。

現在、区ではこうした農家の労働力不足対策の一つとして区民ボランティアによる労働力を確保し提供するという農業サポーター制度を実施しております。しかし、労働力不足を感じたことがある農家が七七%あるのに対し、農業サポーター制度を利用したことがある農家はわずか約二%となっており、なかなか広がらない現状があります。ここで、農業サポーター制度がなかなか広がらない原因を区としてはどのように考えているのでしょうか。

◎齋藤 都市農業課長 お話のございました農業サポーター制度は、高齢や病気その他の理由で営農が一時的に困難となった農業者に対しまして、区民ボランティアによる労働力を確保し、農作業の支援を行うことにより農業振興を図ることを目的として、平成十九年度から実施しております。あわせまして、農業サポーターの方には農作業を通じて土と触れ合う喜びを得ることや、都市農業への理解を深めてもらうことを目的としております。

最近の実績でございますが、平成二十一年度は登録者数五十七人に対しまして、利用農家数五戸、活用者数十一人、平成二十二年につきましては、九月現在で、登録者数六十六人に対しまして活用農家数七戸、活用者数二十二となっております。活用実績につきましては年々ふえておりますが、委員のお話にございましたように、なかなか活用が広がらない現状がございます。その理由といたしましては、制度の内容等が農家に十分に周知されていない。それから、サポーターの農作業レベルに対しまして不安があり、技術指導が必要である。それから、農家は家族労働が中心のため、サ

ポーターの人柄などを含めまして、家族以外の方に作業を頼むことに抵抗感があるなどの理由が挙げられております。

◆ひうち 委員 農業サポーター制度を利用したことがない理由として、サポーターの人柄がわからない、また、制度の内容が農家に十分周知されていない、サポーターに対して技術指導をしなければならないなどが挙げられているとのこと。しかし、農業サポーター制度は、農業をやってみたいという意欲と労働力を必要としている人のニーズをマッチングさせるための大事なツールであり、これからますます必要であると思います。よって、今後区としてサポーターへの技術指導体制や農家に対してより多くのサポーターの情報提供や、サポーターと農家の方々との交流などが必要と思います。今後、この制度を広めていくために区はどのように改善をしていく予定でしょうか。

◎齋藤 都市農業課長 区もこの制度の充実が必要であると考えまして、昨年八月でございますが、世田谷区農業振興対策委員会に対しまして世田谷農業の担い手サポート体制の強化ということを諮問いたしまして、今年七月に答申をいただいたところでございます。その中で、農業サポーター制度の改善につきましても提言をいただきました。その内容といたしましては、関係機関の広報等を通じた周知の充実、それから次大夫堀自然体験農園等を活用したサポーターの技能アップ対策、農家とサポーターのマッチングをスムーズに進めるための自然サポート体験の導入、それからサポーターへの対応マニュアル作成などが挙げられてございます。区といたしましては、現在この提言を受けまして改善策を検討しておりますが、この制度を農家も活用しやすく、サポーターも活動しやすいものに改善しまして、農業体験をしたい区民のニーズにこたえとともに、農家への支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

◆ひうち 委員 区民の意欲と農家のニーズをうまくつなげることができるように、今後活用しやすい制度に改善していただきたいと思います。

次に、歩きたばこについて伺います。

以前に区役所かいわいに住んでいる方から、このあたりは大学の通学路となっており、歩きたばこをしている学生がいて怖い、また、たばこのポイ捨てもあり危険である、小さい子を持つ家からは、子どもの目線とたばこは同じぐらいの高さなのでなおさら危険とのご意見をいただきました。私も、この区役所に行く途中にこの通学路をいつも通っておりますが、以前から確かに歩きたばこが多いと感じておりました。二年くらい前から警備員が配置され、歩きたばこの禁止や右側通行の周知徹底を促しており、大分よくなってきておりますが、警備員のいない時間もあり、さらに徹底した啓発、周知が必要と思います。たばこを吸うこと自体は人それぞれの考えであり、人に縛られるものではないと思いますが、ルール、マナーは人として守るべきと考えます。

現在、世田谷区ではポイ捨て条例で区内全域での歩きたばこ禁止を啓発しており、また、路上禁煙地区を六カ所指定しておりますが、しかし、例えば駅から大学までの通学路など、路上禁煙地区以外でこのように問題の多い場所の対応も区として行うべきと考えます。大学との連携も必要と考えますが、いかがでしょうか。区の見解を伺います。

◎市澤 環境計画課長 お尋ねの問題につきましては、路上禁煙地区を基本とします環境指導員の活用も考えられますので、状況に応じ、課題の多い地区に配置するなど柔軟に対応してまいります。また、大学との情報交換も積極的に行い、一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

◆ひうち 委員 これからも区内大学と連携をしていただき、周知徹底に努めていていただきたいと思います。

以上で終わります。

○小畑 委員長 以上で世田谷無所属の会の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 引き続きまして、無所属、どうぞ。

◆青空 委員 きょうはエコな生活についてお伺いします。

昨日、テレビを見ていたら、関西電力が総事業費五十億円をかけて堺市西区の埋立地で国内電力会社で初めてとなるメガソーラー、大規模太陽光発電所の一部営業運転を始めたそうです。約六ヘクタールの敷地に縦約一・四メートル、そして横約一メートルの太陽光発電用のソーラーパネル約二万枚を並べ、一般家庭の電気代約九百世帯の電気、二千九百キロワットを発電するそうです。私は、せんだって視察でカナダに行ったときに、飛行機からと言えば随分高いところですが、巨大風車というのでしょうか、風力発電装置が畑のどこまでも並んでいました。一万メートルの上空から、それが何なのか、天気がよかったのではっきりと見えました。初めのうちは勘定していたのですが、とても勘定できるものではないぐらいたくさんありました。ところで、世田谷区の上空では何が見えるかという、もっとも、飛行機でゆっくり眺めることもできず、あっという間に通り過ぎてしまうほどの規模かもしれませんが、密集した住宅や道路、樹林地や農地など大都市の一角を形成する世田谷区の風景です。それでも住宅の屋根には、これは区も補助をしておりますが、太陽光発電パネルも見えるはずです。

ところで、世田谷区では今何軒ぐらいソーラーパネルを乗せているのか、お伺いします。

◎市澤 環境計画課長 ことしの二月の時点でのおおよその集計でございますが、戸建て住宅を中心に千五百軒が電力会社と売買契約を交わしていると聞いております。昨年同時期にはおよそ九百五十軒でしたので、おおむね、一昨年度から昨年度にかけての一年間、五百五十軒ほどふえたこととなります。

◆青空 委員 今、千五百軒とおっしゃっていましたが、どんどんふえてくるのは目に見える光景です。これからもどんどん変わってくるんじゃないかと私は思います。私は、みんなが鳥になったわけではないので空から見えなくても、周りからだれでも見える取り組みが必要ではないかと思うんです。特に温暖化が進行しているわけですから、今その大きな原因の一つであるCO₂は、無色透明、なおかつ無臭でだれも見えないわけですが、少なくとも区民の一人一人が私生活でどれくらいのCO₂を出しているのか、それが一体どういうものなのか、こんなことでも一人一人がやれば何か気がつくのではないのでしょうか。

そこで、今見える取り組みが大事なことでであると申し上げましたが、温暖化が世界中の話題になる時代、世田谷区の環境を区民一人一人が少しでも大事にして、これを将来、子どもたちによりよい状態で引き継ぐためにも、区はどのように見える化の取り組みを進めるのか、お伺いしたいと思います。

◎市澤 環境計画課長 お話しの見える化でございますが、これは区民に日常生活の中でのCO₂の排出を実感してもらうために、環境やみずからの生活のあり方に関心を持っていただくための効果的な取り組みでございます。取り組みの手段といたしましては、省エネナビやワットアワーメーターなどの具体的な計測機器のほか、環境家計簿などソフト面でのアプローチなどさまざまなものがございます。また、見える化の一つの手法といたしまして、区が小中学校を初め全区的に実施しておりますCO₂ダイエット宣言におきまして、取り組む項目ごとに削減できるCO₂や経費を示しております。区といたしましては、これらのようにだれでもが手軽に取り組める内容を

繰り返し区民に働きかけるとともに、イベントなどさまざまな機会を活用し、具体の機器を使った把握方法なども紹介していくことで、この見える化の取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

◆青空 委員 八月でしたか、新聞を見たときですが、自動車メーカーの本田さんがことしの秋にガソリンリッターで約三十キロ走るといいう車が出るそうです。私もその車に乗りかえようと思ったんですが、皆様ご存じのように、タッチの差でエコカー補助金も終わってしまいました。人生もそうですが、小ぢんまりしている車のほうが、私はいいと思います。車の排気量だってそうですが、バブルのようにどんどん拡大していることに価値を見出すのはもう過去のものではないでしょうか。CO₂を出すのもそこそこのところがいいんじゃないかと思うんですが、前に一度エコの問題で質問をさせていただきましたが、少し考えてみなければいけません。

小ぢんまりした生活、どんなものなのか、ひょっとしたら何か新しい豊かさの発見につながる可能性だってあるのではないのでしょうか。そこで伺いますが、区は、小ぢんまりとした生活についてもっとPRしてもいいのではないかと思います。何かあればお伺いしたいと思います。

◎市澤 環境計画課長 国の家電エコポイント制度やエコカー補助金などの影響がございまして、昨年以降、家電製品等を買いかえる方がふえております。購入の際に、一部にはそれまでのものに比べ、多機能で大型の機種を購入する方もあると聞いております。大きいことはいいことだといった懐かしい言葉も思い浮かびますが、北欧などではろうそく一本で暖をとるなどの習慣も聞かれます。時には家族が一部屋に集まって団らんの時間を持つ、一緒にテレビドラマを見るなどの中で新たな幸せといったらいいでしょうか、こんなことも発見できるのではないかと思います。

ライフスタイルが徐々にでも変わっていくことは、社会全体が確実にエコに変わっ

ていくことにつながります。そのような意味からも、お話にあった小ぢんまりとした生活についてPRしてまいりたいと考えております。

◆青空 委員 現在、実用可能な究極のエコカーは電気自動車ではないでしょうか。区では、昨年、五台購入し、派手なというと——よりわかりやす過ぎると思うのですが、そんな車なんです、よその区ではこれを時間帯で貸したりしているのですが、世田谷区ではそういうことはしないのでしょうか。ちょっとお伺いします。

◎市澤 環境計画課長 お話しの点につきましては、エコカーの普及にとりまして大変効果的な手法であると思っています。世田谷区も他の自治体等の動向を見ながら研究させていただきたいと考えております。

◆青空 委員 ぜひ実行していただくと楽しいなと思っています。

以上で質問を終わります。

○小畑 委員長 以上で無所属の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩します。

午後二時四十分休憩

午後三時十分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

自由民主党、どうぞ。

◆宍戸 委員 それでは、自由民主党区議団の区民生活領域における質問をさせていただきます。

私からは、最初に二子玉川緑地運動場の整備について伺います。

来月の二十一日に開催されます「世田谷246ハーフマラソン」の応募も四・五倍

になったというふうに聞いております。健康スポーツブームの中、区民の運動に対する関心は高まっております。その区民の関心にこたえるように、現在、世田谷区ではスポーツ振興計画に基づき、スポーツの場の整備と提供など、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでいます。今後も、区民のだれもが生涯にわたり健康で気軽にスポーツを楽しむことができるよう、区民のスポーツの場の確保、施設の充実に向けた取り組みはますます重要になってきています。しかしながら、多くの区民が野球、サッカー、ラグビーなどを楽しむ上で大変重要な拠点となっています二子玉川緑地運動場は、現在、下流側において野川の橋梁等の工事が行われ、野球場D面が昨年十月から使用できない状況となっております。また、昨年、少年野球場、少年サッカー場、駐車場の拡充に向け、予算措置されましたが、地元地域の調整が難航しており、現在も交渉を続けられていると聞いております。

そこで伺いますが、財政状況が大変厳しいことや、地元との調整などが難しいことは重々承知しておりますが、二子玉川緑地運動場施設の拡充を図っていただき、スポーツの世田谷の拠点として多くの区民から喜ばれるような創意工夫をすべきと考えますが、区はどのように考えているのか伺います。

◎鈴木 スポーツ振興課長 二子玉川緑地運動場は、総合運動場とともに多くの区民が利用される重要なスポーツ施設であると認識しております。ご指摘いただきましたとおり、二子玉川緑地運動場の下流側では、国による橋梁工事の影響で野球場のD面が使用できない状況にございまして、利用者の皆様にご迷惑をかけております。区といたしましては、国の工事が完了次第、野球場D面の活用方法や、その周辺の施設の再整備などに取り組むたいと考えております。まずは、国の工事が早く完了するよう関係部署とも連携を密にして、働きかけてまいります。また、昨年度から取り組んでいます運動場の中流付近への少年野球場などの施設や駐車場の拡充につきましても、地元地域との交渉を続けているところでございますが、引き続きご理解いただけ

るよう努めてまいります。

二子玉川緑地運動場の施設整備につきましては、上流部分は駒沢大学の玉川校舎付近から下流はコヤマドライビングスクール付近まで、広いエリアの河川敷を活用することが可能でございます。今後とも、多くの区民に喜ばれますよう工夫しながら、施設全体の効率的な再配置や施設の拡充に努めてまいります。

◆穴戸 委員 今答弁ありましたけれども、緑地運動場はそういうことで、世田谷区の施設の中では大変少ない中で貴重な運動場でございますので、ぜひ整備を進めていただきたいと思います。

今回の決算書にも書いてありましたけれども、少年野球場、少年サッカー場、駐車場の予算措置をされたのに、地元の反対があったのか、調整をしているということでもありますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに、それはお願いしておきます。

次に、附帯設備について伺います。今年の予算特別委員会でも、我が会派の委員長であります小畑議員から、シャワーなどの附帯設備の充実を図るよう指摘がありました。私も二子玉川緑地運動場には毎週のように行っておりますが、特に土日などの休日はたくさんの方がスポーツを楽しんでいる姿を目にします。その一方で、利用者からは、世田谷区のトイレは古く汚いため、渋谷区のトイレを使っているとの声をよく耳にいたします。区民のだれもが快適にスポーツを楽しむ上では、トイレなどの附帯設備の充実も必要なことであると思いますが、区はどのように考えているのか、伺います。

◎鈴木 スポーツ振興課長 施設利用者の皆さんに快適にスポーツに親しんでいただくためには、場の整備はもとより、トイレなどの附帯設備の充実や改善を図る必要があると考えております。二子玉川緑地運動場の主な附帯設備につきましては、大型トイレが二基、小型トイレが九基、それから水道の蛇口が十四カ所ございます。お話

にございましたトイレにつきましては、平成二十年に小型トイレ九基のうち四基の入れかえを行っております。残りの小型トイレ五基、それから大型トイレ二基につきましても、既に購入をしてから十年以上経過しているため、経年劣化や汚れ等が目立っており、においを防止いたします逆止弁装置がついていないため、不快感が生じるものと考えております。また、利用者からも、世田谷のトイレは不快に感じるため渋谷のトイレを利用している、改善してほしい、こういった声もお聞きしておりますので、今後特に利用頻度が高い大型トイレから入れかえるなど、改善してまいりたいと考えております。

◆宍戸 委員 特に女性の方は大変困っているというふうに聞いております。できるだけ早く改善をしていただきたいと思います。

次に、テントなどの貸し出し物品について伺います。

今年の夏は猛暑で、スポーツ施設の利用者も熱中症対策に追われたと聞いております。特に二子玉川緑地運動場は日よけ場所もないため、利用者が簡易テントを持参し、野球場のベンチなどを設置している様子をよく見ました。そこで伺いますが、施設には貸し出し用のテントがあるようですが、どのくらいあるのでしょうか。

◎鈴木 スポーツ振興課長 テントなど貸し出し物品につきましては、組立式のテントが二組、それから簡易テントが一組、さらにはパラソルが五十四本ございます。このほかにも、机、いすの貸し出しも行っております。

◆宍戸 委員 貸し出しをしているということではありますが、私、先ほどお話ししたように、毎週のように行っていたんですが、よく救急車が一日に数台運動場に入ってきましたので、熱中症で倒れた方がかなりいらっしゃった。それで、選手だけでなく父兄の方もかなり、少年サッカーとか少年野球の場合には来ていますので、その方が自分たちが持参しても大人数なのでなかなか入り切れないということもありま

すので、ぜひもう少し区としてもテントなど貸し出し器具を用意すべきだと思いますが、区の考えを伺います。

◎鈴木 スポーツ振興課長 簡易テントの貸し出しにつきましては、サッカーや野球などの利用者がみずからテントを持参するということが現在定着しているという状況もございますけれども、今お話にございましたとおり、熱中症対策に有効であると考えておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

◆宍戸 委員 スポーツの場の整備はスポーツ振興計画でもうたわれていますので、今後、二子玉川緑地運動場の施設の拡充や附帯設備の充実など、しっかり取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

次に、指定保養施設について伺います。

この指定保養施設は、区が料金の一部を助成することで世田谷区民が一般料金より安価で利用できる制度として多くの区民の皆様にご利用されていますが、この四月より、財政上等の理由から制度の見直しが行なわれました。見直しの内容は、助成額を二千五百円から二千円に引き下げられ、加えて、宿泊利用限度日数をこれまでの月二泊、年間二十四泊から年間四泊と大きく見直しが行なわれました。私のもとには、区民の方から年間四泊では足りないとの声も聞きます。そこで伺います。年間宿泊限度を四泊に引き下げると決めた経緯、そして本年度の利用状況は昨年度に比べてどうなっているのか、伺います。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 指定保養施設につきましては、委員ご指摘のとおり、本年四月より二千五百円から二千円に引き下げ、あわせて年間宿泊利用限度を大幅に引き下げました。引き下げの大きな理由といたしましては、二十一年度の利用実績が予定契約数を上回ったため、限られた財源の中で効果的に執行するというため、見直しをさせていただきました。ご質問の年間宿泊利用限度を四泊にした経緯で

ございますが、その前の二十年度の利用実績を分析しましたところ、利用者実数全体で約一万五千名ですが、そのうち四泊までの方が一万四千四百六十四名ということで、全体の九六・三%と、五泊以上の方が五百七十四名で三・七%ということになっておりましたので、こうした分析結果をもとに限度を四泊とさせていただきます。

次に、本年と昨年度の利用実績でございますが、この四月から八月までの利用実績で比較いたしますと、昨年度の宿泊数が一万二千四百三十二名、本年度が九千八百二十名ということで、率にしますと約二一%の減となっております。

◆宍戸 委員 限られた財源の中で補助額を引き下げたことはやむを得ないと私も思います。しかし、利用状況が下がっているということであれば、区民の保養機会の確保という観点からも、宿泊限度をもう少し緩和してもよいのではないかと思います。今、お話しのように四泊以内が九六・三%ということではありますが、利用状況が二一%減ということでもあります。今までは年間二十四泊できたわけですので、区民の方が利用しやすい宿泊数をもう少し考えていただければと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、川場村の区民健康村の利用料金について伺います。

利用料金については、昨年第三回定例会において、区民在住、在勤、在学以外のいわゆる区外の方も利用できることとし、料金改定等の条例改正を行い、この四月一日から運用が開始されたところであります。区民以外の方にも利用してもらい、稼働率アップにつなげることはよいことだと思っておりますが、例えば大人の方の利用料金は一泊二食で区民が四千七百円、区外利用者は一万一千円ということで、区民の倍以上となっております。そこで伺いますが、この一万一千円がどのような内訳になっているのか、また、今年度の利用状況は昨年に比べてどうなっているのか、あわせてお聞かせ願います。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 まず、区民健康村の区外の利用者の利用料金についてですが、委員お話しのとおり、本年四月より新たに設定をさせていただきました。ご質問の一万一千円の内訳でございますが、施設利用料が、区民が二千四百円に対して区外利用者が五千二百円、食事料金が、区民が二千三百円に対して五千八百円、これは大人ですが、こうなっております。ちなみに、条例では区外利用者の施設利用料は五千二百円以内と定め、食事料金につきましては七千円以内とし、指定管理者である世田谷川場ふるさと公社が世田谷区と協議の上決定する、こういうことになっております。次に、今年度の利用状況ですが、八月までの延べ宿泊者数で申しますと、一般宿泊、移動教室、合わせまして一万七千三百三名ということで、昨年度同月比で八・二%の減となっております。

◆宍戸 委員 私は、施設利用料のほうは区民と区外利用者で一定の差があってもよいと思いますが、食事料金については、今お話しのように、区民が二千三百円で区外の方は五千八百円、これは朝食と夕食とだと思いましたが、同じものを食べていて倍以上違うわけですね。ですので、施設利用はいろいろ区税も使っているし、いろんな意味で区民の方が得があってもいいと思うんですけれども、区外の方、特に最近兄弟で行ったり親子で区外の方と行ったり、そういうことで利用する方もいらっしゃると思いますので、余りにも違い過ぎるのかなと思いますので、ぜひ考えていただければというふうに思います。

私は、今回、細かい質問をさせていただきましたけれども、区民の方々の声を質問させていただきました。そういう意味で、これは切実な区民の願いでありますので、財政状況もあるのでお願いばかりするわけにはいきませんが、せつかくある施設ですので、有効に使えるようにこれからも取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◆山内 委員 それでは、発災対応型防災訓練について質問をしてみたいです。

今まで各会派が災害予防、減災対策に対して多くの質問をしておりますが、その中で防災訓練の重要性は皆さんが認めておるところですが、町会・自治会の加入率の低下や会員の高齢化が顕著となってきており、訓練の参加者も常連の方が多くなっているのではないかと感じております。ところで、七月三十一日に三宿小学校においてサバイバルキャンプが行われましたが、同時に、世田谷学園において大規模地震を想定して発災対応型防災訓練を実施しております。具体的な内容は、初期消火、救助訓練、スタンドパイプ及びD型ポンプを利用した消火訓練並びに災害時要援護者の避難所への搬送訓練、さらに、AEDを活用した心肺蘇生法などです。また、八月二十九日には、若林町会で行われた防災訓練におきましても、発災対応型防災訓練が実施されたと聞いております。

従来の防災訓練は会場型訓練と呼ばれ、サイレンが鳴ると一斉に避難所に集合し、会場に到着後、初期消火活動や応急救護訓練などが実施されています。参加者にとりましては、決められたコースに乗る形で、ややもすると受け身になりがちで、訓練内容もある意味ではマンネリ化してきています。

一方、発災対応型防災訓練は、火災、建物の倒壊、負傷者発生といった現実に関わり得る災害を想定して、地域住民、消防署員、消防団員などが連携、協力するシナリオのない防災訓練と言われております。区としては、このような防災訓練についてどのような感想をお持ちになっているか、お聞きいたします。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 今、委員からのご指摘のとおり、従来の訓練は学校などの会場で行われておりまして、参加する方は毎回同じで訓練がマンネリ化しているといった声もお聞きしております。この発災対応型防災訓練は、身近な街路などを利用して訓練を行うもので、日常生活に身近な町なかで行われるため、消火栓や街路消火器の位置などを確認しながら、自分たちが住んでいる地域で災害が発生し

た状況をよりリアルにイメージしながら訓練を行うものでございます。

私たちの地域におきましては、当該訓練を世田谷消防署の指導のもと、七月には野沢一丁目明朗会で、八月には今お話しございました若林町会で行っておりますが、参加した皆さんからは、実践的で主体的に取り組めたと評価をいただいているところでございます。

従来の訓練参加者に加えまして、正確な数字は把握しておりませんが、訓練を見学する住民の方も多かったようです。地域防災力の向上の観点から、災害時の担い手不足が大きな問題になっておりまして、訓練への参加者拡大が求められております。会場で行われる従来の防災訓練には参加していなかった住民も、日常生活の場で訓練に接する機会ができ、地域防災における町会・自治会や消防団の重要な役割を知ることによって防災に対します意識と理解をより高めることができると期待しているところでございます。

◆山内 委員 この発災対応型防災訓練では、みずからの住んでいる家の近くのすぐそばで行われることもあり、あらかじめ訓練に参加を予定した人のみでなく、例えばその訓練場所の近くの人も関心を持って見ることができ、場合によっては飛び込みで訓練に参加することも可能であり、町全体で防災の機運を高めていく上でも非常に有効であろうと思うわけです。

しかし、より実践的に訓練を行っていく上で幾つかの課題が残っています。特にお年寄りなど災害弱者をどのように救助していくかという問題です。区は、現在、災害時要援護者に係る名簿の整理を進めていますが、この発災対応型防災訓練をより実践的に行う上では、災害弱者の救助という視点は欠かせません。一方で、現在の名簿登録の条件は、訓練用という点ではなかったと思います。現在行っている訓練において、災害弱者の救助をどのような形で行っているのかをお聞きいたします。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 災害時の要援護者支援事業におきまして、個人情報管理には十分に注意する必要がございます、協定を締結する際には名簿管理責任者を選定していただきまして、名簿自体を複写することは控えるなど、名簿の整理を徹底するように協定を締結した町会に対してお願いしているところでございます。そうしますと、今お話しございましたように、発災対応型防災訓練におきまして、災害時要援護者支援の訓練として、健常な住民や訓練用の人形を要援護者に見立てまして、安否の確認や避難誘導訓練など、支援する立場である方々の災害時の働き方を中心に訓練を行っているのが現状です。また、十月には区と災害時要援護者支援事業の協定を締結しております桜丘一丁目町会がやはり同様の訓練を行う予定ですが、町会が独自に構築いたしました助け合いサポート員というシステムの検証を目的とした訓練を行いまして、町会と災害時の支援に関する協定を締結している農大相撲部の学生も参加すると聞いているところでございます。

◆山内 委員 個人情報保護法も現実にはもろ刃の剣であり、最近では個人情報の扱いが障害となるケースがあります。例えば国勢調査であります、調査員に対して話もしてくれないというような相談も出てきています。行政としては、個人情報の管理については徹底を図るべきではありますが、時と場合によっては、行き過ぎたプライバシーの保護が結果として助かる命も落としてしまうという事態を招きかねません。向こう三軒両隣という言葉はありますが、今や非常に懐かしい響きがあります。下町のほうではまだそのような雰囲気があるのでしょうか、都市化が進み、マンションが多くなっている地域では遠い昔のことであるような気がします。どのくらいの情報を向こう三軒両隣が知っていればいいのか、区で研究するのも一考の余地があるのではないのでしょうか。

ふだんは何となく、あそこのおばあさんが最近何々らしいよなどの話が伝わってきて、周囲の方々が自然と気にするようなことが私は理想だと思うわけですが、一方、

最近の犯罪は特に情報を悪用し、高齢者が被害に遭うことが後を絶たない状況では、なかなか情報管理が難しいことは理解できますが、セキュリティーの面の強化を図りつつ、孤独死などの問題につながらないような何か工夫を講じることはできないのでしょうか。町単位のような大くりにしないで、ご近所同士の情報管理というようなことができないのだろうか。区の見解をお聞きいたします。

◎澤谷 市民活動推進課長 現在、区では災害時要援護者支援事業を展開しておりますが、区から町会・自治会への提供される名簿の管理、使用につきましては、個人情報保護の観点から慎重かつ厳重に取り扱う必要があります、地域住民の方で広く名簿情報を共有することは困難かと存じます。しかしながら、一方で、委員のお話しのとおり、向こう三軒両隣での日々の顔の見えるおつき合いや、お互いに協力し合える温かな関係づくりは災害時における安否確認等を迅速に行う上で大きな力になるものと考えております。

例えば、町会・自治会で自主的に要援護者の情報を把握し、助け合い活動のための防災マップを作成したり、ご近所同士で参加する防災教室を丁目ごとに実施するなど、幾つかの町会・自治会では、それぞれの創意工夫のもとに身近できめ細かな取り組みが行われていると伺っており、区としても大変心強く感じているところでございます。こうした活動の積み重ねによりまして地域のきずなが広がり、公的な名簿等では把握することが難しいご近所同士だからこそその身近な情報を共有することにつながり、災害時の助け合い活動にも有効であると認識しております。

◆山内 委員 発災対応型防災訓練に戻りますが、この防災訓練を通じてたくさんのつながりが見えてまいりました。そのつながりの幅は相当広いと思うわけですが、まず自分の命を守ることを優先し、次に、周囲の状況を判断した上で救助活動、防火活動という順番に動いていくわけです。この防災訓練もなるべく多くの区民の参加を考慮して、土日に実施していることが多いのですが、平日の日中であれば多くの区の職

員が地域で活動しています。例えば、清掃事業であれば、清掃車が町なかを走っており、ある意味で車は強力な救助機材になると思うし、仮に救急薬品や水を積んでいれば非常に役に立つと考えられます。現状、工夫していることや今後の対応について、お考えがあればお聞かせください。

◎阿部 清掃・リサイクル部事業課長 清掃車は毎日区民の皆様の身近なところで活動しております。したがって、災害時においても、被害状況等の把握や人命救助など、役割を担っていけるものと認識しております。現在、清掃車は最小限度の救急医薬品を装備しておりますが、災害時を想定した機材等の装備は行っておりません。しかしながら、日常作業において人命救助などに対応できるように、平成十九年度より、普通救命講習の受講を行い、人工呼吸や心肺蘇生、AED操作方法などについての知識、技能習得に努めております。現在、職員の約半分の二百一名が受講を修了しており、全職員の受講や更新受講を含め、計画的に取り組んでおります。清掃事業におきましては、清掃車が日々区内をくまなく循環している利を生かしまして、今後も発災時などいざというときに一定の役割を果たせるよう取り組んでまいります。

◆山内 委員 もちろんヘルメットも持っているし、それから手袋も必ず持っているので、そういう際に役に立つと思いますので、これからもよろしく願いをいたします。

消防団も現在はサラリーマンが多く、昼間はどちらかというと女性消防団の活躍することが多くなっていくはずですが、もちろん中学校の生徒さんもそれなりの訓練ができていれば多くの場面で活躍することができるかと期待しています。そのような状況を踏まえ、より一層資機材についても、先日私が質問しましたスタンドパイプを初めとして、もっと女性や子どもたちで取り扱うことができる、易しいものにしていただかなければならないだろうなと思っていますが、区のお考えをお聞かせください。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 消防団では、今お話しございますように、女性のほか、若い学生も入団しまして、地域の防災の向上に多大な貢献を果たしていると同っております。平常時におけます訓練のほか、災害発生時におきます活動が円滑に行われるためには、軽量で扱いが容易な資機材は不可欠であると認識しております。区では、消防団に対します資機材助成をしており、消防団の使用する資機材を整備している消防署とも連携いたしまして、区としてどのような支援ができるのか検討してまいりたいと思います。

◆山内 委員 この質問の最後になると思いますが、今後の発災対応型防災訓練をどのように広げていくかということで、先ほども申し上げたとおり、この間の防災訓練への参加者が固定化し、その主力となる町会・自治会の会員の高齢化も進む中で、いざというときの対応を、区民それぞれが役割を持って行動することがますます必要となってきます。私も消防団員として常に緊急時に駆けつける心構えはできているつもりですが、まず、発災直後の対応が極力被害を最小限に抑えるという意味では区民みずから何をすべきか、それも訓練とはいえ実践を重ねておくことが、いかに頭で理解していても、体験を通じて得たものに勝るものはないと確信しております。そういう意味で、発災対応型防災訓練を通して一人でも多くの区民が実践を積むということが、特に細街路の多い世田谷にとって必要なことだと思っております。今後の発災対応型防災訓練についてどのような取り組みで拡大を図ろうとしているのかをお聞きいたします。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 町なかを利用した訓練であるため、周辺住民の理解を得ることに加えまして、町会・自治会の協力をいただかなければこの発災対応型防災訓練は成立しないものと理解しております。そのためにも、同訓練の意義や内容などを広報紙などを通じて広く区民に周知していくことがまずもって取り組むべきことだろうと思っております。また、地区での会議体の開催時などにはこの防災訓練の内容等の周知を図っていくよう心がけてまいります。そのような広報活動を進

め、今後とも消防署と連携しながら、町会・自治会が行う防災訓練の際に発災対応型防災訓練の実施を働きかけ、一人でも多くの区民の参加を促してまいりたいと考えております。

◆山内 委員 ぜひ積極的な取り組みを期待しております。

先ほど女性消防団のことについて触れましたが、消防団全体ではまだまだ団員が充足されておられません。江戸時代の火消しというのは常火消しと大名火消しと、それから町火消しがありました。一六五七年、明暦三年の火事以降、町火消しが発達していったようですが、やっぱりまとい持ちが本当にあこがれの的であって、プラス、我が町は自分たちで守るということで結束されていたみたいです。そんなことで、消防団は本来は江戸時代で言えばいきな人間の集まりだと思っただけですけども、そういうこともきちっと宣伝して行って、やはりふやしていただきたいなと思っております。ぜひ区のほうでもその点について力を入れてほしいことを要望いたします。

次に、さきの定例会の一般質問で我が会派の山口議員からタマゾン川のお話がありました。日本古来の種が外来種に生活圏を荒らされ、環境が変化してきています。ペットの問題から発生していますが、大変な問題だと思います。COP10が今月の十八日から我が国で開催されます。現在、絶滅の危機に瀕している動物もたくさんあり、トキばかりでなくあらゆるものに目を向けていかなければなりません。そのような中で、区民の一人一人が考えていかなければならないことがこのCOP10にあると思います。世田谷区としての参加はどのように考えていますか。必ず名古屋に行くということではなく、どのような考えをお持ちですかということです。

◎市澤 環境計画課長 区の生物多様性への参加の考え方でございますが、世田谷区は、東京という大都市の中にありましても、国分寺崖線を初めとした多様な緑と水の環境が残され、二十三区内では比較的潤いのある地域でございます。これらの自然環境を単に見ただけではなく、多様な生物がバランスよく関係しながら生存できる環

境として、守り、はぐくんでいくことが大切で、これは行政のみならず、すべての区民が問題意識を共有し、取り組んでいかなければならない課題であると考えております。本年五月に策定した環境基本計画の調整計画においても、生態系に配慮した環境整備や緑のネットワーク形成に努めることを目標として明記いたしました。区といたしましては、区民に自然の仕組みをより深く理解し大切にしていだけるよう、学校教育や地域での自然観察活動への支援を初め広く啓発を行うとともに、世田谷の風土にふさわしい生物多様性のあり方について関係所管が連携して研究し、生物多様性の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◆山内 委員 生物多様性というのは、いろいろなところにも波及してきますし、これからの経済の問題、それから自然の問題、一つ一つ真剣に取り組んでいかなければならない問題だと思っています。COP10のこれからの動きですとかその結果などに注目し、また、世田谷区としてもこの自然環境をいかによくしていくかということについて頑張っていたきたいと思えます。

それでは、大場委員と交代します。

◆大場 委員 初めに、世田谷の夏の風物詩の一つであるたまがわ花火大会について、質問と提案をいたします。

たまがわ花火大会は、工事もあり、一度中断しましたが、ことしで再開後四回目を迎え、年々来場者数もふえつづけております。夏の風物詩として多くの方々が楽しみにしていることは、地域の振興、観光等の面からも大変喜ばしいことだと思えます。また、運営に関しましても、昨年の反省を生かし、ことしは一人でも多くの来場者になるべく近い会場内でごらんいただけるようにということから、職員、警備業者が一体となって各ブロックごとに、例えば必要以上に広い場所とりを行っている人に注意をしたり、少しずつでも詰めていただくことを積極的に働きかけるなど、入場制限をしないで観覧いただけたことは評価したいと思えます。さらに、約三十八万人もの人

が一時期に集中することへの安全管理は、殊のほか神経を使われたことと思います。花火観覧者に死傷者が出た兵庫県明石市の事故の反省も生かしていらっしゃると思いますが、雑踏警備に伴う警察、消防、交通事業者などとの事前協議や調整、近隣の方々への周知や事後の対応なども含め、大きな事故なくこれだけの大イベントを企画、運営した関係者の方々には改めて敬意を表したいと思います。

その一方で、我が会派の鈴木昌二議員も今定例会の一般質問で指摘した点などを初め、今後もふえ続けると予測される来場者により安全に花火を楽しんでいただくためには、反省点や今後の改善点も少なくないと思います。

私も、次のような問い合わせを受けました。それは毎年のように花火大会を見物に行っている人からの問い合わせだったのですが、中身は、打ち上げの前日、ホームページに場所とりの際の石やペグ、くいなどでの固定禁止についてとあったそうです。昨年まではよかったのに、どうしてことはだめなのかという内容でした。当日の早朝、私も現地を訪れましたが、その場で注意され、戸惑う方も少なくなかったようでした。場所とりの皆さんは、ニリットルのペットボトルに水を入れ、ひもで縛ったり、布テープでロープやひもを芝に張りつけたりしていました。私は、布テープで場所を確保した人が午後三時過ぎにシートを張りに来たとき、風が吹いてはがれたり、また、人が歩いてロープに触れ、はがされているのではないかと不安に思いました。そして、現場に四時ごろ行きましたら、予感が的中しました。四角く場所をとったのに三角形になっていまして、そこを五、六人の人たちに場所をとられてしまいました。幸いにして、大事にはなりませんでしたが、不安は的中しました。

そこで、最初に、今年度から導入しました場所とりの際の石やペグ、くいなどでの固定の禁止について伺いたいと思います。花火大会のパンフレットによりますと、これらは芝を傷めること、転倒、けがの原因となるとありましたが、私はそうとは思えないからです。例えば、ゴルフ場ではグリーン場の芝に機械で大き目の穴をあけ、根

本に空気を送り込んだほうがよいということもあるそうです。単に禁止するのではなく、芝を傷めない、危険のないペグなどの種類や使用方法があるのではないかと感じたのは私だけではないと思います。

場所とりのペグやくいの使用の禁止について十分に研究されているとは思いますが、同じ多摩川の河川敷で花火大会を開催している他の自治体とも微妙に違いもあります。また、後々のためにも禁止事項は十分に行き渡らせる必要があると思います。

そこで伺いたいのは、ペグなどの使用を禁止した理由と事前周知は十分であったとお考えかお聞かせください。

◎坂本 砧総合支所地域振興課長 本年も関係者の皆様のご協力とご理解のもとに、大きな事故なく花火大会を行うことができました。しかしながら、ただいま委員からご指摘がありましたとおり、また、先般の一般質問でもご指摘いただいたように、より安全に花火を楽しんでいただくためには改善すべき点多々あるということは十分認識しております。観覧場所の多くは、世田谷区や渋谷区が整備して、有料で区民の方々が利用している運動施設となっていることはご案内のとおりかと思えます。そこで、花火大会の翌日には、近隣の町会・自治会の方々を初め、ボランティアの方々とも一緒に清掃を行い、原状復帰して、土曜日に花火大会がありまして、月曜日からは区民の方々に有料でその施設を利用できるという状態にしてお返しするようしております。

ペグ等は、花火の当日も足元が暗い中で転倒、つまずきなどの原因になるということと、お話にもございましたが、芝にあいた穴の大きさにもよるかと思えますが、これが原状復帰が非常に難しいものが出てきております。それから、芝に埋もれ込んで抜き忘れていたものが月曜日に野球とかサッカーでご利用なされる区民の方のけがの原因にもなるというようなことがございまして、場所を提供いただいています各施設の管理者からのご指摘もいただきました。当日の来場者の安全、芝の保護、それか

ら運動施設の利用者の安全などを勘案いたしまして、ご指摘がございましたが、ペグ等の使用を禁止とさせていただいたことが理由でございます。

また、周知方法でございますけれども、私どもも事前に「区のおしらせ」ですとか花火大会のホームページ、それから新聞折り込みチラシ、パンフレット等も使いました周知はさせていただいたつもりでございますけれども、御来場の皆様に十分に浸透していなかった点もあり、ご指摘のとおり、当日戸惑われている方もいらっしゃったことも事実でございます。今後も事前周知、当日周知、ご理解いただけるように努めてまいりたい、このように考えております。

◆大場 委員 ただいまのご答弁でペグを禁止した理由はわかりました。しかし、実際には多くの方が場所とりをしておりました。どのように場所とりをしたのでしょうか、お伺いいたします。

◎坂本 砧総合支所地域振興課長 ことしの会場の状況ですと、先ほど委員からもお話しありましたが、水の入ったペットボトル、これにスズランテープというひもを結びつけて芝の上に置く形でコーナーを押さえて場所とりをされている風景とか、それから、袋だとかバッグ、もちろん貴重品は入っていないと思いますが、それにある程度の重さのものを入れたものにひもを縛りつけて、それで場所とりをなさっているというような風景を私は記憶しております。

◆大場 委員 ペットボトルで場所とりをした人は、帰りにごみ箱に捨てて帰るわけです。今まで以上にごみ処理の経費が増大する結果にもつながりかねません。今回のごみの量は前年と比較していかがだったのでしょうか、お伺いいたします。

◎坂本 砧総合支所地域振興課長 ごみの処分につきましては、ご案内のとおり、持ち帰りを敢行したいところなのですが、実は、それを周知してお持ち帰りを願うと、結局近隣の住宅地に置いてしまうということもありまして、会場内で分別で捨ててい

っていただくことにしております。その処理につきましては処理事業者に委託しておりますが、昨年から比べますと、ごみ全体の量でやはり一五%程度増加をいたしました。この理由でございますが、推測でございますけれども、委員ご指摘のような場所とりに使用されたペットボトルも増加の一部には考えられると思います。それから、来場者数が、ご案内のとおり、昨年より大分ふえたといったようなこと、あと、ことしの夏は、ご案内のとおり、大変な猛暑でございましたので、熱中症予防の小まめな水分補給を事前に大分周知させていただきましたので、その水分補給のために持ってこられたペットボトルがごみになったというようなことも考えられるのではないかと推測しております。

◆大場 委員 イベントとはいえ、ごみは削減する方向に持っていくのが正しいと思います。

ところで、禁止の理由を考えるのではなく、反対に使用できる条件を満たすには何かということを私なりに考えてみました。確かにペグによっては太さ八ミリで長さ十五センチ、例えばこの金属のくいは太さ六ミリで長さ二十一センチです。これを地面に奥深くまで刺しますと、確かに芝を傷めて、取り残されたりけがをすと思います。そこで提案ですけれども、これはどうでしょうか。これはゴルフをされる方はご存じだと思いますけれども、ゴルフコンペでドラゴンとかニアピンのときに使われるフラッグです。

これは二本入りで三百円ぐらいで販売されていまして、これはフラッグペグです。このペグは直径五ミリで長さ二十八センチなんです。この下の地面に刺せる分は十センチで、残りが十八センチです。これでしたら細かいし、この上の部分は地上に出ている目につくと思うんです。先ほどの禁止の条件をすべてクリアできるのではないかと思うわけです。

このオリジナルフラッグを作製していただいて、ここに実行委員会の名前を印刷し

て、協力金として四本千円ぐらいで公認品として販売する。また、加えて、このフラッグの三分の二ぐらいの両面を広告スペースにいたして、広告収入を得るということを考えてみました。その販売方法は、事前に相当の長い期間周知して、振り込み後に郵送で送るとかというやり方もあると思うんです。実行委員会で一括販売して収益を運営経費に充てることなどは考えられないでしょうか、お答え願います。

◎坂本 砧総合支所地域振興課長 ただいま委員からご提案をちょうだいいたしました。お話しのフラッグに関しまして、私どももそれは研究検討はまだしておりませんでした。ただいまお話を伺いまして、そのフラッグの安全性とか有効性、それから、お話がありました、例えば製作経費にどれくらいかかるのか、販売価格をどれくらいに設定するか、また、販売の方法です。これは実行委員会のほうでやっていただくお話になろうかと思っておりますので、まずは事務局として我々が十分その辺を研究させていただいて、どんな課題があるかも含めまして研究の結果を実行委員会の皆様と検討していくというようなことになろうかと思っております。まずは事務局としてご提案の趣旨を踏まえまして研究の材料とさせていただきたい、このように思います。

◆大場 委員 前向きに、ぜひとも検討していただくことを期待いたします。

ところで、こういう大規模イベントでは目に見えない多くの汗が流されています。ふるさと区民まつりもそうですが、花火大会の当日は朝六時前から、区では総合支所長を初め、担当職員の方は集合し、天候に関する情報収集、関係機関との協議を経て開催の可否の判断を行い、その上で現地には午前七時ごろに入り、夜中の午前零時過ぎまでの長時間にわたり勤務されています。しかも、翌朝は日の出と同時に、花火事業者、関係機関とともに、不発玉がないか確認作業をしてから警戒区域を解除して、多摩川クリーン作戦に備えるなど、区民の楽しみと安全を守るためにお仕事をしていただいております。ありがとうございますと感謝を申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、清掃・リサイクル事業について質問いたします。

世田谷区が年間に排出する可燃ごみの総量は、平成二十一年度で約十七万トン、世田谷区が清掃工場の運営経費として清掃一部事務組合に支払う分担金は、平成二十一年度決算額で約四十三億円となっております。分担金の考え方は二十三区それぞれの人口割から各区が排出したごみ量割に変わり、今後、ごみの排出量の増減が直接各区が負担する分担金の金額に影響するようになると聞いております。

本年三月、区はさらなるごみの削減に向けて一般廃棄物処理基本計画を改定し、今後五年間で当初の目標値からさらに一割以上のごみを削減する新たな目標値を設定しました。その実現のために、計画では①環境学習、②物を大切に作る仕組みづくり、③分別の徹底、④生ごみ減量、⑤事業系ごみの減量の五項目を重点項目として削減に取り組むとしています。我が党は、計画見直しの早い段階から、循環型地域社会の早期実現に向け、さらなるごみ削減を着実に進めていただくために実効性ある計画づくりを区に要望してまいりました。計画改定から半年が経過しましたが、この間の具体的な取り組みと今後のごみ減量の進め方についてお伺いいたします。

◎阿部 清掃・リサイクル部事業課長 お話にございますように、現在、新たな計画目標の達成に向けた五つの重点項目、重点的取り組みを進めており、十月三日に発行いたしました広報紙「一般廃棄物処理基本計画特集号」でも、具体的な取り組み内容も含め、さらなるごみの減量に向けた区の考え方などをご紹介したところでございます。

ご質問の計画の見直し以降の具体的な取り組みでございますが、例えば、大学生と連携しましたイベントでの普及啓発、それから、リユース家具などの展示、提供サービスの地域展開、NPOやごみ減量・リサイクル推進委員会と連携しました生ごみ堆肥活用事業の実施、また、事業系ごみ減量対策といたしましては中小規模の事業者を対象を絞った講習会の開催など、まだ十分とは言えませんが、新たな取り組みに着手

してまいりました。今後、さらなるごみの減量を進め、分担金などのコストを抑えていくためには、区民、事業者との協力が不可欠でございます。区といたしましても、引き続き、さきに述べましたごみ減量リサイクル推進委員会や大学、NPO、事業者などさまざまな主体と具体的な事業を通じまして連携、強化を図り、ごみ削減に取り組んでまいります。

◆大場 委員 ぜひ効果的な取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、古布の回収についてお伺いいたします。

先般、平成二十二年度の世田谷区のごみの組成分析調査について報告がありました。調査結果は、世田谷区のごみに関する多くの課題が見てとれる、まことに興味深いものであります。可燃ごみの組成としては、生ごみ、プラスチック類、紙ごみが主なものとなっておりますが、今回取り上げるのは、可燃ごみに含まれる古着、ぼろなどのいわゆる古布であります。古布は可燃ごみの七%を占めていますが、一方で古布は比較的早くリサイクルルートが確立、定着している品目でもあります。まさに、まざればごみ、分ければ資源の典型例ですが、区はこれまで地区回収、集団回収など、区民主体の回収事業の一環として古布回収を進めてきた経緯があります。にもかかわらず、組成分析結果を見る限りでは、可燃ごみの中に相当量の古布が含まれているのが実態であります。さきにも触れましたが、区はごみ減量に向けて計画を改定し、新たな目標値を設定しましたが、その目標値を達成するためにも古布回収を拡充する必要があると考えます。古布回収の現状と今後の拡充策について区の考えを伺います。

◎阿部 清掃・リサイクル部事業課長 古布の資源回収につきましては、区民主体の回収促進の観点から、集団回収、地区回収などによる回収活動を推進しており、過去五年間の回収実績を見ましても、年々回収量は増加しております。しかしながら、家庭ごみの組成分析調査では、例年七%から八%もの衣類が可燃ごみの中に含まれており、新たなごみ減量目標を達成するためには、古布を初めとする資源化可能物の分別

徹底が重要な課題の一つであると認識しております。古布の資源化促進に向けては、既存の活動団体の回収拠点の拡充、比較的回収拠点が少ない地域への働きかけなど、引き続き取り組みを進めてまいります。また、古布回収は不定期に行われる場合も多く、区民の皆さんが出す機会を逸し、やむなくごみとして処分している場合もあると考えております。これまでも区内の古布回収情報をできるだけ収集いたしましてホームページ等で周知をしてまいりましたが、今後もまちづくりセンターやごみ減量・リサイクル推進委員会などと連携をして効果的な情報提供に努めてまいります。

◆大場 委員 古布の次に、古紙の回収についてお尋ねします。

古紙については、週一回、資源回収の日に回収をしています。古紙の回収量は平成十七年度の四万二千トン进行ピークに減少傾向にあり、二十一年度の回収量は三万二千トンで、平成十七年度の七六%程度に落ち込んでいます。今般の景気低迷により、製紙業界全体の生産性が三割程度落ち込んでいるとも聞いています。また、インターネットの普及によるペーパーレス化により、新聞、雑誌の購読料が低下したり、古紙の持ち去りが後を絶たないことも原因と考えられます。持ち去り防止についてはなお一層の取り組みを区に要望いたしますが、きょうは可燃ごみに含まれる紙類の資源化について取り上げてみたいと思います。

平成二十二年度の世田谷区のごみの組成分析調査を見ますと、可燃ごみの一七%が紙類となっています。そのうち一三%が折り込み広告やダイレクトメールなどリサイクル可能な紙類となっています。こうした紙類を資源として回収できればかなりの可燃ごみ削減と資源売り渡しによる歳入の増加が期待できると思いますが、区の考えを伺います。

◎阿部 清掃・リサイクル部事業課長 古紙、瓶、缶の資源回収を週一回行っております。区民の方々への出し方のお願いは、「ごみ減量・リサイクルハンドブック」やホームページなどで周知をしているところでございます。古紙に関しましては、現在、

においや油がついた紙、感熱紙や加工紙など製紙原料にならない紙を除きまして、新聞、雑誌類、段ボールをそれぞれひもでしばって出していただくようお願いをしているところがございます。一方で、ご指摘いただいた組成分析調査結果のとおり、一三・四%の資源化可能な紙類が可燃ごみの中に混入しております。これは昨年度の可燃ごみの総量から推計いたしますと、一日当たり七十トンの紙類が混入していることとなります。ごみに混入される紙類の中には、お菓子やティッシュの箱や包装紙、投函されたチラシなどが特に多く、こうした紙類を資源としていかに出しやすくするかが課題と考えております。区民の皆様方のご意見を伺いながら、わかりやすく手軽な出し方の検討を今後してまいります。

◆大場 委員 ぜひともそのあたりを区民にPRしていただきたいと思います。最後に防災についてお伺いします。

私は、三軒茶屋小学校で行われた消防訓練に消防団の一員として参加してまいりました。当日は複数の町会が合同で訓練しているのですが、今までのように一斉に時間を指定して集合し、そこから訓練開始という従来パターンではなく、それぞれの訓練に応じて時間差をつけて訓練を体験していくという、なるべく参加しやすいような工夫がなされておりました。さて、先ほど我が会派の山内委員からも、防災訓練についての質問がありましたが、より実践的な訓練を通じ、いざというときの減災の観点に立った対応として、スタンドパイプの件についてお聞きします。このスタンドパイプですが、消防署が消火に駆けつけるまでの間、私たち消防団を含め、現在はD型ポンプで初期消火をすることになってはいますが、これを駆使するには相当の訓練はもちろん、かなりの体力も必要とされてきました。しかし、先日、消防署の方と話す機会があったのですが、これからはスタンドパイプの普及に力を入れていきたいとのことでした。その一番の利点は操作が易しいからということです。確認ですが、スタンドパイプの特徴等についてお聞きいたします。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 今、スタンドパイプのお話でしたが、消火栓の水圧を利用する消火器具でございまして、D型ポンプのような動力も要らず、ホースと筒先、消火栓をあける器具があれば消火活動を行うことができます。また、三階程度の高さまで水が届きまして、道路の狭隘などによりまして消防車の進入が困難な場所では、区民防災組織等による初動の消火活動に威力を発揮するものと理解しております。委員からもお話しございましたように、一番のメリットは操作が簡単でだれでも扱えるということだろうと思っております。

◆大場 委員 今説明がありましたように、消防署員や消防団員でなくても簡単に使えるのが最大のメリットということです。地域においてみずからの命のみずから守るという点で、特に平日の日中などを想定しますと、高齢者の方や女性の方の防火活動を期待されるのが現実なのだろうと思います。そこでお尋ねしますが、今申し上げている現実的な対応を考えますと、スタンドパイプの活用を積極的に取り入れていくことが必要ではないかと思えます。その普及に行政としても力を入れていくことが重要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎宮崎 世田谷総合支所地域振興課長 スタンドパイプにつきましては、区民の方が実際に手に触れまして、その威力を体験することが重要なことだろうと思っております。そのため、町会や学校などから防災訓練の申し込みを受ける際に、スタンドパイプの操作訓練を実施するように働きかけているところでございます。消防署におきまして、消火栓の模型を作製し、消火栓がないところでも訓練ができるように準備し、消防団員や消防署員がスタンドパイプの設置や操作の指導を行っているところもございます。町会・自治会などの区民防災組織に対しまして、総合支所地域振興課では防災資機材に関する助成を行っておりますが、既に幾つかの区民防災組織ではこの助成を利用してスタンドパイプを購入しております。今後とも「防災せたがや」や「区

のおしらせ」などの広報紙を活用しながら、消防署とも連携しまして、スタンドパイプの利点や効用などを周知してまいりたいと考えております。

◆大場 委員 スタンドパイプは、できれば消火栓のある前のうちというか、そういうところに置いていくような方向をぜひとも考えていただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。

◆石川 委員 自民党最後の質問をさせていただきます。

まず初めに、国体・全国障害者スポーツ大会に向けた取り組みについて伺います。

平成二十五年の九月末に開催が決定されています東京国体・全国障害者スポーツ大会は、スポーツの夢と感動を与える祭典として国体が三十七競技、障害者スポーツが十三競技、都内の区市町村を舞台に実施されると聞いております。世田谷区においても国体は、テニス、ソフトテニスの二競技を総合運動場、大蔵第二運動場、駒沢オリンピック公園の三会場で実施し、障害者スポーツ大会は、卓球、フライングディスクの二競技を駒沢オリンピック公園で実施すると聞いております。

せんだっての第三回区議会定例会の代表質問において、我が会派より国体・障害者スポーツ大会の取り組みについて質問をいたしました。理事者より、大会期間中、選手、関係者、来場者など、多くの方が世田谷区を訪れるとのご答弁がございました。そこで、私は、世田谷区のメイン会場となります総合運動場、大蔵第二運動場への交通アクセスや会場周辺の安全対策についてお伺いしたいと思います。

世田谷区で行われるテニス競技、ソフトテニス競技は人気の高い種目で多くの来場者を見込んでいるとのことですが、メイン会場となる総合運動場、大蔵第二運動場は大会期間中、選手や観光客がどのくらい来るのか、区のお考えをお伺いします。

◎鈴木 スポーツ振興課長 全国から参加いたします選手、監督などの人数につきましては、国体におけるテニスが約五百名、ソフトテニスが約八百名、障害者スポーツ

大会の卓球が約五百名、フライングディスクが約六百名と見込んでおります。観客などの来場者につきましては、アクセスしやすい会場や都市部における開催になりますと多くなる傾向がございます。国体や障害者スポーツ大会を合わせて、区を訪れる方は約十万人と推定しております。メイン会場となります総合運動場と大蔵第二運動場には、選手、監督、チーム関係者を含めまして、一日当たり六千名から七千名の来場者があるものと想定しております。

◆石川 委員 一日当たり六千名から七千名の方が訪れるとのお考えですが、会場に行くには、現状では大規模な駐車場があるわけではなく、小田急線や東急田園都市線からのバス利用や祖師ヶ谷大蔵駅から二十分ほどかけて歩くことが主な交通アクセスとなります。そこでお伺いします。選手や観光客の輸送手段についてどのようにお考えか、区のご見解をお願いいたします。

◎鈴木 スポーツ振興課長 選手や監督、チーム関係者につきましては、総合運動場や大蔵第二運動場の駐車場を使用することを想定しておりますが、両施設合わせましても三百台程度しか駐車スペースがございませんので、例えば宿舎あるいは最寄りの駅からシャトルバスを運行するなど、効率的な輸送手段を検討する必要があると考えております。また、応援や観戦に訪れる方につきましては、小田急線などの最寄り駅や会場から離れた場所に臨時駐車場を設置し、会場までシャトルバスを運行する方法などが考えられます。詳細につきましては、今後設置を予定しておりますが、警察、消防、あるいは町会、産業団体から成ります実行委員会におきまして、総合運動場、大蔵第二運動場周辺の道路状況を勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

◆石川 委員 今のご答弁ですと、今後実行委員会を設けて詳細を検討していくとのことですが、そうしますと、現在、総合運動場の温水プールには日々ハビリや水中

ウォーキングで利用する高齢者も多くいらっしゃいます。こうした利用者の中には、かつては自転車に乗って温水プールに通っていた人が、自転車に乗るのが難しくなったので家族に送り迎えを頼んでいるとの声も聞いております。そこでお伺いしますが、高齢者の利用の実態も踏まえ、多くの来場者が見込まれる国体開催を契機に、再三申し上げておりますが、総合運動場、温水プールの北側を経由するコミュニティーバスの運行についても実行委員会で検討していただきたいと思いますが、区のご見解をお願いいたします。

◎鈴木 スポーツ振興課長 委員ご指摘のとおり、総合運動場の温水プールは日常的にリハビリや健康増進のために高齢者の方もご利用されているということは把握してございます。コミュニティーバスの運行につきましては、関係部署との連携はもとより、実行委員会として国体来場者の輸送方法を検討していく中で、その可能性について探ってまいりたいと考えております。

◆石川 委員 次に、会場周辺の来場者の安全対策についてお伺いします。

会場周辺の道路は世田谷通りや環八通りの抜け道となっており、日々多くの車両が走行しております。しかしながら、世田谷通りのバス停から会場までの歩道が狭く、大蔵第二運動場のプールの北側には歩道が設置されていないなど、来場者の安全対策は十分と言えません。先ほどご答弁にあったように、一日当たり六千名から七千名の方が訪れるわけですから、安全対策の一つとして、国体を契機に歩道の新設、拡張など、会場周辺の整備にも取り組む必要があると考えます。本来はまちづくり関連かもしれませんが、国体・障害者スポーツ大会を推進する立場からどのようにお考えか、お伺いいたします。

◎鈴木 スポーツ振興課長 委員のご指摘のとおり、総合運動場と大蔵第二運動場の周辺道路は、道幅も狭く、一部では歩道が設置されていないなど、国体・障害者スポ

一つ大会を推進する所管といたしましても整備をする必要があると考えております。いずれにいたしましても、選手の皆様が安全に快適に競技に打ち込め、来場される皆さんが安心して会場を訪れ観戦できる環境整備に向けまして、実行委員会で多角的に検討を進めますとともに、関係部署との連携を深め、取り組んでまいります。

◆石川 委員 総合運動場や大蔵第二運動場は世田谷区最大のスポーツ施設です。ぜひ国体を契機に、これまでなかなか取り組めなかったスポーツ施設、会場周辺の整備に着手して、さらにはコミュニティーバスの運行などの検討も進めていただき、さすがスポーツの世田谷と言われるようにしっかり取り組んでいただくことを要望して、次の質問に移ります。

次に、川場村の区民健康村について何点かお尋ねいたします。先ほど我が会派の央戸委員もおっしゃっていましたが、これからいかに川場村を使っていただくかという事で質問します。

世田谷区と川場村が縁組協定を結んで来年度で三十周年と伺っております。また、ふじやま、なかの、両ビレジが開設されて二十五年がたつそうですが、この間、小学五年生の移動教室や、保養や観光を目的とした区民の方々が大勢両ビレジを訪れていると思います。聞くところによりますと、先日の土曜日と日曜日には第三十四回全国育樹祭ということで、皇太子殿下が川場村に行啓されたその折、土曜日には田園プラザ川場で世田谷区と川場村の小学生の交流の場をごらんになられ、また、日曜日にはふじやまビレジがご昼食の会場になったとのことで、大変喜ばしいことでございます。

さて、両ビレジについてですが、せっかくつくった施設ですから多くの区民の方々に利用してもらい、そして、世田谷区の第二のふるさとである川場村を知ってもらうことが重要であると考えます。そこで、まずお尋ねします。ここ数年の両ビレジの利用状況はどのようになっているのでしょうか。月別やシーズン別の利用状況も、わかればあわせてお聞かせください。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 両ビレジの利用状況ですが、まず、ここ数年の利用者数で申し上げますと、小学校五年生の移動教室を含めた述べの利用者数は約六万人前後で推移をしております。次に、月別で見えますと、平成二十一年度の客室の稼働率で申し上げますと、ふじやまビレジにつきましては、最も多かった月が八月で八九%、最も少なかった月が十二月で四三%となっております。なかのビレジにつきましては、最も多かったのがやはり同じく八月で八一%、最も少なかった月が十一月の四二%となっております。次に、ここ数年のシーズン別、平日、週末別という見方をしますと、一般のお客様の客室の稼働率で申し上げますと、夏休みの期間中は例年、平日、週末とも好調ですが、本年は若干、一割ほど下回っております。それから、年間を通しまして、週末は八割から九割方埋まっておりますが、秋から冬、四月にかけての平日の稼働率が低くなっております。特に冬につきましては、ふじやまビレジはスキーのお客様もおりますので、平日でも四、五割程度の稼働率がありますが、なかのについては平日は二割程度と低調となっております。

◆石川 委員 ご答弁をお伺いして、わかりました。そうしますと、秋から冬、特に冬の平日の利用が少ないとのことですが、確かに行楽シーズンでない平日は民間の旅館も稼働率が低く、頭を悩ませていると思います。とはいえ、何とか集客力をアップさせる必要があると思いますが、区では稼働率アップのためにどのような方策をとっているのかお聞かせください。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 集客力、稼働率アップの方策についてでございますが、指定管理者であります世田谷川場ふるさと公社とともに、さまざまな取り組みを行っております。まず、区内で行われる各種イベントへの出展でのPRということで、平成二十一年度で申し上げますと、延べ五十二回出展し、物産の販売を通じての対面PRに努めたところでございます。

次に、各種広報媒体を使用したPRということで、「区のおしらせ」を初めエフエ

ム世田谷の「川場健康村便り」の定時放送、あるいは健康村のホームページでのPRに努めております。健康村のホームページでは、ビレジの空き室状況ですとか予約もできるようになっております。また、閑散期、先ほど申しましたが十一月から四月につきましては、少しでも多くのお客様に利用していただきたいという思いから、一〇%の割り引き制度を設けております。いずれにいたしましても、多くの区民の方々に川場の区民健康村の存在、低料金で泊まれる宿がある、こういったことを知っていただくためのさまざまなPR活動に公社とともに今後とも努力してまいります。

◆石川 委員 わかりました。これまでもいろいろと手だてを打ってきているようですが、私は交通の便が一番の課題とっております。自家用車を持っていない方をどう取り込むのかが問題だと思えます。区では、ふるさと公社にお願いして、区役所から川場までシャトルバスを運行しているとのことですが、その現状をお聞かせいただけますか。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 シャトルバスですが、区役所から川場まで、土曜日と日曜日、ゴールデンウィークや春休み、夏休み等の学校休業期間中で十名以上のご希望があったときのみ運行しております。平成二十一年度には四十九日間、約千三百名、平成二十年度と比較しますと若干減少をしております。このシャトルバス事業ですが、指定管理者でございます世田谷川場ふるさと公社の自主事業として、先ほど委員からもお話しございましたとおり、自家用車がないいわゆる交通弱者対策として運行しておりますが、本来一回当たりの運行について最低でも三十名の乗車がないと採算のとれない事業となっており、現状では採算割れという状況でございます。なお、それ以外のバスとして、五月から十月までの期間限定ではありますが、新宿駅南口から尾瀬行き的高速バスが出ております。それで田園プラザまでお越しいただいて、お迎えに上がるといったケースもあります。

◆石川 委員 シャトルバス運行の採算性がとれないという状況ですが、確かに赤字路線を抱えることは企業にとって死活問題です。しかし、逆転の発想で、毎日とは言いませんが、定期的に運行しているとわかればお客さんもふえると思うので、そのあたりを今後区と公社で検討していただきたいと思います。これは要望としておきます。

それでは、次の質問に入ります。振り込め詐欺についてお伺いします。

先月、九月二十五日、私は、成城警察署で振り込め詐欺被害防止についての緊急会議が開かれ、そこに出席してまいりました。成城警察署の話では、平成二十二年一月から九月二十三日現在、三十二件の被害があり、被害総額が三千七百万円にも上ることでした。振り込め詐欺について全国調査を始めた平成十六年から平成二十二年八月末現在で約十一万件、被害総額は、わかっているだけで約一千四百二十億円になるそうです。成城署管内の被害総額は都内最多だそうです。成城署の話では、詐欺集団に住民がお金持ちとのイメージがあるとのこと。被害金額が都内最多という重大な事態が発生しております。ここでお聞きします。区内での被害件数はどのくらいあるのでしょうか。また、振り込め詐欺防止には事前防止が大切だと思いますが、改めて、区はどのように対応しているのかお聞かせください。

◎黒田 消費生活課長 区で把握しております振り込め詐欺の最新情報は、ことし一月から八月末現在の区内四署の合計で、件数は八十八件、前年比四十九件増で、被害総額は約一億九百六十万円、前年比約二千三十万円増となっております。ことしの傾向は、昨年暮れから三月まで、区の職員などを語った還付金詐欺が多発したため一気に増加し、消費生活センターにもお問い合わせが寄せられました。区では、広報啓発を初めとする各取り組みの結果、四月以降は落ちついておりましたが、八月は増加しております。今後も予断を許さない状況であるため、広報紙では十月十五日号の一面に振り込め詐欺の特集を組み、ホームページの重要なお知らせ、エフエム世田谷、防災行政無線、防犯情報メール、二十四時間安全安心パトロールによる広報、福祉施設

への注意喚起ポスター掲示等の対策を行っています。さらに、消費生活課では、高齢者向けの啓発講座の中で寸劇を交えた手口と対処方法の紹介や、消費生活センターだよりなどの啓発紙に具体的な事例を掲載し、理解を深めていただけるよう努めております。

ことしの二月十四日、北沢警察署からの依頼により、せたがや梅まつりのステージで世田谷区消費者あんしんサポーターが振り込め詐欺被害防止の消費者あんしん講座を実施いたしました。また、六月には北沢、玉川、成城、世田谷警察署の各生活安全課に出向き、出前講座、あんしん講座のPRと警察主催のイベントでの活用を依頼してまいりました。その成果として、十月十七日には玉川警察署、玉川防犯協会主催の玉川地域安全のつどいで「だましの出口とその対応」という題で、新しい手口での振り込め詐欺や高齢者被害予防ポイントなどをわかりやすく紹介、解説する出前講座を消費生活課の人材育成事業により養成しました区民講師が実施します。今後とも、危機管理室、警察署など関係所管との連携を図り、さまざまな媒体を活用しながら被害を減らす取り組みを進めてまいります。

◆石川 委員 次に、振り込め詐欺対策の質疑の最後といたしまして、地域での取り組みについて伺います。

先ほども申し上げましたが、成城警察署管内の振り込め詐欺被害額は都内最多で、本年に入って九月二十一日現在、三十二件、被害総額は約三千七百万円と報道されています。区では、広報紙での特集やホームページ、エフエム世田谷、防災行政無線、防犯メールでの注意喚起、二十四時間安全安心パトロールなど、いろいろな方法で啓発活動を行っていることは承知しております。そこで、成城警察署管内が都内でワーストワンであることを踏まえ、砧総合支所としても何か対策があってもよいのではないかと考えますので、支所のご意見をお伺いいたします。

◎坂本 砧総合支所地域振興課長 ただいまお話がございましたように、成城警察署管内が都内のワーストワンであるということは認識しております。私ども砧総合支所といたしましても、所轄である成城警察署の生活安全課の方を初め、振り込め詐欺の被害防止対策について情報交換を図っておるところでございます。

生活安全課の担当の方からも、振り込め詐欺の問題をなるべく多くの場所で、多くの機会に話題にしていくこと、それが注意喚起につながって、被害防止にもつながるというような助言をいただいております。委員お話しのとおり、私ども区が行う振り込め詐欺の被害防止対策の主なものとは啓発活動であるということで、その重要性も認識しております。私どもとしましては、例えばまちづくりセンターが調整役、コーディネーター役となりまして、身近なまちづくり推進協議会、また、あんしんすこやかセンター、こういった機関と協力、連携をしまして、一つの例でございますけれども、落語家さんを招いたり、また、先ほどお話がありました消費者あんしんサポーターの方を招くなどして、振り込め詐欺防止策を、特に高齢の方によりわかりやすく、また、印象に残るような啓発活動を計画している事例もございます。いずれにいたしましても、先ほど消費生活課のほうからもお話がりましたが、区の所管、保健福祉領域なども含めまして、関連する所管はもとより、所轄の警察署との情報交換を密にしまして、いろいろな啓発活動に協力、支援といった形で取り組んでまいりたい、このように考えております。

◆石川 委員 電話での詐欺、勧誘が非常に多いので、ぜひとも皆様方もひっかからないようにご注意を願って、質問を終わりにいたします。

○小畑 委員長 以上で自由民主党の質疑は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時三十八分休憩

午後四時五十五分開議

○小畑 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

公明党、どうぞ。

◆杉田 委員 公明党の質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

さきの一般質問に引き続きまして、川場村について何点か質問したいと思います。

まず、川場村との交流事業について、世田谷区と縁組協定を結んで来年で三十周年ということですが、この間、ふじやま、なかの両ビレッジの区民健康村を中心に、小学校五年生の移動教室を初めとするさまざまな事業展開を図ってきていると思います。さきの一般質問で答弁をいただきましたが、縁組協定十周年を記念しての友好の森相互協力協定締結、その後のやまづくり塾の開設、あるいは文化交流事業などをこれまで行ってきているとのことでした。言うまでもなく、川場村は世田谷区民にとって、都会では味わえない自然体験を享受できる貴重な場所であり、文字どおり世田谷区の第二のふるさとであると思います。そこでお伺いをいたしますが、現在の交流事業は具体的にどのような事業を行い、区民からどのような評価を受けているのか、お伺いをいたします。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 まず、具体的な交流事業ですが、昨年度の実績でご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、里山自然学校として友好の森を活動の拠点としたやまづくり塾がございます。その中では、体験教室、あるいは養成教室、専科教室、こどもやまづくり教室に分かれて、それぞれのスキルに合った体験や技術の習得を目的として行っており、昨年度は延べで二百三十七名の方にご参加をいただきました。特にこどもやまづくり教室につきましては人気でございまして、夏冬合わせて百名のご参加をいただいております。

あとは、年間を通しまして川場の農業体験ができる農業塾に延べ百三十名、田植え、草刈り、稲刈りを行う棚田のオーナーに延べ二百三十五名、そのほかとして茅葺塾ですとか木工教室、手づくりそばの会、レンタアップル、日帰りバスツアー、登山ツアーなどさまざまなメニューを用意し、川場の自然を体感してもらい、また、村民の方々と触れ合う機会を設けております。

区民からの評価でございますが、各メニューの定員はほぼ充足しておりまして、参加された方からも、大変よかった、また参加したいという声が寄せられております。

◆杉田 委員 今後とも世田谷区民にとって川場村が第二のふるさとであると感じてもらえる、そして、未来を担う子どもたちが夢を持てる交流事業を引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次に、川場村の木材利用についてお伺いをしたいと思います。

聞くとところによりますと、川場村の約八三%が山林で、七千三百四十一ヘクタールであり、そのうち五五%が国有林、四五%が民有林であり、川場村としても、この民有林、とりわけ里山林の利活用が今後の課題であると伺っております。さきの一般質問で答弁をいただきましたが、その課題に取り組むべく川場村が検討を始めたとのことではありますが、具体的にどのような課題があり、どう取り組もうとしているのか、また、世田谷区と川場村との長年の縁組協定をさらに発展させるべく、林業の再生と都市における木のぬくもりを感じてもらえるような事業を展開すべきと考えますが、この点についてお伺いをいたします。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 川場の木材についてですが、まず課題でございますが、全国各地で放置里山林が増加し、鳥獣被害の拡大ですとか土砂災害の危険等がふえております。川場村におきましても同様の懸念があることから、本年度より三カ年を目途に、川場村地域材利用開発基本計画を構築すべく検討を始めたと同っております。具体的な課題でございますが、大きくは二点ございまして、まず一点目は、

原木の価格の低下、搬出の採算割れという問題、二点目は、用材利用技術と施設の不足ということでございます。村では、木材資源の利活用を促進するため木工工房をつくり、木工品を製作しておりますが、小物中心であり、大木を引けるいわゆる製材所がなく、建具や家具製作の技術者が少ないということが大きな課題と伺っております。

世田谷区としましては、川場村の林業の再生を望むところですが、現時点で区としてでき得ることとしましては、一般質問でもご答弁申し上げましたが、昨年度、ふじやまビレッジのロビーに川場産の木材のアームチェアを十七基設置させていただきました。今後も区内の公共施設で同様の導入が図れないか、関係機関、所管とも調整させていただきたいと存じます。

◆杉田 委員 里山林の環境保全は、鳥獣被害の防止、土砂災害の防止、さらには地球温暖化防止にもつながります。ぜひ世田谷区としても協力できるところは積極的に協力することを要望します。

次に、道の駅田園プラザ川場について伺いをいたします。

私も、先日、田園プラザ川場に立ち寄らせていただきましたが、大変に盛況でありました。聞くところによりますと、昨年まで五年連続、関東で好きな道の駅ランキング一位とのことでもあります。広々とした敷地内に充実した施設がそろい、景観がきれいでゆっくり過ごせるところがこのような結果になっているのだと思います。ところで、この道の駅の経営は川場村が中心となって設立をされた株式会社田園プラザ川場が行っていると伺っておりますが、この道の駅が生み出す経済効果は村にとっても大変に大きいものになっていると思います。そこで伺いをしますが、この田園プラザ川場の経済効果、具体的には来場者数、売上高など、わかる範囲で結構です。教えてくださいませんか。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 道の駅田園プラザ川場でございますが、委員お話しのとおり、川場村が主な出資者となりまして、平成五年四月に株式会社を設立

し、平成十年にグランドオープンいたしました。広大な敷地にさまざまな施設、例えばファーマーズマーケットや物産館、ビール、ミルク、パン、ミートの各工房、そしてレストランやブルーベリー公園などが配置され、川場村の観光の一大拠点となっており、大変人気を博しております。お尋ねの経済効果でございますが、お聞きしましたところ、この三年間の来場者数と売上高を申し上げますと、来場者数が、平成十九年度で六十六万人、二十年度が七十五万人、二十一年度が八十六万人、売上高は、平成十九年度が約六十五億円、二十年度が七十五億円、二十一年度は九十億円と、来場者数、売り上げとも右肩上がりとなっております。

◆杉田 委員 昨今の厳しい経済状況の中で、来場者数、売上高ともに、その経済効果は人口四千人弱の川場村にとっては計り知れない大変な大きいものであります。この道の駅は、村の観光、経済の象徴と言える存在であると思います。

次に、道の駅、世田谷の資源、新たな創出事業を生かした観光事業の展開についてお伺いをいたします。

川場の道の駅について、先ほどもお話しをしましたが、我が党はこれまで世田谷区内にも道の駅ができないか質問をしてまいりました。川場の道の駅は、集客、収益も右肩上がりということであります。今では川場の道の駅そのものが川場村の代表する観光であり、川場村の経済を支える大きな柱になっていると思います。そうした視点から、世田谷でも、これをすべてまねて道の駅を設けるとまでは言いませんが、創意工夫の中で世田谷版道の駅に向けて取り組みを進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

◎菅井 商業課長 道の駅には、休憩施設、情報交流、地域連携という三つの機能がありますが、平成五年の二月に国の登録・案内制度が創設されて以来、現在、全国に九百五十二駅までに広がりを見せているというふうに伺っております。お話しのように、道の駅は人を引き寄せ、集客につなげるといった観光の視点からも重要な役割を

担うと考えております。道の駅の取り組みは、区としても地域の活性化や町のにぎわいの拠点として世田谷の魅力アップにもつながると認識しております。そこで、区では、町の魅力づくりとして、「せたがやそだち」の販売や交流、連携を促進する子育て事業、情報の発信としての町の案内など、民間が取り組む四施設を「世田谷まちのステーション」とし認証しております。お話しの実策につきましては、例えば再開発事業と連動したり、今後の駅周辺のまちづくりの中で議論されていくべき課題でございますが、地域の実情、実態を含めまして、関係所管と連携を図ってまいります。

◆杉田 委員 世田谷の魅力を経験した方にも紹介するとき、こういった説明をされますか。

◎菅井 商業課長 世田谷区の観光資源は、大都市でありながらいまだに貴重な農地が残っております等々力溪谷や多数の公園など、人々の心をいやす緑豊かな自然環境や町並み、さらには国や都が文化財に指定する文化遺産にも恵まれております。さらには、魅力的な文化施設、趣きのある商店街のにぎわい、文化人が多数居住する良好な住宅都市を形成しているなど、この辺が世田谷の特徴であるというふうに思います。こういった点を紹介したいなと思っております。

◆杉田 委員 お話しのとおり、世田谷区にはたくさんの他に誇れる魅力があります。しかし、その魅力というものを区民、近隣、地方の方たちにどこまで伝えられるかということです。世田谷区民であれば、だれもが誇れる世田谷の魅力の一つ、二つは持っていると思います。区民の誇れる魅力や区が考える観光資源といったものを十分に磨き上げて、これをあらゆる手段を行使して情報を発信して、多くの来訪者を得ながら地域の活性化につなげていく、これが世田谷の観光にとって一番重要なことと考えます。そこで伺いをしますが、世田谷観光の広報、PRの現状はどのようになっているのでしょうか、伺います。

◎菅井 商業課長 世田谷区産業振興公社では、せたがやかるたの販売やせたがや見どころマップの発行、区内民間事業者が運営する観光情報コーナーの充実、エフエム世田谷を活用した世田谷の魅力発信、観光特派員がインターネット上のブログ機能を活用して世田谷の町の話、区内の見どころを紹介するなど、区内観光のPRに努めているところでございます。加えまして、区内では地域と区民が連携して、四季折々のお祭りや地域の伝統、特色を色濃く出したイベント、さらには地域の資源を回遊する地域観光を意識したさまざまな取り組みが行われております。こうした地域の行事を地域からの発信としてPRしていくことも今考えております。

◆杉田 委員 これまでの区の観光のPRを否定するわけではありませんが、いま一歩踏み込んで、民間の営業手法ではありませんが、世田谷の魅力というものをどのような手法、方法で売り出して、集客につなげていくかといった発想も必要ではないかと思えます。また、七月三十一日、八月一日にふるさと区民まつりが行われ、三十八万七千人もの多くの来訪者が集い、行われました。そのイベントの中で恒例になった物産展には、北は北海道、南は九州まで、三十七の自治体がお店を出して、汗びっしりの中で自慢のPRや物産の販売をされていました。そこで、物産展に従事されていた方々のまなざしが、何としてもこの町を、また、あの物産品を知ってもらいたい、味わってもらいたいというようなアピールをしておりました。世田谷の観光資源、世田谷の魅力を区内外に発信して、世田谷をアピールして集客につなげていくべきではないかと考えますが、区のことを伺います。

◎菅井 商業課長 地域の活性化と町のにぎわいの創出の面からも、地域の名所旧跡などの資源を十分に活用して、世田谷の魅力として発信していくことは地域の活性化と観光事業の振興を図る上で重要なことと考えます。地域のブランドイメージを高める産業観光の推進としては、例えば農商工連携等による特産物づくりや地域資源を活用したオリジナル商品の創出による顧客の獲得など、民間事業所の発想や知恵などを

大切に、地域の活性化につなげることが課題であると考えます。そのためには、いかに情報をわかりやすく多くの方々に伝えることができるかが大きなかぎとなると思います。お話の趣旨を踏まえまして、民間の経営感覚や発想を取り入れながら、区民がみずからの地域にある魅力に気づき、発見し、楽しめるような区内産業や観光に関する情報をより効果的にPRしていきたいというふうに考えます。

◆杉田 委員 情報発信力は施策成功のかぎとなる重要なポイントになると考えます。精力的な取り組みを要望しておきます。

区内には観光資源が多くある中で、新たな観光資源を創造し、観光スポットとして開発していくことも重要ではないかと考えます。その意味では、ことしから手がけられている映像コンテンツ産業も再開発により再生される二子玉川の町並みと二子玉川の特徴としてのコンテンツが融合して、新たな観光ポストとしての魅力を秘めているのではないかと思います。さらに、世田谷の魅力をより高める方策として、新たなコンテンツ産業や世田谷の観光資源とフィルムコミッション事業を融合させての観光事業というものも考えられるのではないのでしょうか。

台東区では、平成十六年に歴史、文化、芸術と新産業創生の一翼を担うべく映像を主軸とした地域情報の発信の実践と地域力の強化、地域間連携の強化を強める目的で、フィルムコミッション事業を展開しております。台東区内の施設や町並み、歴史、文化といった魅力を舞台として行われる映画やテレビ等のロケーション撮影活動支援を通して、台東区の魅力を紹介する取り組みも順調に進んでいるとも聞いております。府中においてもロケーションサービスを観光PR、経済振興、郷土愛醸成の三つの視点から展開されているとも伺っております。

そこでお伺いします。二子玉川を中心としたコンテンツ産業が区を代表する観光となり得るのか、さらには、新産業や観光資源とフィルムコミッションを融合させた新たな視点での取り組みの可能性について、区の見解をお伺いいたします。

◎金澤 工業・雇用促進課長 デジタル映像コンテンツ産業の集積につきましては、二子玉川の再開発地区に関連の中小企業がオフィスを構えて企業活動が開始されるということが中心になります。その一方で、新たな産業の振興につきましては、区民の皆様のご期待であったりご理解が必要である。産業側からは、地域のまちづくりの貢献といったような双方向の関係があって発展していくものと考えております。このたびの産業集積につきましては、映像関連の企業が集まることもありまして、区民に大変わかりやすい取り組みとも言えると思います。産業集積補助事業の実施主体であるNPO法人につきましては、そこに映像を試写する拠点施設の開設、さまざまなイベントというものも企画してございます。これらの施設や取り組みが世田谷の観光資源として有効に活用される可能性は大きいというふうに考えております。

また、お話のございましたフィルムコミッションでございますが、地域の活性化、文化振興、観光振興を図ることを目的として、撮影場所の誘致であったり撮影の支援を行う非営利公的機関というふうにお伺いしておりますが、これまでその仕組みにつきましても、産業団体と一緒に研究をしてきた経緯もございまして、映像関連産業との親和性も当然ございますので、今後さらに研究をさせていただきたいと思っております。

◆杉田 委員 今まで観光のこと、また、フィルムコミッションの件を今お話しさせていただきました。まだまだいろいろ研究しながら、いい方向に進められると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいことをお願いしまして、岡本委員とかわります。

◆岡本 委員 私のほうからは、この十月からスタートした世田谷若者就労支援センターせたがや若者サポートステーションが実施する高校中退等による引きこもりの未然防止につながるアウトリーチ事業の取り組み方について、さきの定例会でも取り上げましたけれども、本日は一歩踏み込んだ形で質問をさせていただきます。

さきの定例会での答弁で、本年八月から世田谷若者就労支援ネットワークを設置し、

具体的に区内関係所管との連携協議の場をスタートしたとのことですが、今後サポステに寄せられる若者のさまざまな課題をサポステ内だけにとどめることなく、関係所管と情報の共有化を図り、スピーディーに各所管において若者支援策が進むよう取り組むことがとても大切になってくると思うんですけれども、そのためにもアウトリーチ事業によりサポステにつながっていく若者の声を的確にとらえ、個々が抱える課題を掘り下げ、分析していくそのツールとして、例えばサポステの相談内容を項目ごとに記入するシートを作成するなど工夫が考えられると思うんですけれども、まず、区の見解をお伺いします。

◎金澤 工業・雇用促進課長 若者就労支援ネットワークにつきましては、ことしの八月に東京商工会議所、世田谷工業振興協会、商店街連合会などの区内の産業団体であったり、ハローワーク、産業振興公社、区内の大学、区の福祉保健領域、総合支所、教育委員会事務局等の関係所管と情報交換、意見交換等を通じて就労支援事業をサポートするというような目的で発足をさせていただきました。

若者就労支援センターには、就労という目的に向けてさまざまな若者が相談に訪れますので、若者が抱える問題であったり、課題のありか、それから今後の取り組みの方向性などを示唆するさまざまな情報が集まってきていると考えています。それらの情報を的確にとらえて、今後の対応のために分析をするといったようなことにつなげていかなければいけないわけですが、例えば委員のおっしゃられた相談対応シートへの記入欄の工夫であったり、分析しやすいような記入上の工夫などを検討していく必要があると考えております。また、これらの情報、それから分析結果については、申し上げた支援ネットワークを通じて共有化を図って、関係団体、それから機関、区の所管部においても今後の対応に役立てられるようにしてまいります。

◆岡本 委員 ぜひ、世田谷区として若者の支援という窓口が唯一できたサポステですので、そこから関係各課につなげていただくということをまずしっかりと取り組ん

でいただきたいと思います。

さらに、先日、サポステに来所した高校を中退するかどうか迷っている若者がスタッフに相談し、気持ちを整理する中で、高校卒業まで通学する決意ができた、そういう選択ができたという事例を施設長から伺ったんですけれども、まさにこのアウトリーチ事業は、迷っている段階で来所するその若者の心を受けとめ、次のステップへつなげる大きな効果があると実感しました。今後、若者の個々の課題解決に向けたサポートへの期待が高まる中、その期待を裏切ることがないように、若者が来所しやすく、また、参加しやすいカリキュラムの工夫が求められると思います。また、さらに十代の若者の相談がメインになってくるということに関すると、ご家族の協力も不可欠だと思うんです。従来のご家族の相談対応にとどまることなく積極的にご家族へのアプローチも必要となってくると思います。

ただ、一方で、何度か私もサポステのスタッフと懇談をさせていただいてきているんですけれども、本当にこのサポステの陣容で大丈夫という。この期待が高まる分だけ、もしかたさん若者が集まってきたときに、本当にその対応ができますかということがちょっと不安になっているんですが、その点、区の見解を伺います。

◎金澤 工業・雇用促進課長 アウトリーチ事業、委員がおっしゃられた事業につきましては、若者サポートステーション事業に上乘せをして実施される事業でございます。高校を中退するとニート状態に陥りやすく、就労が困難になるケースが多いため、その未然防止として、おおむね高校中退後一年以内の若者にアプローチをして、サポートステーションに誘導を行って、早期の自立、進路決定または就労など、次のステップに向けた支援を行うものでございます。

まず、第一点目の来所しやすく参加しやすいカリキュラムの工夫というご質問でございますが、まずはこの十月から年内いっぱいの中で区内の公立、私立高校、三十八校でございますが、ここを訪問して、先生のご協力を得るとともに、三年生にカード

型の案内の配付というものを予定してございます。さらに、地域の方々の協力も得る工夫などを行いまして、情報をしっかり若者に届け、サポートステーションの存在をまずは知っていただき、何かあったらサポートステーションに連絡してみようかなというような気になってもらえるよう、敷居が低くなるような工夫をしたいと考えております。

また、最初はサポートステーションで行っている対応を基本にして、スタッフによる電話であったり来所での面談、カウンセリングなどの個別支援を行ってまいりますが、コミュニケーションなどの各種セミナーへ誘導するなどを予定してございます。

ご家族のアプローチについてですが、若者が課題を抱える背景には、親自身の課題であったり、親と子の間の課題などが存在をしている、そのような課題も見据えた対応が必要だというふうに、委員のおっしゃるとおり、認識をしてございます。高校生の中退や引きこもりなどの課題に向き合って進路決定や就労支援などに結びつけるには、若者だけの相談、カウンセリングではなくて、ご家族のアプローチが大変重要かなというふうに思っております。その際、ご家族からの連絡を待つということだけではなく、サポートステーションが気軽に相談できる場として認識していただけるように工夫することが必要だと考えております。この九月に地域で出張個別相談会というものをモデル的に実施をしてみました。今後はご家族向けのセミナーの開催なども検討してまいります。

それと、第二点目の受け入れ体制についてですが、若者就労支援センターは、所長を含めて九名の体制で実施をしております。サポートステーション事業には四名が担当しております。今後、委員がご指摘あったとおり、相談者もふえていくと思いますので、効果的なスタッフの配置であったり、支援カリキュラムの工夫などが必要です。現在、サポートステーションと私ども区で次年度以降の事業計画を検討してございますので、その中でしっかり対応してまいります。

◆岡本 委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、アウトリーチによりつながった若者の具体的な就労支援について伺ってきたいんですけども、そこに就労するためという思いで働きたい意欲のある若者を支援する場合と、一方で、社会で働くことを余りイメージできない、そういう若者を支援する場合があると思うんです。恐らくその後者の若者が多くサポステに来所されるのかなと思ったときに、その働くことを余りイメージできない若者に対して、彼らが就職した場合は、今までほとんど触れたことがない世代の方々との交わりとか、また、社会のルールに対する戸惑いから大きな壁となって適応ができなくなってしまうというケースがたくさん見られていると言われていています。本年、区ではこの若者の就労支援のためにヤングワークを立ち上げ、職場見学や仕事体験に協力してくださる会社を区内で四十四社、百職場開拓したとさきの定例会で伺いましたけれども、社会になじみのない若者が即現場に入るということは、やはりその若者にとっても、また受け入れる協力会社にとっても、かなりハードルが高いかなというふうに感じます。そういう意味で、例えばサポステ内にバーチャル体験ができるような仕組みを取り入れるなど、もうワンクッション置いて社会へつなげるサポートがより効果的だと思うんですけども、その点について区の考えを伺います。

◎金澤 工業・雇用促進課長 世田谷若者就労支援センターにつきましては、委員がおっしゃられたサポートステーションというニート状況から就労意欲を自発的に持たせるというような仕組みと、ヤングワークという就労意欲がある方をしっかり就職に結びつけるという大きくは二つの段階の機能を持っている取り組みでございます。ヤングワークには、ジョブコーディネーターを配置いたしまして、職場見学、仕事体験を通じて就労に結びつけるようなカリキュラムを組んでございます。具体的な仕事に触れることが就労に結びつくために効果的と言われておりまして、ことしの七月から就労支援センターの重要な事業の位置づけとして実施をさせていただいておりま

す。八月現在で六人が職場見学をし、五人が仕事体験に参加をいたしました。

委員がおっしゃられた若者に職場体験に参加させるというだけではなくということをございますが、ジョブコーディネーターの対応の充実とともに、仕事観を育てる教育訓練などのカリキュラムの充実、それから、委員のおっしゃられたようなことも含めて充実を図っていく必要があるというふうに考えてございますので、サポートステーションとしっかり協議をして対応してまいります。

◆岡本 委員 最後になりますけれども、この若者の就労ということで、昨年、現政権が事業仕分けを行った際に、引きこもりがちな若者の支援ということで若者自立塾というものがあつたんですが、これを事業仕分けの中で廃止したんです。費用対効果があられていないというその一言で。ただ、七年、八年引きこもっている若者を外に出して、そこから自立させるというのは非常に時間のかかるということがあるわけなんですけれども、そういった意味で、今回このサポステ、厚生労働省の委託事業として区が昨年からはスタートしてございますけれども、ぜひ十代後半以降の若者の就労支援の窓口が着実に成長できるように、そのためには、まず、このスタート段階からきちんと情報を収集しつつ、第三者評価を取り入れながら、そして、取り組んでいく、体制を整備していくということが大変重要かなと思っておりますが、その点について区の見解を伺います。

◎金澤 工業・雇用促進課長 若者就労支援の取り組みは、委員ご指摘ございましたように、二年目になりました、これまでの実施結果等をもとにして、さらに支援策を充実させていくということが必要であると認識をしております。その中で、若者就労支援センターのスタッフみずからがより効果的な企画を立て、より一層自主的運営がなされるというようなことが重要であると認識をしております。このため、相談者、セミナー受講者、就労に結びついた若者のデータなどを把握し、分析することが必要で、それをカリキュラム検討に生かせるような工夫をしていく必要があると考え

ております。また、他の自治体でのサポートステーション事業との積極的な情報交換を通じて、スタッフのスキル向上などにも取り組む必要があると思います。

また、第三者評価のところでございますが、学校や関係機関などからも、アプローチの仕方、それから対応内容などについてご意見や評価をいただき、事業運営や今後の対応策に積極的に生かしていく必要があると認識をしてございます。先ほど申し上げた若者就労支援ネットワークの活用、充実などにより、その点是对応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、区としては世田谷区の若者が就労に結びつくようしっかりと取り組んでまいります。

◆岡本 委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

では、次に、地域産業を応援していくことが行政の役目であるとの認識の上で、世田谷区が主催する行事と区内産業との連携について伺います。

ことしの夏も、ふるさと区民まつりを初め、たまがわ花火大会が盛大に開催されました。ふるさと区民まつりに実はこの夏、ボランティアで参加された区民の方から、なぜ世田谷区が主催する区民まつりなのに行事に携わる役員に配られるお弁当の発注先が世田谷区外の業者なのか、こんなに区内産業が景気の低迷で冷え込んでいるのに区内の業者へ発注してあげたらいいのにとという素朴な疑問の声がありました。早速ふるさと区民まつりと花火大会のお弁当の発注状況を調べさせていただいたところ、ともにプロポーザル方式で選定しているのですが、花火大会は区内業者に決定し、ふるさと区民まつりは区外業者に決定されておりました。ここでまず、ふるさと区民まつりと花火大会の業者の選定方法をお聞かせください。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 ことしの区民まつりですが、七月三十一日、八月一日の二日間開催いたしました。ご質問の区民まつりのお弁当の購入についてでございますが、祭りの協力団体ですとか各種出展団体、あるいはイベントの出演者、

そして区職員、アルバイトなどに対して提供しております。数としましては、二日間の昼と夜、合計四回で七千八百五十個、一回当たり二千個となっております。購入方法でございますが、委員お話しのとおり、プロポーザル方式で契約をしております。

具体的な選定の基準ですが、お茶つき弁当で一個四百円以下、数量は約八千個ということ、それに加えて、すべての容器が可燃性であること。これは区民まつりがごみ減量、リサイクルを重点課題に取り組んでおりまして、不燃ごみを減らすためということでございます。なお、物産展で販売する食べ物の容器につきましても可燃性にすようお願いをいたしております。こうした条件を付した結果、五社が応募いたしました。いずれも区外業者でございました。その後、五社からサンプル試食を含めまして、メニュー内容、調理体制、配送方法、衛生面などを総合的に審査した上で事業者を決定しております。

◎坂本 砧総合支所地域振興課長 それでは引き続き、たまがわ花火大会の弁当の発注の現状についてお答え申し上げます。たまがわ花火大会では、従事職員用としてお弁当約二百個を購入しております。発注先の業者の選定に当たりましては、お話にもありましたように、プロポーザル方式で選定しております。選定に当たりましては、弁当の単価を税込み七百円以内、これはお茶などの五百ミリリットルのペットボトルの飲料をつけるということを中心として、それから、夏の屋外での行事ですので管理上、食中毒を起こさないような食材の使用、調理ということを中心として付させていただいております。その中で、選定委員が点数をつけて選定したということで、結果として区内の業者が今年度は選定されております。

◆岡本 委員 ただいまの答弁でわかるわけですがけれども、まずお弁当の金額が四百円と七百円、それぞれ区が主催する行事で違うというところが、何でというふうに疑問に思うわけですね。その上で、ふるさと区民まつり、ごみの減量とリサイクルを重点課題にしているということから、すべて可燃性容器を使用することを条件としてい

るということなんですけれども、この容器の仕様だけで応募の有無が決まってしまうのか、本当にそうなのかなと思うわけです。二日間で七千八百五十個のお弁当が受注できるとなれば、容器ぐらい一生懸命変えて区内業者さんも応募に参加できるように頑張ると思うんですけれども、ただ、先ほどの一個四百円お茶つきというところが大きな課題になるということも感じます。そういった意味で、一社に受注させる理由があるのかどうか、ふるさと区民まつりに関して、お伺いします。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 お話しのとおり、区民まつりの弁当の発注は、先ほどご答弁いたしました。二日間で四回、合計八千食となっております。受注を一社にした理由でございますが、一食当たりの単価がお茶つきで四百円とかなり低価格であることから、大量の数を発注することによるスケールメリットを生み出すため一社に絞っております。

◆岡本 委員 今回の答弁にあるように、スケールメリットというところから、あくまでも予算ありきで割り返しているという前提になってしまっているの、当然大規模な企業だけしか参加ができない、間口が初めから閉められているという状況になっているわけです。例えば一回二千個必要なお弁当であったとしても、二百個ずつ十店舗に発注するのであれば各個店での対応も可能ではないかなと思うんです。景気がなかなか浮上しない中、地域の産業を支える役目が行政にあるとするならば、せめて区民まつり、花火大会、こういったことに関しては事務局の方が一社に頼んだほうが楽だ、そういう感覚がここにはすごく見え隠れするわけなんですけれども、やはり行政側が多少手配工数がかかったとしても、地域の産業を支える効果があるし、また、産業を支える、地域を支えることにより、区内税収がふえるわけですから、ぜひ区民まつりに関して発注方法を考えるべきと思いますが、区の見解を伺います。

◎関 区民健康村・ふるさと交流課長 委員ご指摘のとおり、景気が悪い中、区内業者の育成、地域産業を支えるということは行政としても重要なことであると認識しております。そこで、区民まつりでの発注についてでございますが、品質、衛生管理面、あるいは公平性の観点からも、プロポーザル方式というものは維持していきたいと考えております。加えまして、先ほど来言っておりますごみ減量、リサイクルを重点課題ということにしておりますので、容器についても可燃性であることも条件としてみたいと思います。来年度につきましては、今申し上げた条件のもと、価格とスケールメリットの問題はありますが、一定程度の分割発注は考えてみたいと思っております。どの程度の数まで分割発注して品質等が維持できるか等を含めまして、来年度の課題とさせていただきたいと思っております。

◆岡本 委員 区民の方がボランティアに参加されて、届いたお弁当を、裏をひっくり返してどこが製造もとなのかとか見ているわけですね。そこまで区民の意識は高いですから、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、サッカー場の整備に関してお伺いします。

ちょうど二年前の決算特別委員会で、二子玉川緑地運動場のサッカー場整備の必要性に関して私は取り上げさせていただきました。スポーツの世界では生傷が絶えないのはいたし方がないことですが、運動場の整備不良によるけがはあってはならないことだと思います。この二年間で二子玉川緑地運動場のサッカー場で改善が進んだ点をまず伺います。

◎鈴木 スポーツ振興課長 二子玉川緑地運動場には、大人用のサッカー場が二面、それから少年サッカー場が二面ございます。日常整備の中で荒れた場所の補修を行いながら、年二回ほど土入れや転圧などの整備を行っております。また、大人のサッカー場につきましては、昨年、一年置きに行います芝の補植の範囲を今までより一千平米ほど広げるなど、グラウンド状況の改善を図っております。さらに、サッカー場か

らは水道の蛇口が比較的遠かったため、サッカー場の東側に一カ所新設いたしました。これによりまして利便性の向上あるいは熱中症の対策を図れたのかなと認識しております。今後も利用者が安全かつ快適に施設をご利用していただけるよう、安全対策はもとより、さらなる環境整備に努めてまいります。

◆岡本 委員 ぜひ、整備不良によるけが人が出ないように、今後ともよろしく願います。

次に、世田谷区の税収が落ち込む中、新たな施設整備を早急に求めることはいささか困難である。先ほど来他会派の方からも野球場のことでおっしゃっていましたが、あえてスポーツの世田谷を標榜する上で、着実に進めていかなくてはならない課題はきちんと取り上げていくことが大事であると思いますので、そこに向かって一歩一歩進めていくためにも新たに現状認識するために、二子玉川緑地運動場のサッカー場の大人と子どもの利用者数と、区の中でサッカーができる場所は何カ所あるのかを教えてください。

◎鈴木 スポーツ振興課長 二子玉川緑地運動場の二十一年度の利用者数でございますが、サッカー、野球、ラグビーなど、施設全体で十五万三千八百六十二人利用をいただいております。そのうち大人のサッカー場が一万五千五百九十三名、少年サッカー場が二万六百八十一名となっております。二子玉川緑地運動場以外の場所では、少年サッカーにつきましては、地元の学校などの協力を得まして、学校の校庭で活動しているチームも多くございます。一方、大人のサッカーにつきましては、野球場と併用となっております世田谷公園、あるいは笹原小学校、桜丘中学校など七校の学校の校庭を使用することができます。また、大田区と共同管理しております多摩川緑地広場などでサッカー利用もできるということでございます。

◆岡本 委員 少年サッカーに関しては、答弁にもありましたように、小学校、中学校の校庭があるので、大人と比較して練習場は確保されていると思いますけれども、大人が利用できるサッカー施設が非常に少ないということになるわけです。年々サッカー人口がふえる中で、サッカー場をさらに整備する、そういう声が高まっていますけれども、新たにまとまった土地を購入することは大変ですので、例えば区立中学校の統廃合により創出される校庭とか、もともとグラウンドだったところを今後区が購入する場合など、ぜひ建物を建てるだけでなく、サッカーやさまざまなスポーツを楽しむグラウンドや広場ができるように整備すべきと考えますが、区の見解を伺います。

◎鈴木 スポーツ振興課長 現在、区立施設で大人のサッカーの試合ができる場所につきましては、多摩川緑地広場、世田谷公園、それから二子玉川緑地運動場でございますが、三つの施設を合わせまして五面と少なく、委員のお話ございましたとおり、競技人口が多い割にはサッカーの利用をできる区立施設は不足していると認識しております。

二子玉川緑地運動場につきましては、河川敷にあることから、芝の管理や増水時の閉鎖など、利用が制限されまして、稼働できる日数も限られております。これらを解消するためには、例えばですけれども、人工芝のサッカー場を河川敷以外の場所で整備するなど、年間を通して安定して稼働できる施設を整備する必要もあると考えております。委員からのご提案も踏まえまして、財政状況も見据えた上で、今後あらゆる機会をとらえましてサッカー場の新設の可能性を探ってまいりますとともに、サッカーを初めさまざまなスポーツに親しんでいただけますよう民間施設、大学施設などとの連携、活用といったことについても検討してまいります。

◆岡本 委員 人工芝を敷いたグラウンド整備というところまで踏み込んだ答弁をいただきましたので、ぜひ期待しておりますので、よろしく願いいたします。

では、高橋委員に変わります。

◆高橋 委員 あと約二十分ぐらいですね。お疲れでしょうけれども、よろしく願いしたいと思います。

私のほうからは、予特でも申し上げました、また、先週の総括でも話がありましたけれども、大蔵第二運動場の今の状況についてもう一度しっかりと議論をしてまいりたいというふうに思います。

先週総括質疑で [菅沼](#)さんが話をされていましたが、そのとき利用者も収入も減ってきているというようなお話がありました。予算特別委員会的时候、三月のときはしっかりだれでもが喜んで足を運べるような施設にしなければいけない。そこでやっぱり運営方法を考えなければいけないんじゃないかということはそのときは申し上げたつもりです。

まず最初に、この収入状況を細かく教えていただけますか。

◎鈴木 スポーツ振興課長 施設全体の収入でございますが、ことしの二月から七月までの半年間で約三億二千万円でございます。主な内訳でございますが、体育館が約五百七十万円、テニスコートが約二千二百万円、宿泊施設が約四百七十万円、トレーニングルームが約一千五百万円、ゴルフ練習場が約二億一千万円、駐車場が約四千万円、そして七月、八月のみでございますが、開設いたしました屋外プールが約一千七百万円でございます。

◆高橋 委員 今の答弁でいきますと、二月から七月までの六カ月間、約三億円の収入のうち、内訳で約四千万円が駐車場利用料になっているわけです。一〇%強がこの駐車場料金になっている。ネーミングライツだとか税外収入の確保については非常に

重要な案件でもありますし、これはしっかりとしていかなければいけないわけですが、そういった意味では、駐車場の利用収入も確保しなければいけないというのは思っていますけれども、例えば、トレーニングルームを利用する場合、三時間利用すると利用料が六百円なんです。（「安いね」と呼ぶ者あり）まあ、安いですね。これにあわせて三時間の駐車料金も同じ六百円かかるんですね。施設利用料と駐車料金が同じ金額を支払うということになっていくんです。駐車場が四千万円。同じこの四千万円が、駐車場使用料ではなくて、もし施設使用料として入ってくるならば、今よりも多くの方に施設を利用していただいたということになります。そういう意味では、大蔵第二運動場を取得した本来の目的にかなっていくというふうに思うんです。

そういう意味では、多くの方に利用していただく。スポーツの世田谷として多くの方が来場していただく。そして、利用料でやはり大きく大蔵第二運動場が税外収入もあるというような状況になっていくということは大事だと思うんですけれども、この状況についてどう考えていますか。

◎鈴木 スポーツ振興課長 今、委員のお話しのとおりでございまして、生涯スポーツ社会の実現を目指します区といたしましては、大蔵第二運動場がスポーツを楽しむ場であり、また、健康づくりとか仲間づくりの拠点として、子どもから高齢者まで多くの区民の方に足を運んでいただき、活用していただく、こういった目的に沿って利用していただければと考えているところでございます。

◆高橋 委員 三月の予算のときも、私は高齢者の健康づくりという観点からこの質問をいたしました。高齢者のスポーツというのは、健康づくり、また、仲間づくり、それ以外にも介護予防、そして医療費の抑制にもつながっていく、そういう意味では非常に大事な観点であり、しっかり進めていくべき有意義なものであるというふうに、そのときの答弁でもありました。そういう意味で、高齢者のための――そのときに要望したのは定期券とか駐車料金の割り引きとか、そういったことを要望したわけです。

けれども、厚生年金スポーツセンター時代から利用されている高齢者の方々の中には、区立になって通う回数が減ってしまったという声も聞いております。高齢者の利用状況、また、開設後の利用者の声を聞いていらっしゃる場所もあると思いますが、どのような声があるのかお聞かせ願えますか。

◎鈴木 スポーツ振興課長 まず、高齢者の利用状況でございますが、六十五歳以上の方を対象といたしました高齢者料金を設けているのがトレーニングルームと屋外プールでございます。夏期限定で開設いたしました屋外プールにつきましては、利用者が約四万二百人でございますが、そのうちの％に当たります約四百八十名の方が高齢者利用でございます。トレーニングルームでございますが、開設から七月までの半年で、利用者が約二万四千五百人でございますが、そのうち三〇％を超える七千二百名が六十五歳以上の高齢者利用でございます。いずれも料金体系の違いから高齢者利用について前年との比較はできませんが、トレーニングルームの利用者総数は現在のところ約二割減少しておりますので、高齢者利用につきましても同様に減っているものと考えております。また、ゴルフ練習場につきましても、トレーニングルーム同様、高齢者利用は減っていると考えております。

区に寄せられている利用者のご意見でございますが、駐車場料金などに関する問い合わせも含めまして、開設から約八カ月が経過していることもあり、件数は徐々に少なくなってきております。しかしながら、一月の開設以来、延べ三百件を超えます要望、問い合わせをいただき、そのうち駐車場に関するものが約百件を超えておるところでございます。特にトレーニングルームを利用される高齢者やゴルフ練習場を利用されている方からの利用時間に見合った割り引き制度を求める声などをいただいているところでございます。

◆高橋 委員 高齢者を含めて利用者、また、収入が見込みより落ちている、この要因というものは明らかではありません。しっかり早く改善をしなければいけないというふ

うに思います。もうわかっているわけですから、すぐ改善しようというぐらいのネットワークが必要だと思うんですけども、いかがですか。

◎鈴木 スポーツ振興課長 利用者の減少につきましては、今、委員のほうからご指摘もございましたが、駐車場割り引き制度を廃止したことが大きな要因の一つであると認識をいたしております。当該施設につきましては、先ほども申しあげましたとおり、健康づくりとか仲間づくりの場として、あるいは高齢者の健康維持、地域交流の場として、前事業者から長年活用されていた施設であることなども踏まえまして、スポーツ施設の拠点として今後も多くの方にご利用いただきたいと考えております。

現在、利用者減少の要因の一つでございます駐車場の使用料の割り引き制度につきまして、利用者のご意見などを踏まえながら、関係部署とも連携いたしまして、区立駐車場の考え方とも整合性を図りながら、施設利用状況の改善に向けまして検討を重ねているところでございます。

◆高橋 委員 検討を重ねていただく、もう重ねて重ねていらっしゃるのだろうと思いますけれども、やっぱり重ねるだけではなくてしっかり、もうこの状況を早く脱したいと思うんですけども、この所管の副区長、どう思いますか。

◎森下 副区長 いろいろ利用者の方のご意見を聞かせていただいております。それから、確かに区の施設となりましてから一部で利用が減少しているということについては大きな課題であると認識しております。そこで、利用状況が改善できますように駐車場の使用料につきましても検討を進めさせていただきたいという気持ちでございます。

◆高橋 委員 よろしく申し上げます。

どちらにしても、スポーツの世田谷として、高齢者を含め多くの方々が喜んで利用できる、そして世田谷区はこの大蔵第二運動場を整備してよかったねと言われるよう

な、そしてやっぱり三月に言いましたが、千客万来の大蔵第二運動場をつくるような、その意気込みをよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。地域の絆再生支援事業についてお伺ひしてまいります。

地域コミュニティーづくりのため、地域コミュニティ活性化支援事業を平成二十年から見直しを行いまして、地域の絆再生支援事業として新たにスタートされ、三年目になりますね。区民のコミュニティー活動を支援することで地域のきずな、つながりを深めて支え合う町をつくる上で大変に有効な施策だというふうに思っております。さて、この事業は補助金を初めまちづくりアドバイザー制度や地域交流会などさまざまな仕組みが推進されていますけれども、まずこの三年間の地域の絆再生支援事業、今までの実績や効果についてお聞かせ願えますか。

◎澤谷 市民活動推進課長 地域の絆再生支援事業につきましては、地域住民が区内の町会・自治会やその他地域活動団体と連携して実施する地域の公共公益的な課題解決の取り組みを支援することを目的として、平成二十年度に創設した事業でございます。三年間の実績としましては、団体数で申し上げますと、平成二十年度が九十六団体、二十一年度九十二団体、そして今年度百二十二団体でございます。これらの団体がそれぞれの地区、地域でさまざまな地域の課題解決やまちづくりの魅力アップ、コミュニティー形成などの事業の取り組み、メディアに取り上げられる団体もあるなど、地域のきずなづくりに成果を上げてきております。また、団体の取り組みの一助となり、事業効果を高めるためのまちづくりアドバイザー制度も、三年間で延べ二十三回の派遣事業及び七団体の相談事業によりまして、団体の事業実施に有益なものとなっております。さらに、事業実施団体に加えまして、地元町会・自治会の参加を得ながら総合支所ごとに開催する地域交流会につきましても、平成二十年度、二十一年度で三百四十一団体の参加を得ております。交流会におきましては、他の団体の活動を知ることができた、事業実施上のヒントを得ることができた、新たな団体と顔見知り

なれたなど、町会・自治会を初めとした団体同士の交流やネットワークの形成に寄与しております。

◆高橋 委員 ことし百二十二団体、区長はこれを始めて、地域が大分強くなっていくという雰囲気を感じるんです。非常にいい事業として育ってきているかなというふうに思うんですけれども、この事業は補助事業として三年目であることから、今年度は一つの区切りとなるわけです。今、政策点検方針、また、補助金の見直し等に係るガイドラインとの関連も踏まえて、施策としての評価検証を行われると思いますけれども、どのように行われていくのか伺いたいと思います。

◎澤谷 市民活動推進課長 補助事業としまして三年目を迎えました今年度は、現行事業の評価、検証を行い、必要に応じて修正や調整を加え、来年度以降について新たな地域のきずなの支援事業を検討することとしております。委員がおっしゃいましたとおり、来年度の予算編成におきましては、政策点検方針に基づき、聖域なき施策事業の点検を行うこととなっており、当該事業におきましても、必要性、有効性、優先度の観点から評価、検証を行います。既に出張所、まちづくりセンターや総合支所の構成員を加えた評価検証委員会を設けまして、また、区政モニターのアンケート、事業実施団体の実績報告等も含めまして、事業の目的、成果、手段、手法の観点から評価、検証を進めております。今後、関係所管とも具体的に事業の細部を詰めていく予定でございます。

◆高橋 委員 この事業の今後について伺いますけれども、本事業の実施計画事業としての三年間を踏まえた今後の展望が必要だと思うんですけれども、ことし四月に策定された地域活性化に向けた指針との整合性をどのように考えているのか、平成二十三年度以降の展開を伺いたいと思います。

◎澤谷 市民活動推進課長 本年四月に策定いたしました世田谷区地域活性化に向けた指針では、地域の活性化には地域社会の基盤であり、その支えとなるさまざまな地域のきずなを大切にしていくことの重要性を示しております。地域の絆再生支援事業は、その趣旨から申し上げて、まさに地域活性化に向けた指針の具体的取り組みのツールとして、地域のきずなを形成しながら広く区民の自治意識の醸成に資するものと考えております。地域の絆再生支援事業は平成二十年度から二十二年度までの実施計画事業でございます。大変厳しい財政状況の中でございますが、来年度以降も新たな事業の展開を考えてまいりたいと考えております。

◆高橋 委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

余り時間ありませんが、文化について伺ひたいと思ひます。

世田谷らしい文化施策をどう取り組んでいくのか。今、世界財政危機以降、ヨーロッパでも文化予算の見直しが行われていると聞いています。我が国においても同様だと思ひますけれども、世田谷区は文化都市として発展してきた歴史があります。世田谷区の魅力の底には文化、芸術があります。ぜひ将来へ、子どもたちの未来へつなげなければいけないと思ひているんですけれども、まず昨年度の実績をお聞きしたい。昨今の景気低迷の中、各文化施設での入場者数などの状況を教えていただけますか。

◎花房 文化国際課長 世田谷美術館や文学館、パブリックシアターなどの文化施設は文化の世田谷を担う拠点として区内外にも知られております。平成二十一年度の各施設の事業参加者数及び施設入場者数は、おおよその数でございますが、パブリックシアターが二十三万人、生活工房が二十一万九千人、世田谷美術館が五十一万三千人、文学館が十一万一千人、音楽事業部が一万八千人となっております。全体で約百九万一千人の方々にご利用になりました。中でも世田谷美術館の企画展「平泉～みちのくの浄土」では八万八千人を超える方が来館されております。各館、魅力ある取り組みによりまして集客力のアップに努めております。

◆高橋 委員 こういう中でもしっかり世田谷の文化芸術はやはり発展しているという状況をできるだけつくりたい、そういう思いでおりますけれども、次の文化施策をどのようにしていったらいいのか。今の社会状況から、やはり新たな手も打たなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。今、情報の流れが大きく変わろうとしています。マスメディアのパブリックな情報からパーソナルな情報コミュニケーションに多くの人の関心に移ろうとしています。i P a dに代表されるように、新しい情報端末の普及と家庭や街角への情報インフラが整いまして、デジタルサイネージの環境が整備されて、情報は選択して受け取る時代に大きくシフトしてまいりました。文化芸術振興を進める世田谷区においても、過去からの収蔵品や美術資産、点や個であったアートイベントなど、情報映像をデジタルアーカイブ化して、そして文化芸術に日常的に触れ合う機会を生み出すことが今は可能となってきました。蓄積、保存のアーカイブ化から、世田谷ブランド向上への活用へ、新たな文化創造都市としてどう発信していくか、この文化の世田谷をどうこれだけの宝を発信していくかということが、これからの重要な課題だというふうに思っております。何か考えがありましたらと思います。

◎花房 文化国際課長 文化資産であり、区の財産でもございます美術館や文学館等の貴重な収蔵品を保存し、継承していくことは大変重要なことだと思っております。現在、収蔵品は各館の収蔵品管理システムで運用管理しておりますが、美術館につきましては、昨年度、インターネット回線を活用した収蔵品管理システムを導入いたしました。これに伴いまして、美術館本館、分館、文化・国際課、それぞれデータで管理していたものがネットワークされまして、複数の端末で作業が可能になりました。事務の効率化はもとより、収蔵品管理の安定性、確実性を向上することが可能になっております。委員お話しの点につきましては、今後、情報発信機能を強化し、世田谷

区の文化資産の認知拡大を図る指標の一つとして調査研究を行ってまいりたいと存じます。

◆高橋 委員 もう一つ、芸術百華についてお聞きいたします。身近に文化芸術に触れて、町の活性化や魅力アップに貢献していることを大変に評価いたしております。特に地域団体の活動は、身近な地域で人と人が出会い、触れ合い、きずなも強くなっていることを肌身で感じているところであります。四年目を迎えた「世田谷芸術百華」、文化都市としてさらに区民が生き生きと、そして町の魅力あふれる世田谷らしい施策として今後展開していただきたいと思いますが、今後の「世田谷芸術百華」に対する考え方をお聞かせください。

◎花房 文化国際課長 「世田谷芸術百華」はおかげさまでことし四年目を迎えます。世田谷の特色である文化芸術をより身近に感じていただくために、現在、区内各地で多彩なアートイベント等を行っているところでございます。昨年度も三十五事業を実施いたしまして、延べ二十一万九千人のご参加をいただきました。今年度は新せたがやアートプランの初年度としまして意欲的で新たな試みの事業が加わっております。既存の文化芸術のジャンルを超えた創造的事業として、「私が一粒の米であったら」の開催、また、多様な社会の課題に向けて文化芸術の力を発揮する事業として、これは区民の方々と一緒に電気自動車を作成する事業なのですが、環境とアート「現代に蘇るジャメ・コンタクト」を行います。今後とも、世田谷を象徴する秋の恒例行事として多くの方々に文化芸術を身近に親しんでいただくとともに、世田谷の魅力を内外に力強く発信してまいります。

◆高橋 委員 世田谷の魅力、秋の芸術百華でしっかりと発信をさらに進めていただいて、世田谷ブランドをもっと向上していただきたいと思います。早目に終わること

が皆さんが幸せになることだと思しますので、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小畑 委員長 以上で公明党の質疑は終わりました。

○小畑 委員長 以上をもちまして本日の質疑はすべて終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後六時六分散会